

性犯罪者処遇プログラム検討会報告書

令和2年10月

性犯罪者処遇プログラム検討会

目 次

第1	検討会設置の経緯	1 頁
第2	検討会の概要	1 頁
1	構成員	1 頁
2	日程及び主な議題	2 頁
第3	矯正局及び保護局からの報告	3 頁
1	性犯罪者処遇プログラムの現状等	3 頁
2	海外調査結果報告	7 頁
3	効果検証結果（令和2年3月版）	9 頁
第4	各論点に関する現状の評価及び提言	10 頁
1	現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について	10 頁
(1)	基礎となる理論	12 頁
(2)	刑事施設における性犯罪再犯防止指導	13 頁
(3)	保護観察所における性犯罪者処遇プログラム	19 頁
2	刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について	25 頁
(1)	矯正と保護の連携	25 頁
(2)	医療・福祉機関等との連携	28 頁
3	指導担当者の研修（育成）体制について	28 頁
(1)	刑事施設及び保護観察所の指導担当者の合同の研修	29 頁
(2)	刑事施設の指導担当者に対する研修	30 頁
(3)	保護観察官及び保護司に対する研修等	30 頁
第5	今後の課題	31 頁
1	地域連携体制の構築	31 頁
2	刑期満了に伴う限界等	31 頁
3	早期介入の必要性	32 頁
4	効果検証	32 頁
5	指導担当者の育成及び支援	33 頁
6	薬物療法	34 頁
7	その他	34 頁
第6	総括	34 頁

資料1 海外調査結果報告書

第1 カナダ

第2 英国

資料2 性犯罪者処遇プログラムに係る効果検証結果

第1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

第2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラム検討会報告書

第1 検討会設置の経緯

刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇は、平成16年に奈良県で発生した女児誘拐殺害事件を受け、国民の性犯罪者処遇の充実を求める声が高まったことを背景として、平成18年に矯正局と保護局が合同で策定したプログラムを中心に実施されている。

その後、両局は、政府の基本方針やプログラムの効果検証結果に基づき、関係諸機関の連携による再犯防止対策の推進、プログラムの内容や実施体制等の充実、各種研修等によるプログラム指導担当者の指導力向上等の施策を講じてきた。

こうした中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定され、性犯罪者処遇に関しては、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する指導等について、一層の充実を図るとともに、矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の実施を図ることが盛り込まれた。また、平成29年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）の附則において、施行後3年を目途として性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが規定された。

本検討会は、このような性犯罪者処遇を取り巻く近年の状況に鑑み、海外調査や効果検証結果等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについて改めて検討を行うため、外部有識者を構成員として、矯正局及び保護局合同により設置されたものである。

第2 検討会の概要

1 構成員（五十音順，敬称略）

小 嶋 秀 吾（国際医療福祉大学大学院准教授）

柑 本 美 和（東海大学法学部教授）

副座長 嶋 田 洋 徳（早稲田大学人間科学学術院教授）

座長 妹尾 栄一（茨城県立こころの医療センター副院長）
東本 愛香（千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師）
信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）
針間 克己（はりまメンタルクリニック院長）

2 日程及び主な議題

令和元年9月から令和2年8月にかけて、以下の日程で全4回開催した。

(1) 第1回検討会 令和元年9月3日（火）

ア 矯正局及び保護局からの報告

- ・ 性犯罪者処遇プログラムの概要
- ・ 効果検証結果（平成24年12月版）
- ・ 性犯罪に係る基礎統計

イ 協議

- ・ 本検討会で特に扱う論点について
- ・ 今後の検討に当たって考慮すべき事項について
- ・ 今後の議論における方向性について

(2) 第2回検討会 令和2年1月28日（火）

ア 矯正局及び保護局からの報告

- ・ カナダにおける性犯罪者処遇（矯正局）
- ・ 英国における性犯罪者処遇（保護局）

イ 協議

- ・ 海外における取組を参考とするに当たって留意すべき事項について
- ・ 刑事施設と保護観察所の連携をより実効性の高いものとするために重要な事項について
- ・ 指導担当者に対する効果的な研修内容について

(3) 第3回検討会 令和2年3月10日（火）

ア 矯正局及び保護局からの報告

- ・ 効果検証結果（令和2年3月版）

イ 協議

- ・ プログラムによる指導効果が得られにくい対象者に対する介入方法について
- ・ 刑事施設出所後や保護観察終了後にプログラム受講後の効果を持続させるための方策について
- ・ 指導担当者の研修体制の重要性について

(4) 第4回検討会 令和2年8月4日(火)

ア 矯正局及び保護局からの報告

- ・ これまでの検討会における報告及び協議について

イ 協議

- ・ 性犯罪者処遇プログラム検討会報告書に盛り込む内容等について
- ・ これまでの協議の総括

第3 矯正局及び保護局からの報告

1 性犯罪者処遇プログラムの現状等(第1回検討会)

(1) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の現状等

ア プログラム実施の流れ

性犯罪再犯防止指導は、調査センターで行われる性犯罪者調査の結果に基づき、対象者が選定され、その者が受講すべき指導密度等が判断される。本指導の基本的な流れは、オリエンテーション、準備プログラム、本科、メンテナンスとなっている。性犯罪者調査後にオリエンテーションが実施され、刑期等を考慮して適切とされる時期に本科実施施設(21庁)に移送され、準備プログラム及び本科が実施される。メンテナンスは、本科受講後、出所までかなりの期間がある者に対し、釈放に近接する時期に実施される。

なお、対象者の受講計画(受講すべき指導密度、受講時期等)や受講結果(受講したプログラム、受講した期間、出欠状況、受講経過等)等については、性犯罪者調査終了後、本科修了後等に地方更生保護委員会及び保護観察所に引き継いでいる。

イ プログラムの内容及び構成

本指導は、認知行動療法¹を基礎とし、リラプス・プリベンション技法²等を活用したもので、グループワーク及び個別に取り組む課題（ワーク）を中心としている。本科は、「自己統制」、「認知のゆがみと変容方法」、「対人関係と親密性」、「感情統制」及び「共感と被害者理解」の科目により構成され、対象者は、その再犯リスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて、全科目を受講する「高密度」（標準9か月）、必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講する「中密度」（標準7か月）、必修科目のみを受講する「低密度」（標準4か月）のいずれかの指導密度を受講する。また、このほか、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム」や、刑期が短いなどの理由で受講期間が十分確保できない者を対象とした「集中プログラム」が開発され、実施されている。

ウ 指導担当者の研修（育成）体制

指導を行うのは、法務教官、法務技官（心理）、刑務官、処遇カウンセラー（認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）であり、全国レベルで指導担当者の育成を行うため、毎年、全国の施設において指導担当者となった職員を集めて研修を行っている。また、経験豊富な指導担当者が他の施設に巡回して研修を実施したり、各施設の指導担当者が他の施設における事例検討に参加することを通じて、効果的な指導につながる方策等を考察し、自らの指導力向上に活用する「施設間事例検討」を行ったりしているほか、大学等から専門家を招へいして指導について助言を受けるなどし、指導担当者の知識や指導技術の向上に常に努めている。

エ 効果検証結果（平成24年12月版）

本指導による再犯抑止効果については、平成24年に分析結果を報

¹ 認知行動療法：問題を具体的な行動（思考、情緒、運動全てを含む精神活動）として捉え、どのような状況でどのような行動が生じるのか分析し、問題解決のための目標を設定して、行動の変容を目指す多数の技法を包含した広範な治療法。

² リラプス・プリベンション技法：認知行動療法の一技法で、「再発防止」ともいう。問題行動（＝性犯罪）につながった要因を幅広く検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、この過程のなるべく早期に効果的に介入することによって、問題の再発（＝再犯）を未然に防ぐためのスキルを身に付けさせるという構造を採っている。

告しており、プログラムには一定の再犯抑止効果が認められた。特に、全ての罪種の再犯について指導による抑止効果が認められたことから、全般的な反社会的志向を修正する効果があると考えられた。一方、性犯罪再犯に対しては、統計上、効果を確認するまでに至らず、逸脱した性的関心等へのより効果的な介入が課題とされたほか、迷惑行為防止条例違反事犯者に対する効果的なプログラムの開発、個々の対象者の動的风险³に対応する介入の在り方等が今後の課題とされた。既述の指導担当者に対する研修等の充実や集中プログラムの開発等は、こうした課題を踏まえた取組でもあった。

オ 性犯罪に係る基礎統計

本指導に関し、平成25年から同30年の矯正統計年報を見ると、出所受刑者全体は減少傾向にあるものの、性犯罪者調査において本指導の受講が必要だと判定された者は、おおむね横ばい（平成30年は695名）で、出所受刑者に占める割合は4.5パーセントから5.3パーセントに微増している。これに対し、本指導の受講開始人員は、指導が開始された平成18年度は266名だったところ、実施体制を強化してきた結果、平成29年度には504名であった。また、強制性交等（強姦を含む。）による入所受刑者と強制わいせつによる入所受刑者を比較すると、刑期については、前者は3年を超え5年以下の者が最も多いのに対し、後者は1年を超え2年以下の者が最多で、刑期が短い者が多い。一方、平成30年の再入者率については、後者は前者の2倍に近い。このほか、平成27年犯罪白書に掲載された法務総合研究所による特別調査の結果、再犯可能期間に長短があること等を考慮に入れる必要があるものの、単独強姦型、集団強姦型、強制わいせつ型等の類型別に再犯率を比較した場合、痴漢型が最も高いとの結果が得られている。

(2) 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの現状等

ア プログラムの対象者

性犯罪者処遇プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的と

³ 動的风险：処遇によって変容可能な要因をいう。

する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者を対象としている。仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対しては、特別遵守事項として定めて実施しており、このうち重度の精神障害者又は重度の知的障害者、日本語を理解できない者、保護観察期間が3月未満の仮釈放者等は、特別遵守事項の設定の対象から除外される。

イ プログラムの内容及び構成

本プログラムは、全国の保護観察所において、保護観察官を指導担当者とし、個別処遇又は集団処遇により実施されている。本プログラムは認知行動療法を基礎としており、①プログラムの理解の促進を図るとともに受講に対する動機づけを高める「導入プログラム」、②全5課程からなる中核的プログラムである「コア・プログラム」、③保護観察期間を通し、問題性に応じて定期的に面接指導を実施する「指導強化プログラム」、④同意が得られた対象者の家族に対して実施する「家族プログラム」から構成される。このうちコア・プログラムは、本プログラムの中心的な部分であり、対象者に対し、性犯罪に関する自己の問題点を理解し、自己をコントロールできる力を付けて、問題行動を回避できるようにさせることを目的としている。コア・プログラムは、「セッションA（性犯罪のプロセス）」、「セッションB（認知の歪み）」、「セッションC（自己管理と対人関係スキル）」、「セッションD（被害者への共感）」、「セッションE（再発防止計画）」の全5課程から成り、おおむね2週間に1課程ずつ実施している。

ウ 効果検証結果（平成24年12月版）

本プログラムの再犯抑止効果については、矯正局と同様、平成24年に分析結果を報告している。具体的には、性犯罪の再犯及び性犯罪を含む全ての再犯についてプログラム受講群は非受講群よりも再犯率が低いことが示された。

エ 性犯罪に係る基礎統計

本プログラムの受講開始人員は、年間1,000名程度で推移している。

性犯罪者⁴のうち、仮釈放者については7割、保護観察付執行猶予者については9割が特別遵守事項によりプログラムを受講している。保護観察を受けている性犯罪者の保護観察期間については、仮釈放者では、3月から6月程度の保護観察期間の者が多く、保護観察付執行猶予者では、ほとんどが、3年以上の保護観察期間となっている。

2 海外調査結果報告（第2回検討会）（資料1）

(1) カナダにおける性犯罪者処遇（矯正局）

カナダでは、2017年から統合プログラムが全域で実施されている。統合プログラムは、罪名にかかわらず共通して介入が必要な要素を統合的に扱うマルチ・ターゲットをベースとし、先住民用、性犯罪者用、先住民性犯罪者用の四つの種類のプログラムがあり、性犯罪者特有の要素は性犯罪者用と先住民性犯罪者用のプログラムでのみ扱われる。統合プログラムの理論的枠組みはRNR原則⁵、GLM⁶、認知行動療法であり、再犯に結び付くリスク要因をターゲットとして、対人関係上のスキルや問題解決スキル、認知の再構成、自己統制スキル等を習得させ、対象者が個人的な目標や“良き人生（Good Life）”の要素を健康的・肯定的な方法で達成できるよう、対象者が元々持っている強み（ストレンクス。以下同じ。）に気づき、使えるように支援する。統合プログラムは、プライマー、メイン、メンテナンスの順に実施され、メインには高密度と中密度のプログラムがあり、性犯罪者用の場合、中密度は54セッションであるのに対し、高密度は104セッション実施されている（1セッション2～2.5時間。低

⁴ 本件処分の罪名に、強制わいせつ（刑法第176条）、強制性交等（刑法第177条）、準強制わいせつ及び準強制性交等（刑法第178条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法第179条）、強制わいせつ等致死傷（刑法第181条）又は強盗・強制性交等及び同致死（刑法第241条第1項及び第3項）が含まれる者（刑法第181条を除き、未遂を含む。）、若しくは、本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）

⁵ RNR原則：①リスク原則（処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせる）、②ニード原則（犯罪誘発要因について評価を行い、当該要因に絞って働き掛けを行う）、③反応性原則（犯罪者が社会復帰支援のための処遇を受ける効果を最大化する）の3原則から成る。

⁶ GLM（Good Lives Model）：人間は他者との関係性、能力、自律性などを含む基本的ニーズを追求する性向を生来的に有しており、犯罪は、基本的ニーズを追求する手段や方法の誤りによって、人間的福利の獲得に失敗した行動であると捉えるモデル。犯罪者処遇においては、基本的ニーズを追求する際の内的条件（スキル、能力、信念、態度、価値等）と外的条件（教育、親の養育、社会的サポート、機会等）を整えることが重要とされる。

密度についてはプログラムを実施しない。)

また、カナダでは、施設内処遇、社会内処遇の双方を連邦矯正局が所管しており、施設内メインプログラムを実施できない場合は社会内メインプログラムを実施するなど、連携・引継ぎは円滑に行われているようであった。そのほか、カナダには Circle of Support and Accountability (以下「C o S A」という。) という満期出所者も対象となるボランティアによる社会内サポート体制があり、対象者の自発的な意志によって支援を受けることができる。

職員研修等については、性犯罪者用のプログラムを実施する場合は、15日間の導入研修と、指導実施状況についての評価を受けた上で、合否が判定され、プログラムを運用する資格が得られる制度となっており、指導スキルの維持のための評価・研修の制度も整えられていた。

(2) 英国における性犯罪者処遇（保護局）

英国では、これまで刑務所においては、1992年に認証されたSOTP (Sex Offender Treatment Programme) というプログラムが実施されていたが、受講者の再犯率が下がらなかったこと、社会内のプログラムとの一貫性がなかったことなどから、2011年からプログラムの見直しが行われ、SOTP及び保護観察所で実施されていたC-SOGP (Community-Sex Offender Group Programme) というプログラムは廃止された。

2016年頃から開始された新たなプログラムは、RNR原則、性犯罪者の犯罪誘発要因、生物・心理・社会モデル (bio-psycho-social model)⁷による見立て及び介入、GLMやデジスタンス⁸等、強みを活用する考え方や介入方法への理解、プログラムの効果検証等に係る研究の進展を踏まえて作成され、RNR原則に基づき、犯罪誘発要因に焦点を当てながら、

⁷ 生物・心理・社会モデル：生物学的、心理的、社会的要因が犯罪行動に与える影響の重要性に着目するという多元的な見方。犯罪の生物学的要因として、特にトラウマの脳機能への影響や幼少時の逆境体験に着目し、心理的要因としては、特に性的関心や問題解決、自己統制に着目し、社会的要因としては、他者との関わりの観点から、犯罪につながりうる脆弱性を改善することや、デジスタンスを促進することに着目する。（「資料1 海外調査結果報告書（英国）」）

⁸ デジスタンス (desistance)：犯罪や非行からの離脱や立ち直りのこと。デジスタンス研究では、いかにして人が犯罪や非行を繰り返さなくなるのかを問い、その要因を分析対象としている。（「資料1 海外調査結果報告書（英国）」）

未来志向のポジティブなアプローチを採用して、犯罪をしない、より良い未来を実現するために使えるスキルを学ばせることで、対象者が自分の未来について考えることを促すとともに、自分の人生をコントロールする力を身に付けさせることを目的とする内容である。再犯リスクや知的障害の有無、性犯罪の態様等に応じて数種類のプログラムが実施されている⁹。

カナダ同様、RNR原則に基づき、再犯リスクが低いと判定された者は受講対象から除外される。プログラムは原則集団処遇により行われており、受講は裁判所の決定により義務付けられるが、グループダイナミクスを最大限活用する観点から、プログラムに対して敵意を持っていたり、参加を拒否していたりする者も除外される。

プログラム修了後の処遇として、対象者本人とプログラム関係者（指導担当者、保護観察官、心理士等）で、カンファレンスが行われており、対象者がプログラムを通じてどの部分を成長させたか、学んだことが日々の行動にどのように取り入れられているかなどが確認される。プログラムが刑務所内で実施された場合には、保護観察官が刑務所まで出向いてカンファレンスに参加する。

また、プログラムで習得した内容を定着させるため、プログラム修了者のセルフマネジメントの継続、プログラムにおいて作成した生活計画の確認などを補助するためのツールキットが整備されている。

3 効果検証結果（令和2年3月版）（第3回検討会）（資料2）

(1) 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム

矯正局においては、受講群 324 名と比較対照群 1,444 名を対象に、出所後3年以内の再犯状況について分析した結果、全ての分析対象者、中密度判定者及び強姦事犯者において、指導による全再犯及び性犯罪再犯の抑止効果が確認された。高密度判定者については、全体では指導の効果について統計的な裏付けが得られなかった一方、高密度判定者の中でも、犯

⁹ 施設内処遇と社会内処遇の双方を司法省内の部局である HMPPS (Her Majesty's Prison and Probation Service) が所管しており、主なプログラムは同一の内容で実施されている。

罪傾向が進んでいない者や精神医療上の配慮を特に要しない者については指導の効果が確認された。また、強制わいせつ及び迷惑行為防止条例違反事犯者において、指導効果について統計的な裏付けが得られなかった。この効果検証結果からは、強制わいせつ及び迷惑行為防止条例違反事犯者や、高密度判定者の中でも、再犯リスクや問題性が特に大きい者に対する効果的な指導について検討が必要であることが示唆された。

(2) 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

保護局においては、平成26年に保護観察を開始した男性の性犯罪者1,198名を対象に、平成31年3月末日までの受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査し、再犯の発生とプログラムの受講の有無の関連を分析した結果、プログラムの受講による性犯罪再犯の抑止効果が示唆された。なお、性犯罪を含む全犯罪の再犯については、解析の前提となる条件を満たしていなかったため、検証は行わなかった¹⁰。

第4 各論点に関する現状の評価及び提言

1 現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について

現行のプログラムの更なる充実化の方向性について提言するに当たり、どのような水準で見直すべきか、つまり、プログラムの抜本的な変更が必要か、基礎や枠組みは維持しつつ必要な修正を行うことが適切かについて、検討した結果を以下に示す。

矯正局及び保護局（以下「両局」という。）がプログラムの策定に当たって参考として以降、カナダにおいては、統合プログラムが導入され、プログラムで扱う要因の幅が広がったほか、GLMが重要なモデルの一つとして位置付けられ、アプローチ方法の重みの置き方が変化している。一方、RNR原則及び認知行動療法が理論的枠組みとして引き継がれており、「リスク・レベルに応じた密度のプログラムを実施する原則」、「リスク要因をターゲットとして自己統制スキル等を習得させるというプログラムの目的」、「習得させるべきスキルについての考え方」は大きく変わっていない。

¹⁰ 比例ハザード性の仮定を満たしていなかった。（資料2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム）

現在の英国のプログラムのターゲットは、4つのリスク要因（①性暴力を容認する態度、②逸脱した性的関心、③親密さの欠損、④一般的な自己統制の問題）と保護要因（犯罪をしない生活を続ける動機づけや就労継続等）である。プログラムの内容に関しては、強みを活用する考え方や介入方法を重視したり、厚みを持たせる部分が変わったりといった変化がありつつも、介入する主なターゲットである4つのリスク要因と保護要因については、両局がプログラムを策定した当時に参考としたプログラムと共通していた。

このように、カナダ及び英国それぞれにおいて、性犯罪者処遇プログラムの見直しが行われているものの、いずれも底流にある基本的な考え方に大きな変更はなく、プログラムの理論的枠組みは現行の両局のプログラムと共通していると言える。

また、以下のような両局におけるプログラム実施状況も考慮すべきである。一つには、暴力防止プログラム等他の犯罪行動についてそれぞれに特化したプログラムを実施する制度が構築されていることである。もう一つは、効果検証の結果、刑事施設及び保護観察所の性犯罪者処遇プログラムについて性犯罪の再犯に対する抑止効果が確認されたほか、刑事施設のプログラムについては性犯罪に限らない全ての再犯についても抑止効果が確認され、対象者の特徴に見合った犯罪のコントロールができるようになったと解釈されることである。加えて、刑事施設と保護観察所のプログラムは、理論的枠組みや扱っている内容（下表）が共通しており、刑事施設収容中から出所後までの一貫性に係る論点からも、抜本的な変更の必要性は低い。

表 刑事施設及び保護観察所におけるプログラムの内容

プログラムの内容	刑事施設	保護観察所
事件に至る要因の特定	第1科	A
再発を防ぐための再発防止計画作成	第1科	A・E
効果的な介入に必要なスキルの習得	第1科	C
認知の歪みの理解と再構成	第2科	B
望ましい対人関係の理解とスキルの習得	第3科	C
感情統制の機序の理解とスキルの習得	第4科	C
共感と被害者理解	第5科	D

※ 刑事施設の列において、第〇科とあるのは、本科において左欄の内容を扱う科目を示している。保護観察所の列においても同様に、コア・プログラムにおいて左欄の内容を扱うセッションを示している。

これらを勘案すれば、カナダ及び英国における変更をそのまま取り入れ、現行のプログラムを抜本的に変更するのではなく、プログラムの基礎や枠組みは変更せずに、海外調査を含めた最近の知見や効果検証の結果等を踏まえるとともに、両局が策定以来積み重ねてきた実績と経験を生かし、プログラムの充実化について検討することが良策と考えられた。この方針に従って検討した結果について、「現状の評価」及び「提言」に整理して以下に示す。

(1) 基礎となる理論

【現状の評価】

カナダや英国においては、RNR原則及び認知行動療法を理論的枠組みとする点は維持されつつ、対象者の強みを活用することがプログラム全般で更に重視され、充実した生活を送るために積極的にすべきことや自身が求めていることをワーク内において考えさせ、行動させることを促す介入方法がとられていた。

両局におけるプログラムは、認知行動療法を基礎とし、リラプス・プリベンション技法等を中心としている。接近目標¹¹や強みを活用する考え方や介入方法は広い意味で認知行動療法の中に内包されているものの、それを指導において具体化するには指導担当者の知識・指導技術が必要とされ、ともすると、プログラムにおいて、再犯を「しない」方法のみが強調され、対象者が目標とする生活をどのように実現するのかという視点や強みを活用する介入が乏しくなりがちである。そのような場合においては、対象者が自己に対する肯定的な気持ちを持ちにくくなり、プログラムの受講や生活・行動を変えるために努力することに対する意欲が低下することもあると考えられる。

【提言】

引き続き、再犯防止の観点から、個々の対象者のリスクやニーズに着目したアプローチを基本としつつ、接近目標や対象者の強みをより一層活用した介入も取り入れていくことが望ましい。

¹¹ 接近目標：その人が達成したがっている状態（理想）に近づくための目標。

そうすることにより、プログラムの受講に対する対象者の動機づけが高まり、主体的に対処スキル等を学ぶことができる等、プログラムを更に効果的なものにすることができると考えられる。

(2) 刑事施設における性犯罪再犯防止指導

ア アセスメント

【現状の評価】

受講すべきプログラムの判定に関しては、RNRの原則が浸透し、アセスメントが実効的に機能していると言えるが、認知行動療法を実践するに当たって必要となる犯罪行動の機能や、対象者の強み、習得・伸ばすべきスキル等を見立てるという点では、アセスメント（ケース・フォーミュレーション¹²）が十分とは言えない状況が認められる。

また、令和2年3月に公表された効果検証の結果を踏まえ、高密度判定者の中でも特に再犯リスクや問題性が大きい者に対する指導の充実化について検討する必要があるところ、充実化した指導の対象とすべき者の選定基準や選定方法についても併せて検討する必要がある。

【提言】

性犯罪者調査は、調査センターの法務技官（心理）により高度の専門的知識及び技術を活用して行われており、その内容は再犯リスク、処遇ニーズ、処遇適合性にわたる詳細なものである。この結果を指導密度等の判定にとどまらず、実際の指導に生かすとともに、指導担当者が個々の対象者の犯罪行動の機能や犯罪行動を促進している要因、再犯を防ぐための効果的なスキル等を的確に見立てる方法について検討する必要がある。また、特に再犯防止のための対象者の特徴に見合った効果的なスキルを見立てるに当たっては、再犯防止に向けて活用できる特徴や環境要因等についてもアセスメントの対象としていく必要があるとともに、こうした視点の獲得が接近目標や対象者の強みをこれまで以上に活用することにつながると期待される。

高密度判定者の中でも特に再犯リスクや問題性が大きく、より充実

¹² 介入の対象となる問題の発現・維持の成り立ちを説明する仮説を立てること。

化した指導の対象とすべき者については、選定のためのアセスメントを別途行うのではなく、性犯罪者調査の結果を活用することとし、その選定基準等について定めることが適当である。

イ プログラムの内容等

効果検証の結果、強制わいせつや迷惑行為防止条例違反事犯者、小児¹³に対する性加害を行った者に対する指導の再犯抑止効果について、統計的な裏付けが得られず、これらの者に対する指導の充実化が必要であると考察されている。しかし、これら罪名等により分類された群に含まれる対象者の特徴は、一様ではなく、罪名等の分類に対応する形で、プログラムの内容や適切な介入方法を検討することは適当ではない。したがって、以下では、同じく効果検証の結果、指導の充実化の必要性が示唆された再犯リスクや問題性が特に大きい者も含め、対象者や犯罪行動の特徴に着目して、充実させるべきプログラムの内容等について提言する。

① 第1科「自己統制」について

【現状の評価】

小児に対する性加害を行った者（強制わいせつ事犯者の一部はここに含まれる。）の中には、第1科において扱う性的ファンタジー¹⁴が犯罪行動に強く関連している者が一定数含まれていると考えられる。また、特定の罪名等に限らず、再犯を繰り返す者の中には、犯罪場面において、衝動性や感情等を十分統制できず、プログラムにおいて学んだスキル等を生かすことが難しい状況に陥ることが影響している可能性がある。これらを踏まえると、第1科の内容や介入方法の更なる工夫について検討する必要がある。

【提言】

小児に対する性加害を行った者等の中には、性的ファンタジーが犯罪行動に強く関連している場合があり、こうした者に対する効果的な指導のため、これまでも、個々の対象者の問題性に応じた指導

¹³ 本報告書においては、13歳未満の者を指す。

¹⁴ 性的な事項について、強烈的な興奮を覚える性的な空想のこと。

が実施できるよう指導担当者に対する研修等を充実させてきている。また、資料2において考察されているように、下記④及び⑤に係る充実化が小児に対する性加害を行った者等に対する指導の充実化につながることを期待されるが、より効果的な指導を目指し、認知のゆがみのみならず、性的ファンタジーの機能をどのように扱うか、また、衝動への対処をどのように扱い、練習するかなど、指導において活用できる資料の充実化を図ることが望まれる。

加えて、特定の罪名等に限られるものではないが、衝動をコントロールする力が弱い者等に対しては、プログラムの中で考えたリスクが高まる状況における対処方法について、犯罪行動とのつながりを明確にしつつ、現在の生活の中で起きる状況を題材として、体験的理解を促す練習をより多く行う等の工夫をすることにより、自己統制力をより効果的に身に付けさせることができると考えられる。

② 第3科「対人関係と親密性」について

【現状の評価】

特定の罪名等に限らず、性犯罪には対人関係や親密性に係る問題性が背景にある傾向があり、小児に対する性加害を行った者は、その問題性が大きい場合が多い。対象者の問題性等に応じた指導を行う工夫について更に検討することが望まれる。

【提言】

第3科においては、望ましい対人関係について理解させるとともに、対人関係に係る問題性を改善するために必要なスキルを身に付けさせることが指導の内容・目標となっている。この目標に向けてより効果的に指導するためには、犯罪行動とのつながりを理解させつつ、他者との付き合い方や社会資源について、現実に照らして具体的に考えさせるとともに、犯罪をしない生活のために重要な人間関係の構築につながるよう行動するための具体的な方法を検討する内容を充実させることなどが考えられる。

③ 第5科「共感と被害者理解」について

【現状の評価】

カナダや英国においては、被害者への共感を促すことと再犯防止には直接的な関係がないとして、被害者の心情について扱うことが主題のモジュール等は設けられなくなっていることを踏まえ、第5科「共感と被害者理解」の在り方を検討することが必要である。

【提言】

海外調査の結果からは、「共感と被害者理解」を扱う科目の存否自体を検討することも考え得る。しかし、我が国においては、自らが犯した罪について、どのように振り返り、社会に説明するのかということや、被害者に対する謝罪の念を形成するということは、社会復帰に当たって重要な位置を占める。こうした文化的背景を考慮すれば、第5科を被害者について扱う科目として存続させることが望ましい。

その上で、同科目においては、情緒的な共感性の向上を促すアプローチに重きを置くのではなく、被害や被害者に関する事実等を理解させることを目的として、犯罪行動に及んだ状況や自らの行為が及ぼした被害等について「被害者の視点」から振り返らせ、それを再犯防止に向けた方策の検討に生かせるよう内容やアプローチを見直すことが適切である。あわせて、親子関係等一定の親密な関係性がある者に対して性的虐待や性暴力を行った者は、被害者の視点から犯罪行動を振り返り、被害の実情を理解することが難しい場合が多い一方で、その必要性は高いことに特に留意し、アプローチを工夫することも重要である。

- ④ 習慣的行動であるとみなせる性犯罪をじゃっ起した対象者に対する指導について

【現状の評価】

効果検証の結果を踏まえると、強制わいせつや迷惑行為防止条例違反事犯者等に対する指導の在り方について検討する必要があるところ、迷惑行為防止条例違反事犯者の多く、また、強制わいせつ事犯者の一部には、痴漢等の習慣的行動とみなせる性犯罪をじゃっ起している者が含まれていると考えられる。これらの者に対しては、し癖的側面により重きを置いた体験的理解を含めた自覚を促す介入方法

を検討する必要がある。

【提言】

上記①においても言及したように、これまでも、個々の対象者の問題性に応じた指導が実施できるよう指導担当者に対する研修等を充実させてきているが、経験が浅い指導担当者であっても、習慣的行動とみなせる対象者の指導に必要な視点と一定の指導効果を担保できるようにすることが望まれる。習慣的行動である場合とそうでない場合とで異なる犯罪行動の機能や再犯防止に効果的なスキル、指導におけるアプローチの仕方などについて資料にまとめ、指導に生かせるようにすることが考えられる。また、習慣的行動を扱う補助的なツールやプログラムを用意し、該当する者に追加で実施する方法も考え得る。

- ⑤ 高密度判定者の中でも、再犯リスクや問題性が特に大きい者に対する指導について

【現状の評価】

効果検証の結果、高密度判定者の中でも、再犯リスクや問題性が特に大きい者については、指導を更に充実させる必要があることが指摘されている。この結果の解釈に当たっては、未受講のまま出所することを可能な限り防ぐため、後述するようなグループ指導自体が難しい者も指導の対象としており、そうした者は犯罪性の進んだ高密度判定者に多く、それが指導を難しくしていることを考慮する必要がある。また、標記対象者の中には、プログラムにより習得したスキル等を生かして再犯しない生活を維持するために不可欠な生活基盤や対人サポート等の社会資源さえ確保が難しい者のほか、プログラムが対象としている問題以外に多くの複合的な問題を抱えていることが再犯防止を難しくしている場合も少なくないことを加味した上で、プログラムの充実策を検討することが重要である。

【提言】

現在の高密度プログラムは、矯正局がプログラム策定時に参考にしたカナダのプログラムと比べると、セッションの頻度や回数が少

なく、海外調査の結果等を踏まえれば、高密度対象者には相当数のセッションが必要であり、頻度や回数を増やすことも含めて検討を要する。この検討に当たっては、指導の頻度や回数の増加に合わせて、指導で扱う内容を増加させることも考えられる。しかし、標記対象者には、指導に対する抵抗が強い者、自己否定や対人不信が強い者、自己の状態を客観的に検討することが難しい者等が多く、グループ指導における対人交流を持つこと自体が難しい状況がある。こうした者に対し、指導内容の浸透や定着を図るためには、相当程度の時間が掛かることを踏まえれば、基本的には現在と同様の内容について、より時間をかけて扱うようにすることが望ましい。

具体的には、本科の頻度や回数を増加させることも一案であるが、個々の対象者の問題性や特徴、性犯罪に係るもの以外に抱えている複合的な問題、社会資源の状況等に応じて指導することの必要性が高いことを考えると、本科については現状を維持し、個別に実施できる利点を生かしてメンテナンスを重点的に行うことも考えられる。メンテナンスにおいて、就労状況の安定など社会復帰に当たって必要な多角的な視点を盛り込みつつ、個々の対象者の状況に応じて本科で学んだことの意味を深めさせ、練習を繰り返すなどして指導内容の浸透・定着を図ることが効果を高めると期待される。ただし、これらの指導が奏功するためには、性犯罪再犯防止指導の枠組みに限らず、各種の矯正処遇等や所内生活全般における指導、出所後の指導・支援等が効果的に組み合わせて実施されることが前提として必要であることを踏まえるべきである。

また、標記対象者の中には、性犯罪再犯防止指導を複数回受講している者が多く含まれている可能性が高い。既述のような指導の困難性によるところが大きいと考えられるところ、複数回受講者については、犯罪行動の機能を中心としたアセスメントをよりきめ細かく行ったり、プログラムにおいて自らの肯定的な変化を実感できるようにし、前向きに努力する姿勢を持てるようにしたりするなど、更なる効果的な介入方法について具体的に検討することが望ましい。

⑥ 自己統制計画について

【現状の評価】

性犯罪再犯防止指導において対象者が得たことや学んだことのうち中心的な内容は、自己統制計画に集約されるが、既述のとおり、本指導は、リラプス・プリベンション技法等を中心としていることを背景に、同計画についても再犯を「しない」ための方法が強調されがちな実情がある。

【提言】

再犯をしない生活とは、何を目標とし、その目標を達成するために今現在から具体的に何をすればよいのかということをもっと重視していけるよう、その点について研修等により指導担当者への浸透を図ることに加え、自己統制計画の様式について検討することが望ましい。検討に当たっては、リスク要因についての分析を基礎に置き、リスクが高まる状況における対処方法の検討とともに、接近目標や対象者の強みをこれまで以上に活用したものにするとともに、自己統制計画の作成に向けて取り組む各種のワークについても、検討に含めることが適当である。

(3) 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

ア アセスメント

【現状の評価】

採用されているツールそのものは、RNR原則に沿ったものが使用されているものの、それらのツールが十分に活用されていない。

具体的には、比較的变化しにくい動的リスクを把握するツールの使用方法が指導担当者に十分浸透しておらず、客観的な査定が難しくなっているほか、把握した動的リスクを元に、対象者に応じた適切な介入方法を組み立てるという観点、すなわちRNR原則におけるニード原則、反応性原則に基づく処遇¹⁵が不十分であり、特に性犯罪者特有の再犯リスクに対する意識が希薄である。

¹⁵ ニード原則、反応性原則については、7ページ記載の注釈5を参照。

さらに、アセスメントはリスク要因を把握するものが中心であり、本人の強みや再犯リスクを減少させる要因を把握することは構造化されていない。

【提言】

動的リスクを確実に把握し、具体的な処遇方針の検討に資するよう、アセスメント内容の充実化や実施方法の精緻化を図るべきである。

また、性犯罪者には「ストレス解消としての性的活動」や「逸脱した性的関心」等、性犯罪者特有のリスク要因があるため、この点についても、漏れなく把握する必要がある。

加えて、リスクマネジメントの観点から、定期的に動的リスクをアセスメントする仕組みがあることが望ましい。

その上で、接近目標や対象者の強みをより一層活用した介入を、処遇だけではなく、アセスメントの段階から意識するため、リスク要因の把握に加え、対象者の強みもアセスメントの対象とすることが望ましい。

イ プログラムの内容等

① 導入プログラムについて

【現状の評価】

プログラムの受講者に対しては、保護観察開始時に、プログラムの内容を理解させ、動機づけを図ることを目的として「導入プログラム」が実施されているが、現状では事件の分析と動機づけの程度の評価が主となっており、指導担当者視点の情報収集という要素が強く、プログラムから何を学ぶことができるのか、何を目標にプログラムに取り組むのかなどについて対象者自身が考える時間が十分に確保されていない。そのため、内発的な動機づけが十分になされていない状態でプログラムを受講する者も少なくないと考えられる。

【提言】

対象者自身が持っているリスク要因や強みを理解させるとともに、プログラムを通して達成したい対象者自身の目標などを指導担当者と一緒に考えるなど、主体的に取り組むことを促すことにより、指導担当者対象者の協力関係を築きつつ、内発的な動機づけを図る内

容を盛り込むことが望ましい。

② コア・プログラムについて

【現状の評価】

コア・プログラムにおいても、既述のとおり、基礎や枠組みは維持することが適当であるが、以下のような課題も認められる。

プログラムにおいて、1の(1)記載のとおり、強みを活用する介入が乏しくなりがちであるという実情があるほか、コア・プログラム「セッションD（被害者の共感）」及び「セッションE（再発防止計画）」については、それぞれ(2)のイの③及び⑥と同様の現状が指摘できる。

【提言】

「セッションD（被害者の共感）」及び「セッションE（再発防止計画）」について、(2)のイの③及び⑥記載のとおり、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムにおいても、同様の視点で本セッションを充実化させることが望ましい。

また、「セッションE（再発防止計画）」は、対象者の強みを考えさせるワークが含まれているところ、このような接近目標や対象者の強みを活用した介入は、セッションEのみならず、コア・プログラム全体で丁寧に取り組むことが望ましい。

③ 家族プログラムについて

【現状の評価】

同意が得られた対象者の家族に対しては、対象者が受けるプログラムの内容等を説明し、家族から必要な協力を得られるようにすることや家族を精神的にサポートすることなどを目的とした「家族プログラム」を実施することになっているが、実際には、十分活用されているとは言い難い。

【提言】

家族が、対象者が受けるプログラムの内容や受講状況等の必要な情報を適切に把握することができるよう、「家族プログラム」の効果的な運用について検討することが望ましい。なお、家族への働き掛けに当たっては、本人の性犯罪により、精神的に疲弊していたり、不安

を抱えていたりすることなども少なくないことから、こうした思いに耳を傾け、適切にサポートすることも必要である。

- ④ 過去に刑事施設又は保護観察所によるプログラムの受講歴がある対象者について

【現状の評価】

現状においては、過去のプログラム受講歴にかかわらず、特別遵守事項としてプログラムの受講が定められた者に対しては、全て同じ内容で実施されている。過去にプログラムの受講歴がある累犯者の中には、再犯リスクが高く、複雑な問題を抱える者も一定数含まれており、自己の犯罪行為を一部否認したり、矮小化したりすることなどから、通常の指導に適応しにくい場合が少なくないが、このような者をはじめ、対象者の個別の事情を踏まえた実施方法等の工夫が十分とは言いきれない。

【提言】

プログラムの受講が2回目以降の者及び刑事施設において性犯罪再犯防止指導を受講済の者については、特定のワークを強調したり、実施する順番を入れ替えたりすることができるなどプログラムの柔軟な運用を可能としておくことが望ましい。例えば、「セッションC（自己管理と対人関係スキル）」で扱われている内容等、対処スキル習得の部分を重点的に実施できる運用にしておくことも考えられる。

- ⑤ 習慣的行動であるとみなせる性犯罪をじゃっ起した対象者について

【現状の評価】

(2)のイの④記載のとおり、いわゆる痴漢行為等の迷惑行為防止条例違反を繰り返している者等に対する指導の在り方は課題である。そのような対象者に対しても、社会内で処遇を行うことに備え、保護観察所においても、し癖的側面に着目した介入ができるような方策を検討しておく必要がある。

【提言】

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施に当たっても、

し癖的側面に対する効果的な介入方法について指導担当者マニュアルに解説等を盛り込んでおくことが望ましい。習慣的行動とみなせる性犯罪者は、問題行動に至るまでの流れを言語化できないことが多く、定期的に自身の思考や感情を確認させる取組などが有用と考えられる。

⑥ 知的に制約がある対象者等について

【現状の評価】

重度の精神障害者又は重度の知的障害者は、プログラムの受講対象者から除かれることとなっているが、これに当たらないプログラム受講者の中にも、知的に制約があったり、認知に著しい偏りがあったりするなどの事情により、通常の指導のみではプログラムの内容を十分に理解することが難しい対象者が一定数存在しているものと考えられる。

【提言】

ワークシートにおいて図を多用したり、基礎となる考え方が定着するよう繰り返し確認させたりして、知的に制約がある者などにとってもより理解しやすいワークシートを作成することが必要であるほか、各セッションで本人が理解したことを書きやすくするため、あえて構造化していないワークシートを作成することも検討する必要がある。

また、これらの工夫は保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対してプログラムを活用した指導を行う際にも活用できると考えられる。

さらに、これらの対象者の中には、マスターベーションの方法や女性への関わり方など、性的な事柄について誤った学習をしている者もあり、性的な事柄についての正しい知識を付与するための方策について検討することが望ましい。

⑦ 小児に対する性加害を行った対象者について

【現状の評価】

小児に対する性加害を行った者の中には、性的ファンタジー¹⁶が犯罪行動に強く関連している者が少なくない。そのため、本プログラムにおいても当該性的ファンタジーに対する介入方法を扱うことについて検討する必要がある。

また、家庭内における性加害の場合には、プログラムにおける説明の仕方や被害に対する理解の面で、被害者と面識がない場合とは異なる対応を検討する必要がある。

【提言】

小児に対する性加害を行った者については、性的ファンタジーが加害行動と強く結び付かないよう、その結び付きに対して働き掛けを行う必要がある。また、その者が有している性的ファンタジー以外の性的関心に幅を持たせるような介入も望まれる。

加えて、家庭内における性加害の場合には、それが犯罪であることや被害者に与える極めて深刻な被害について十分理解させるとともに、被害者と物理的距離を置くため、関係機関と連携するなどして、自宅以外の居住場所を調整することなども考慮に入れておくべきである。

具体的には、指導担当者のマニュアルにおける解説等を充実させることで、指導担当者がプログラムの中でケースに応じて必要な事項を扱うことができるようにしておくことが望ましい。

ウ コア・プログラム修了後の処遇（指導強化プログラムを含む。）

【現状の評価】

コア・プログラム修了後の処遇については、開始当初に把握した静的リスク¹⁷に基づき保護観察官による面接の頻度が決められているほか、急性リスク¹⁸が定期的に確認¹⁹され、注意を要すると認められた場合には、具体的な問題点に対する指導や、生活全般の立て直しなど、必要な

¹⁶ 14ページ記載の注釈14を参照。

¹⁷ 静的リスク：過去の犯罪歴や年齢など処遇によって変化しない要因をいう。

¹⁸ 急性リスク：再犯する直前に現れる兆候など、短期間で変容する動的リスクをいう。

¹⁹ 保護観察官による面接又は保護司が毎月保護観察所に提出する経過報告書により確認される。

介入が行われる運用となっており、一定の構造化がなされている。

一方で、多くの場合、コア・プログラム中と比較して少ない面接頻度となることから、対象者のリスクマネジメントを十分に行うことが難しい。

また、残りの保護観察期間の中でコア・プログラムを通して学んだ対処スキル等を維持していくための仕組みが十分ではない。

【提言】

再犯をしないためには、コア・プログラム修了後も引き続き適切にリスクを管理し、必要な介入を行っていくことが重要である。

こうした認識の下、コア・プログラム修了後は、現行の急性リスクの把握を徹底するとともに、(3)のアで述べたとおり、動的リスクを定期的に把握し、適時適切に必要な介入を行うための方策を検討する必要がある。介入の方法としては、コア・プログラムで作成した再発防止計画が、その時点の対象者本人の状況と対応したものとなっているかを本人とともに点検し、必要な見直しを行っていくことが考えられる。また、コア・プログラム修了後に対象者の生活状況の確認を定期的に行うのは主に保護司であることから、保護司による面接においても、本人の再発防止計画が現状の生活等に即した内容で、実際に活用できるものとなっているか確認を行うことができるよう保護観察官や保護司に対する研修を一層充実させるとともに、保護司が面接時に対象者の強みを確認できるような保護司用の質問リストなどの補助資料を作成することが望ましい。

2 刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について

(1) 矯正と保護の連携

【現状の評価】

刑事施設における性犯罪者調査や性犯罪再犯防止指導の結果²⁰は、適宜の時期に書面により対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所に引き継

²⁰ 性犯罪調査の結果、受講経過及び対象者が作成した自己統制計画

がれており、必要に応じて保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの結果も²¹対象者が出所した刑事施設等に共有されている。また、必要と認められる対象者については、帰住先の状況や社会資源の状況等について、ケース会議を行っている場合もある。

しかし、刑事施設及び保護観察所において実施しているプログラムは、共に認知行動療法を基礎とし、その理論的枠組みは共通しているものの、使用しているモデルや用語については、若干の違いが見られるほか、刑事施設のプログラムのどの部分が保護観察所のプログラムのどの部分に紐づいているか、指導担当者において必ずしも十分に理解されているとは言いがたく、刑事施設から保護観察所に引き継がれた内容がその後の保護観察等に十分に活用されていない面がある。

また、刑事施設から保護観察所への処遇の引継ぎに当たって、両機関の指導担当者がケース会議を行うなどの仕組みが整っておらず、対象者に残された課題や必要な処遇等について、双方向の意見交換等により認識を十分に共有するような体制がとられているとは言い難い実情が指摘できる。

プログラム策定当時から指摘されているとおり、矯正と保護の連携の重要性はいうまでもないところ、これらの課題を踏まえ、より効果的な連携や一貫した処遇の実施のための方策について、以下のとおり提言する。

【提言】

ア 引継ぎ内容

刑事施設から保護観察所に対して情報を引き継ぐ際、保護観察所の各セッションの内容に対応する形式で情報を引き継ぐ等、保護観察所において活用しやすい引継ぎの方法を検討する。また、刑事施設及び保護観察所双方のプログラムの中で使用するモデルや用語についても、対象者の混乱を招く可能性があるものはこれまで以上に統一する方向で検討する必要がある。特に、プログラムを通して学んだ内容が集約されるリラプス・プリベンション計画（刑事施設のプログラムにおける

²¹ 対象者が作成した再発防止計画

「自己統制計画」、保護観察所のプログラムにおける「再発防止計画」のことをいう。以下同じ。)は、刑事施設と保護観察所の両プログラムで共有しやすいよう、海外調査等により得た知見を反映した上で、統一様式を作成することが望まれる。

また、引き継がれた内容をその後の処遇に確実に活用できるよう、具体的な活用方法についても、指導担当者が理解しておくことが重要である。

イ プログラム修了後のフォローアップ

プログラムを通して学んだことについて、対象者自身の理解を深化させる観点も、指導の一貫性を確保するために重要な役割を果たす。刑事施設においては、本科で作成した自己統制計画について、保護観察所の指導担当者に適切に説明できるようメンテナンス等においてフォローアップすることが考えられる。また、保護観察所においても、医療・福祉機関等における支援を受ける場合等に、引継ぎ先の指導担当者に適切に説明できるよう、定期的に再発防止計画を対象者に点検させ、見直しを行わせることが必要である。これらのことにより、対象者自身の理解を促進するとともに、対象者自身から引継ぎ先の指導担当者に自身のリラプス・プリベンション計画を説明することを通し、計画そのものが引き継がれることのみならず、その説明状況から、これまで受けた指導についての対象者の理解の程度やつまずき等も同時に引き継がれることが期待される。

ウ ケース会議

刑事施設から保護観察所への処遇の引継ぎに当たって、ケース会議を活用していくことが重要である。特に、これまでの就労状況が不安定な者や精神医療上の配慮を要する者など再犯リスクが高い者を中心に、刑事施設におけるプログラム修了後、出所後の処遇に関わる関係者によるケース会議を行う仕組みを作ることを検討する必要がある。ケース会議の参加者としては、刑事施設及び保護観察所の指導担当者のみならず、必要に応じて担当保護司や医療・福祉機関等の職員も参加することが望ましい。また、ケース会議には対象者本人の参加も積極的に検

討すべきである。対象者自身が協議の場に参加して発言することにより、その後受ける指導や支援に主体的に向き合うことができるほか、自身の抱える問題やプログラムで学んだことに対する対象者自身の理解が深まるとともに、指導担当者が対象者の理解の程度等について確認することができる。また、対象者自身が次の指導担当者と顔合わせができることは、出所後の環境の変化に対する不安を和らげ、保護観察所のプログラムに対する動機づけもなされやすくなるものと考えられ、その意義は大きいといえる。

(2) 医療・福祉機関等との連携

【現状の評価】

性犯罪を繰り返さないためには、刑事施設出所後や保護観察終了後も、必要な支援等を受け続けることが望まれるが、関係機関が相互に有効かつ緊密に連携する上で必要となる基本的な事項として、医療・福祉機関等に対し、刑事施設及び保護観察所における処遇等についての必要な情報が十分に共有されているとは言い難いことが指摘できる。

【提言】

対象者が、再犯を防止するために必要な指導及び支援を切れ目なく、受けられるようにするためには、民間も含めた医療・福祉機関等との連携が重要であり、それぞれの役割に応じた働き掛けを効果的に実施することができるよう、個人情報の取扱いに留意しつつ、性犯罪者処遇プログラムの内容等の処遇に関する必要な情報を共有していくことが求められる。

また、刑事施設在所中から、出所後に支援を行い得る医療・福祉機関等の職員による面接を実施したり、ケース会議を開催したりするなどして、円滑な社会復帰に向けた生活環境調整の充実を図ることも有用であると考えられる。

3 指導担当者の研修（育成）体制について

【現状の評価】

第1回検討会で報告があったように、矯正局では、毎年、初任の指導担当者向けと経験者向けの集合研修が2回実施されているほか、経験豊富な指

導担当者が他の施設を巡回して行う研修や、各施設の指導担当者が他の施設における事例検討に参加する「施設間事例検討」が行われている。また、大学等から専門家を招へいして指導について助言を受ける体制が整っている。このように、矯正局における研修等の機会は様々な形で制度化されているが、指導担当者の知識や技能の個人差は大きく、指導経験が浅い者の中には、性犯罪に関する知識や認知行動療法等プログラムの理論的枠組み、プログラムで扱っている内容等の趣旨について理解が不十分だったり、基礎的な技能の習得が進んでいなかったりする場合があることは否めない。また、再犯リスクや問題性が特に大きい者等指導が難しい者も対象者に含まれている中、指導者全体の指導力の更なる向上も望まれる。

保護局では、現在、性犯罪者処遇プログラムに特化した研修は実施されておらず、プログラムの実施方法について学ぶ機会が、新任の保護観察官が受講する研修等の一部に限られているため、各セッションのエッセンスと認知行動療法を用いた進め方については扱っているものの、性犯罪者のリスクについての見立てや背景理論等についての基本的な理解を深めるには不十分である。

また、大学等から専門家を招へいして、プログラムの実施に当たって助言等を受けることができている保護観察所は限られているほか、コア・プログラム修了後の処遇の多くを担う保護司に対しては、庁単位で独自に性犯罪者処遇に係る研修が実施されている場合があるものの、全国的に統一した形での研修は行われていない。

プログラムを効果的に実施するためには、プログラム内容の充実化に加え、指導担当者の指導力が重要になるが、指導担当者の育成に当たっては上記のような課題が指摘でき、研修の方法や内容について以下のとおり提言する。

【提言】

(1) 刑事施設及び保護観察所の指導担当者の合同の研修

現在においても、実務者研究協議会が合同で実施されているが、それぞれにおける事例報告等にとどまりがちであることから、連携を強化し、同じ方向性で発展していくための研修となるよう、その内容や方法につい

て検討する必要がある。

(2) 刑事施設の指導担当者に対する研修

集合研修について、研修対象者に応じて適切な研修カリキュラムとなるよう改めて検討することが必要である。特に、初任の指導担当者を対象とした研修においては、プログラムの前提として理解していることが必要な性犯罪や性犯罪者の特徴等についての内容や、RNRの原則・認知行動療法等のプログラムの理論的枠組み、プログラムの各科目の内容や目的といった、基礎・基本を正しく理解させるカリキュラムとすることが重要である。そうして指導担当者として身に付けるべき基礎・基本の習得を図った上で、一定の指導経験を重ねた者を対象とした研修では、発達上の特性を含めた対象者の特性・問題性や犯罪行動の機能を適切にアセスメントし、それらに応じた指導を実施していけるよう、事例検討、応用的な理論や関連する専門的知識・知見についての内容など実践的内容をカリキュラムに含めていくことが適当である。また、指導が集団認知行動療法としての効果を発揮するためには、指導担当者と対象者がより良い協力関係を築くことが前提として必要であり、よりよいグループ運営について学ぶことも重要であるほか、経験豊富な指導担当者が他の指導担当者を指導するための技術や方法について学ぶ機会を研修に含めることが望まれる。

また、引き続き、直接の指導担当者以外の職員を含め、施設全体においてプログラムの意義と目的について理解し、評価している風土が醸成されるようにすることが、指導の効果的な実施に寄与すると考えられる。

(3) 保護観察官及び保護司に対する研修等

保護観察官に対しては、矯正局が実施しているような性犯罪者処遇に特化した研修を実施することが必要である。

コア・プログラム修了後の処遇において、保護司が対象者との定期的な面接で用いることができる補助ツールの必要性については、既述のとおりであるが、保護司による面接の機会を更に効果的なものとするため、プログラムの理論的枠組みや性犯罪者の特性に対する基本的な理解について、保護司に対する研修を行う体制を整備しておくことが望ましい。

また、日頃のプログラムの実施に当たり、庁の規模にかかわらず、性犯罪のメカニズムや性犯罪者処遇プログラムの趣旨等について理解が深い専門家による助言等を受けられる体制を整えることが望ましい。

第5 今後の課題

1 地域連携体制の構築

刑事施設や保護観察所におけるプログラムの効果を継続させるためには、医療・福祉機関、自助グループ等による支援につなげることや安定した生活基盤を構築することが必要である。

上記の前提として、プログラムの内容等について関係機関と共有しておくべきことは既述のとおりである。

加えて、性犯罪者に対する効果的な処遇を行うに当たり、精神科医や専門的なトレーニングを受けた心理専門職等の協力が重要である。刑事施設においては、公認心理師、臨床心理士等が処遇カウンセラーとして指導に携わる体制が取られているところ、より安定的に指導を担い、官民の職員が一層協働して指導に当たっていけるよう、任用形態や合同の研修体制等が整えられることが望まれる。また、保護観察所においても、公認心理師、臨床心理士等がプログラムの実施に関わる枠組みを構築することについて検討すべきである。こうした取組が、医療・福祉機関等における性犯罪者に対する支援等の充実化にもつながることが期待される。

このほか、カナダにおいて実施されているC o S A²²は、対象者の地域社会における立ち直りを支える取組として示唆に富むものである。我が国においては、更生保護の民間の担い手として、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等が地域に根ざしていることから、それらの更生保護ボランティアの協力も考慮に入れつつ、地域連携体制の構築を推進していくことが望ましい。

2 刑期満了に伴う限界等

²² 8ページの本文参照。

再犯リスクの高低と刑事施設在所期間や保護観察期間は必ずしも比例しておらず、再犯リスクが高い者の中にも、刑期が短い者が一定数存在する。特に、満期釈放者や仮釈放期間が短い者等について、社会内での指導期間を確保するための対策について検討する必要があるほか、刑期満了後も引き続き国による支援が行われることが望ましい。諸外国においては、再犯リスクが高く、予測される加害が重大な性犯罪者等について、刑期満了後も引き続き、収容処分又は社会内での長期にわたる指導監督を実施し、再犯防止を図っている例が認められる。この点については、刑事司法制度の枠組みに関わることから、時機を見て検討されることが望まれる。

また、保護観察付執行猶予者など保護観察期間が十分確保できる者に対しては、コア・プログラム修了後も任意で受講できるプログラムを提供するなど、長期的に関与を続けるための取組が広がることを期待したい。

3 早期介入の必要性

- (1) 性犯罪者の中には、迷惑行為防止条例違反事犯者等、同様の事案を繰り返す傾向が強く、保護観察付執行猶予の言渡しを受け保護観察を受ける前や刑事施設への入所に至る前に、起訴猶予や罰金等の処分を受けている者が含まれている。上記2と同様に、刑事司法制度の枠組みに関わる課題であるが、これらの者について、起訴猶予や罰金等の処分を受けた段階から適切な介入を行う仕組みについて検討されることが望まれる。
- (2) 再犯リスクが高い者や問題性が大きい群はそれらが中程度の群と比較して、少年時の非行歴がある者の割合が高いことから、少年院において実施している性非行防止指導や、保護観察所における保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する性犯罪者処遇プログラムを活用した指導についても、成人に対する処遇に係る検討状況を踏まえ、充実化について検討されることが望まれる。

4 効果検証

性犯罪者処遇プログラムの効果については、両局とも平成24年12月及び令和2年3月に検証結果を公表しており、いずれも一定の再犯抑止効

果が確認されている。

一方、これまでの効果検証においては、刑事施設と保護観察所の受講状況に関連付けた分析ができていない。今後より一層連携を充実させていくに当たり、刑事施設と保護観察所の受講状況の関係も含めて効果検証を行うことについても検討すべきである。こうして必要に応じて新たな観点を加えながら、今後も不断の検証を行い、プログラムの充実化を図っていくことが期待される。

5 指導担当者の育成及び支援

指導担当者の研修体制については、第4の3においても言及しているが、全ての地域・施設において性犯罪のメカニズムや性犯罪者処遇プログラムの趣旨等について理解が深い専門家に助言等を依頼できる環境が整っているわけではない。刑事施設及び保護観察所双方において、全国レベルで一層の指導力の向上を図っていくためには、指導について助言等を依頼する専門家の人材確保が今後の課題となる。

また、指導担当者の指導力向上に当たっては、研修の充実化等に加え、組織全体として指導力を底上げし、高めていくことができる人事管理が行われることが望まれる。数年で転勤等になれば、指導力が身に付いた頃に指導から離れることになり、組織全体として指導力が蓄積されにくい。職員が指導力を身に付け、向上させ、経験を生かして後進の指導にも当たっていけるような人事管理の在り方について検討することが望ましく、カナダにおけるプログラム・オフィサーのような資格制度は検討の参考になると考えられる。また、こうした資格制度をプログラムの実施に携わる公認心理師、臨床心理士等にも適用することができれば、安定的な任用につながるだけでなく、医療・福祉機関等も含めた我が国全体の性犯罪者に対する介入の質の向上にもつながることが期待される。

あわせて、指導担当者が高い士気を維持しながら経験を重ねていくためには、その支援体制も重要となる。性犯罪者の指導においては、「性」を扱うことに伴う困難があり、他の犯罪者の指導に比して指導担当者に掛かる負荷は大きく、女性の指導担当者には特に大きな負荷が掛かる。このことに

ついて指導担当者自身が理解したり共有したりするカリキュラムを研修に含めることに加え、これに配慮した実施体制について検討するなど、指導担当者を支援する仕組みを構築することが望まれる。

6 薬物療法

諸外国においては、認知行動療法をベースとしたプログラムを受け、補助的なアプローチとして薬物療法等を採用している例がある。薬物療法については、有効性に関するエビデンスが十分積み重ねられているとは言えないこと、矯正処遇・保護観察処遇としての妥当性の問題など課題は多いが、我が国においても、特に再犯リスクや問題性が大きい者の中には、再犯を防ぐに当たって、薬物療法の併用が効果的と考えられるケースがあることを踏まえておく必要がある。

7 その他

法務省では、本検討会設置の経緯の一つでもある「刑法の一部を改正する法律」(平成29年法律第72号)の附則第9条に基づいた検討を行うため、別途「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催されている。ここでは、一定の地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方等を含め、性犯罪に係る刑事実体法に関する事項等について検討が行われており、これらの検討状況や関連法令の改正状況等を踏まえ、性犯罪者処遇プログラムの指導内容等についても社会的要請や時勢に即した検討を重ねていくことが望まれる。

第6 総括

性犯罪者の処遇に特化した認知行動療法に基づくプログラムが、刑事施設や保護観察所に本格的に導入されたのは平成18年からである。先行する平成17年に法務省内に性犯罪者処遇プログラム研究会が設置され、同研究会において、カナダ、英国等における司法領域での性犯罪者処遇の包括的な調査が行われ、同年秋には持ち帰った資料を参考に具体的なプログラムを検討するワーキング・グループが両局に立ち上げられた。本報告書を作成した検討会における構成員の多くが、平成17年の性犯罪者処遇プログラム研究会の構

成員として、海外視察も行っている。平成18年から運用が開始されたプログラムは、認知行動療法を基礎としており、かつリスクアセスメントを重視したアプローチという点で、我が国の司法領域では本格的かつ画期的な試みであった。この領域における世界的権威者である、ウィリアム・マーシャル先生を研修講師としてカナダから招へいし、両局の現場職員が合同で、その理論や技法を学ぶなど、熱気に満ちていたことが、まるで昨日のように思い出される。

その後、両局で、マニュアルに忠実な実践的な取組が継続され、本検討会でも報告があったように、プログラム受講者は受講しなかった者と比べて有意に再犯率が低いことが検証されている。すなわち現行のプログラムは、期待どおりの成果を生むことができているのである。

しかしその一方で、その後の十数年間において犯罪者処遇の世界的な潮流に目を向けてみると、新たな学説や知見が生まれ、実践の在り方も見直されつつあるのも事実であり、現場で職員が感じている困難さに寄り添う、プログラムの見直しもまた必要とされている。

本検討会では、1) 令和2年3月に公表された効果検証の結果を踏まえた上で、より一層の効果を発揮するために必要な対応策は何か。2) 平成17年に調査を行ったカナダと英国の両国を、今回の検討過程で再訪問し、両国でのこの十数年間にプログラムの見直しがどのように行われたか、最新の知見を学ぶ。3) そして最後に、我が国における実践の現場での、手応えや困難さはどこにあるか、プログラムに従事する職員の意見に耳を傾ける。という三つの作業により、既述の三つの論点について1年間をかけて多面的に見直し作業を行った。

今回の報告書で強調されるエッセンスは、おおむね以下の4点に集約される。

- ① 犯罪者処遇の世界的潮流からは、「強み」に着目したアプローチが採用されつつあり、実践面で新たな視点を取り入れられていること。
- ② 令和2年に公表された効果検証の結果等を踏まえ、特に再犯リスクや問題性が大きい者、強制わいせつ事犯者などについては、より特性に応じたプログラムの実施が求められること。

③ 刑事施設におけるプログラムと、保護観察所におけるプログラムについて、連続性や一貫性をより一層重視した運用が求められること。

④ 以上の①から③の項目の全てに関連するが、プログラムに従事する職員に対して基礎から応用まで多面的な知識や技能の習得を可能にすべく、両局ともに研修体制のより一層の充実が求められること。

性犯罪によるダメージは、被害者の人生を大きく損なうほど、強力かつ永続的である。本報告書の提言が、現場で指導に従事する実務家たちを、勇気づけ、ひいては一人でも多くの性犯罪被害者を減少させることに役立つなら、望外の喜びである。

資料 1 海外調査結果報告書

第 1	カナダ	令和元年 12 月 9 日から同月 18 日まで
第 2	英国	12 月 3 日から同月 10 日まで

第1 海外調査結果報告書（カナダ）

カナダにおける性犯罪者処遇プログラムについて

令和元年12月、カナダ連邦矯正局（Correctional Service Canada：以下「CSC」という。）、オタワ保護観察所（Ottawa Parole Office）、連邦ジョイスヴィル刑務所（Joyceville Institution）、連邦ワークワース刑務所（Warkworth Institution）、モントリオール大学教授フランカ・コルトニ教授及びウェイポイント精神保健センター（Waypoint Centre for Mental Health Care）研究臨床家リアム・マーシャル氏を訪問し、カナダにおける性犯罪者処遇について調査した。

なお、本調査報告は、現地で収集した情報を中心に、CSCから事前・事後に提供された情報、CSCホームページに掲載されている情報等から補足して作成した。

1 CSC

(1) CSCの概要

CSCの任務は、犯罪者が法律を遵守する市民となるよう積極的に支援し、安全で人道的な管理を行うことで公共の安全に貢献することであり、様々な警備レベルの刑務所を管理運営し、条件付き釈放となった犯罪者の社会内処遇を監督している。

カナダの連邦刑務所には2年以上の刑期の刑を科された受刑者が収容され、2年未満の刑期の刑を科された者は州（provinces；10箇所）又は区（territories；3箇所）の刑務所に収容される。カナダ全域には、5つの管区（太平洋、プレーリー、オンタリオ、ケベック及び大西洋）があり、男性用施設34箇所、女性用施設5箇所（各管区に1箇所ずつ）、先住民用施設4箇所に加え、社会内矯正センター14箇所、保護観察所（Parole Office、Sub-Parole Officeを含む。）92箇所が置かれている。

職員数は、約18,000名である。そのうち、女性は49.6%であり、男女の比率はほぼ同率である。

なお、職種の内訳は下表のとおりである。

表 CSCの職員の内訳

職名	人数
矯正職員 (Correctional Officers)	6,178名
パロール・オフィサー (Parole Officers)	1,272名
看護師 (Nurses)	839名
プライマリー・ワーカー (Primary Workers)	474名
矯正プログラム・オフィサー (Correctional Program Officers)	453名
心理職 (Psychology Staff)	239名
先住民の職員 (Aboriginal Officers)	155名
ソーシャル・プログラム・オフィサー (Social Program Officers)	108名

(2) 矯正プログラムについて

ア 目的と概要

CSCは、犯罪者のニーズへの対処や、犯罪者の社会への再統合の支援のため、矯正プログラムを提供することが法的に義務付けられており、カナダのコミュニティで再犯率を減らし、安全性を高める手段として、矯正プログラムの使用を優先している。矯正プログラムとは、再犯を減らすため、犯罪者の犯罪行為に直接結び付いていると実証された要因を対象とした構造化された介入である。

研究結果によると、RNR原則に沿った矯正プログラムは、再犯リスクを減少させることが分かっていることから、CSCの矯正プログラムはRNR原則にのっとっている。

イ 職員研修等

矯正プログラムを運営する職員は、プログラム・オフィサーと呼ばれる。このプログラム・オフィサーは、導入研修（10日間）を修了しなければならない。加えて、先住民や性犯罪者用プログラムを実施する場合は、それぞれ5日間追加の研修を受ける必要がある。また、先住民性犯罪者用プログラムを実施する場合は、10日間に加えて更に2日間の研修を受ける必要があり、合計22日間の研修を受けることとなる。

導入研修修了後、実際のセッションを実施している様子をテープに録画して教官に送付し、その内容がチェック項目（マニュアルに従った指導ができているか、参加者を尊重しているか、時間やグループの管理が適切に行われているか、参加者の課題を見過ごさずに向き合せているかなど）に従って評価され、合格となればプログラムを運営する資格が得られる。合格のほか、条件付き合格（他のプログラム・オフィサーの同席があればプログラムを運営できる。）、不合格がある。指導スキル維持のため、合格した後も、3年後、6年後に再度評価を受けなければならない。1年以上プログラムを実際に実施していない場合は、3日間を上限とする研修を再度受けなければならない。

これらはCSCが独自に定めた資格制度であり、プログラム・オフィサーになるために既存の資格を有している必要はない。また、プログラム・オフィサーを指導する教官についても、同じ資格取得プロセスを踏まなければならない。

2 統合プログラムについて

(1) 概要

カナダでは、2017年6月から、Integrated Correctional Program Model（ICPM：以下「統合プログラム」という。）が全域において実施されている。

カナダの過去のプログラムは、明確な犯罪性ニーズやリスク要因（第一世代）又は特定のタイプの犯罪（第二世代）に対し、個別に介入する“複数のプログラム”（例えば、性犯罪・薬物・暴力・アルコール等）から成るアプローチを採っていた。第三世代となる統合プログラムは、罪名にかかわらず共通して介入が必要な要素か

ら構成されているため、犯罪者の入所の段階からコミュニティ（社会内）まで、一つのプログラムで各犯罪者が抱える全てのリスクやニーズを効率的・包括的に扱うことができるようになった。

統合プログラムには、マルチ・ターゲット、先住民用、性犯罪者用、先住民性犯罪者用の4つの種類がある。このうち、マルチ・ターゲットは、物質乱用、利得のための犯罪、暴力全般、配偶者/家族内の暴力に関する要素を統合的に扱う内容で、ベースとなるプログラムである。ここには性犯罪者特有の要素は含まれていない。これは、性犯罪者でなければ性犯罪者特有の要素について学ぶ必要はないこと、また性犯罪者にとっても、性犯罪者でない者の前で性犯罪者の話をするのが難しいことによる。このマルチ・ターゲットに、性犯罪者に特有の要素が加わったものが統合プログラム性犯罪者用である。他方、マルチ・ターゲット及び性犯罪者用に先住民という独自の文化の要素が加わったものが、それぞれ統合プログラム先住民用及び統合プログラム先住民性犯罪者用である。先住民に対しては、先住民の文化を考慮したプログラムを行ったほうが効果的だとする研究結果があるためである。このように、統合プログラムは、全ての犯罪者を対象としているものの、性犯罪者や先住民については、別途、性犯罪者向けの追加課題、先住民の独自の文化に関する課題・配慮がある運用になっている。

各プログラムの形式、スキル、アプローチは類似している。いずれも参加者の多様なニーズに対応し、また、各犯罪者のリスク・レベルに応じた密度（高密度又は中密度プログラム）が提供されている。

統合プログラムは、2010年にカナダ連邦内の一つの地域で試行を開始し、効果検証によって肯定的な評価が得られたため、2017年6月からカナダ全域で導入された。エビデンスに基づいたプログラムをその犯罪者がどこにいても同じように受講できるよう、プログラムへの参加要件、内容、職員の研修・資格認定課程、参加者の評価及び実施方針は標準化されている。

なお、統合プログラムにおいて性犯罪者用が導入されたこと背景には、多くの性犯罪者は常に性犯の再犯をするわけではない（性犯の再犯は13.7%）こと、性犯罪者は性犯の再犯より性犯以外の再犯をしやすいことなどがある¹。これらを踏まえ、統合プログラム性犯罪者用は、一つの包括的なプログラムのもとで、あらゆるニーズ（性犯罪、物質乱用、暴力全般、家族内暴力、利得のための犯罪）を扱う作りになっている。

統合プログラムは、レディネス（犯罪者が再犯に結び付くリスク要因に対処するための動機付けと準備を行う。）、メイン（犯罪者のリスクとニーズに対応した密度のプログラムにより、再犯に結び付くリスク要因をターゲットとして扱う。）、メンテナンス（プログラムに参加して学んだスキルを維持し、変化し続けるためのサポ

¹ Hanson,R.K.,&Morton-Burgon,K (2004) Predictors of Sexual Recidivism:An Updated Meta-Analysis.Ottawa,ON:Public Safety and Emergency Preparedness Canada

ートを行う。)の3段階を踏む。

(2) 統合プログラムの理論的枠組

統合プログラムの理論的枠組は以下の3点であり、どの種類にも共通している。

ア RNR原則:どの犯罪者にも共通とされる4つの犯罪予測要因(いわゆるBig4; 反社会的な人格, 行動, 態度, 交友)に対処するスキルを教える。

イ GLM (以下「グッド・ライブズ・モデル」という。):犯罪者もそうでない人も皆, 人生の目標は同じだが, 犯罪者はそれを獲得するための手段を誤っているため, 向社会的な手段となるよう変えていく。

ウ CBT (認知行動療法):リスクに対処するための新たなスキルを獲得させる。

3 性犯罪者用のプログラムについて

(1) 連邦刑務所で受刑する性犯罪者

CSC管轄下の性犯罪者について, 刑を科される事由は下の表のとおりである(2014年2月)。

表 CSC管轄下の性犯罪者が刑を科される事由

✓性的暴行	・攻撃的な性的暴行 ・武器を用いた性的暴行 ・身体的負傷を生じる性的暴行 など
✓性的接触への勧誘	
✓性的干渉	
✓性的搾取	
✓子どもの誘惑	
✓子どもポルノの所持, 流布 及び/又は 製造	
✓公然わいせつ	
✓殺人	

(2) 性犯罪者のアセスメント

性犯罪者を含む全受刑者がアセスメントの対象であり, 入所後, 各管区に少なくとも1箇所配置されているアセスメント・ユニットにおいて, リスク・レベルを特定するためのアセスメントを受ける。

ア Criminal Risk Index (CRI)

施設内パロール・オフィサーが実施する。以前はSIR Scale を使用していたが, 先住民には適用できなかったことから, 2018年1月よりCRIの使用を開始している。

イ Stable-2007 及び Static-99R

男性の性犯罪者は上記アのCRIに加え, Static-99R 及び Stable-2007 の結果によって, プログラム密度が決定される。対象者は, 性的な違法行為や性的な

動機による違法行為がある者（公的記録がなくても本人が認めた場合を含む。）に加え、過去に性犯罪を行ったことがある者である。

アセスメントの実施は、外部の専門家による3日間の研修を受けたプログラム・オフィサーが行う。入出所が多い施設では、矯正プログラム・オフィサー・アセッサー（Correctional Program Officer Assessor）という肩書きを持ち、アセスメントに専従する者もいるが、肩書きの有無にかかわらず、研修を受講すればアセスメントができるようになっている。

パロール・オフィサーが、ア及びイの情報を総合して、矯正プラン（Correctional Plan）を作成する。

なお、社会内の統合プログラム性犯罪者用においては、Acute-2007 Risk Factorsを使用している。

図 性犯罪者が受けるアセスメント

CRI Score	Stable-2007	Static-99R	リスクレベル格付け	最も高い
・静的リスクとプログラムの密度を特定（前科，施設入所歴など）。	・構造化されたリスク・アセスメント・ツールで，介入により変更可能な，性犯罪者の安定性動的リスク要因を特定。	・性犯罪及び暴力的犯罪者のためのリスクを正確に予測する保険数理的ツール。	高（High）	↑ リスク ↓
			中（Moderate）	
			低（Low） 矯正プログラム不要	

ウ その他のアセスメント

その他、警備レベルを決めるためのアセスメント（Custody Rating Scale）を使用しているほか、以下のような場合に心理職によるアセスメントも行われる。

- ・ 精神障害が受刑者の行動や性犯罪に影響を与えている場合は、プログラム編入が可能かどうかについて心理的査定をするために、心理職がアセスメントを行う。プログラム編入が困難と判定されれば、別の介入を考えることになる。
- ・ パラフィリア（性的倒錯）、社会を騒がせた性犯罪者、女性の性犯罪者についても、心理職によるアセスメントが行われる。
- ・ 釈放前に、性犯罪者に対する心理的リスク・アセスメントを実施することが法律で義務付けられており、その際に使用するアセスメント・ツールは実施する心理職の裁量に任されている。

なお、このような心理職の関与については、以前より減ってきている。それは、全ての過程に心理職の関与は必要ないことや、少なくとも修士課程の学歴を有する心理職を確保することが困難であるとの理由からである。そのため、心理職が不在でも実施可能なアセスメント体制とされている。

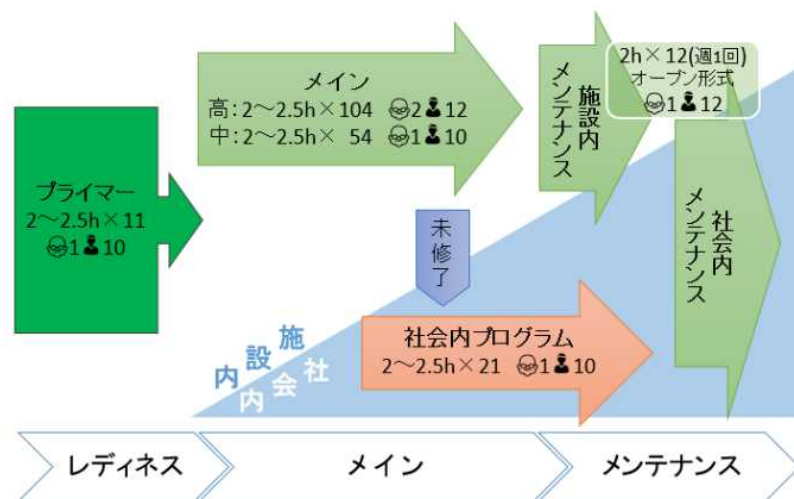
(3) リスク・レベル及び矯正プログラム密度の特定

リスク・レベルには、高密度、中密度、低密度（矯正プログラム不要）がある。基本的には、CRI, Stable-2007 及び Static-99R の得点を掛け合わせた表に基づき、参加させるプログラムの密度を決定する。ただし、この表による密度は、リスク・アセスメント・ツールの得点から機械的に振り分けられたものであるため、具体的な犯罪内容の深刻さまでは反映できない。このため、査定者の裁量で1レベルであれば密度を上げ下げできる（例えば、低密度と判定された者を、中密度に変更することはできるが、高密度に変更することはできない。）。

(4) プログラム種類及びその実施の流れ

統合プログラム性犯罪者用の種類及びその流れは下図のとおりであり、インテーク、施設内、社会内において連続的に実施されるプログラムが整備されている。

図 統合プログラム性犯罪者用の流れ



(5) プライマー（準備，導入）

インテーク・ユニット（全新入受刑者が最初に編入されるユニットで、ここで行われるインテーク・アセスメントにより各受刑者の個別ニーズを特定した上で、受刑施設に振り分ける。）にて実施される。固定メンバーによるグループワークであり、性犯罪者用は全 11 セッション（先住民性犯罪者用は 12 セッション）、1 回 2～2.5 時間で構成されている。

プライマーの目的は、メインプログラムに入る前の準備である。プライマーを修了して 10 日以内に、施設内パロール・オフィサーが参加者と面接をして個人ファイルが更新される。

また、以降のプログラムで扱う個人別のターゲットを特定することも目的となる。その際、5 つ以上のターゲットを特定しないようにしている（性犯罪者も大抵マルチ・ターゲットへの介入を要する。）ほか、特定されたターゲットは、一貫してセルフ・マネジメント・プランの目標とされ、プログラムの各モジュール終了後、プログラムの半分終了後、プログラム終了後にそれぞれセルフ・マネジメント・プラ

ンを策定することとなっている。

(6) メイン（高密度及び中密度）

全対象者に教えるスキルに加え、統合プログラム性犯罪者用では追加モジュールにより特定のスキルを教える。性犯罪者用で扱うスキルは以下のとおりである。

- ・ ニーズの特定と目標設定
- ・ 社会的/コミュニケーション/対人スキル
- ・ 問題解決スキル
- ・ 認知の再構築
- ・ 興奮を低減させる戦略/対処スキル
- ・ 性的自己統制スキル
- ・ セルフ・マネジメント及びセルフ・モニタリング・スキル

これらに加え、受刑者が個人的な目標や“良い人生 (Good Life)”の要素を健康的・肯定的な方法で達成できるよう、受刑者が元々持っている強みに気づき、使えるように支援する。

なお、高密度と中密度の概要については、下表のとおりである。

表 統合プログラム性犯罪者用（メイン）の概要

	高密度	中密度
対象者・リスク	高リスクとされた男性性犯罪者	中リスクとされた男性性犯罪者
プログラム フォーマット	104セッション 6回の個別セッションを含む。	54セッション 5回の個別セッションを含む。
時間/回	2～2.5時間/回	2～2.5時間/回
指導者	訓練されたプログラム担当職員2名	訓練されたプログラム担当職員1名
グループサイズ等	最大12名, 固定メンバー	最大10名, 固定メンバー
最大セッション/週	最大6セッション/週 現場施設の日課や実施スケジュールによって異なる場合がある。	
モジュール内容	M1 Good Relationships and Support M2 Feeling Good M3 Clear Thinking and Healthy Decisions	M4 Freedom and Personal Control M5 Putting it all Together
プログラム後	修了者は、必要に応じて施設内性犯罪者用メンテナンス・プログラム、及び/又は、社会内性犯罪者用メンテナンス・プログラムに参加する。	

ア 高密度

高リスク群には最低 200 時間のセッションが必要（人によっては 300 時間必要）だと研究で実証されている²ことや、高リスク群は、同じ内容を教えるにしても、習得に時間が掛かることから、プログラムセッションが長く設定されている。

イ 中密度

中リスク群は、平均 100 時間のセッションが必要だと研究で実証されているこ

² Guy Bourgon and Barbara Armstrong(2005) Transferring the Principles of Effective Treatment into a “Real World” Prison setting. *Criminal Justice and Behavior* 32,3-25

とから、これに沿った時間数になっている。

(7) メンテナンス

ア 施設内メンテナンス

施設内で実施されるメンテナンス・プログラムである。プログラムの目的は、メインで獲得したスキルを維持するためである。セッションは全 12 回（先住民性犯罪者用は、セレモニーセッションを含むため 13 回）であり、週に 1 回の頻度、1 回 2 時間で行われ、グループセッションの形式はオープン形式である。最大 12 名の参加者、1 名の指導者により行われる。基本的には 1 クール受講であるが、必要に応じて複数クール受講することもできる。

イ 社会内メンテナンス

社会内で実施されるメンテナンス・プログラムである。目的、セッション数、頻度、時間、グループセッションの形式は施設内メンテナンスと同様である。

(8) 社会内プログラム（コミュニティ・プログラム）

性犯罪者の場合は、全 21 セッション実施される。対象となる者は、施設内でメインプログラムを修了するのに刑期が足りない者、プログラムを拒否、ドロップ・アウトしたためにメインプログラムを十分に受講できなかった者等であり、これらの補完的なプログラムかつ社会内メンテナンスに移行するための準備プログラムとして位置付けられる。このプログラムが必要ない者は、社会内メンテナンス・プログラムに移行することになる。

プログラム内容は、施設内のメインプログラムの重要なエッセンスを抽出したもものになっている（後述するオタワ保護観察所についての報告も参考にされたい。）。

当該プログラムを受講する者の具体例としては、施設内でメインプログラムを半分程度受講した者が、社会内プログラムを経て社会内メンテナンスに移行する場合である。このほか、高リスク群で、施設内の高密度プログラムを修了するための刑期が足りない場合は、高密度プログラムに編入させ、可能な限り受講させ（代わりに刑期内に修了できる中密度に編入することはしない。）、やり残した部分は社会内プログラムで補うといった例がある。

なお、プログラム・オフィサーは、施設内プログラムと社会内プログラムの間で人事交流がある。例えば、社会内プログラムを運営していた職員が、施設内プログラムの方に異動になるなどである。

(9) その他

ア 調整

認知的な制約や精神障害などが原因で、プログラム内容を簡素化しゆっくり教える必要がある者を対象とするプログラムである。通常の刑務所ではなく、地域治療センター（Regional Treatment Center）でのみ実施されている。

イ 動機付けモジュール

動機付けモジュールは、プログラム拒否者、プログラムの途中離脱者、プログラムを完遂するためにサポートを要する者に対する 3 つが用意されている。

なお、動機付けモジュールの概要は下表のとおりである。

表 動機付けモジュールの概要

	プログラム参加拒否者	プログラム途中離脱者	プログラムを完遂するためにサポートを要する者
対象者・リスク	中～高リスク者	中～高リスク者	中～高リスク者
フォーマット	1時間×最大4回。必要に応じて再度の参加もある。		4回
指導者	訓練されたプログラム担当職員1名(個別セッションを含む。)		訓練されたプログラム担当職員
最大セッション/週	プログラム担当職員が、柔軟に、日課や実施スケジュールに応じて行う。		必要に応じて追加で実施される。
モジュール目的	1 Establish a rapport or working alliance 2 Identify the reason for program refusal 3 Problem-solve the reason for program refusal 4 Establish an agreement for program participation	1 Establish a rapport or working alliance 2 Help the participant to identify personal goals 3 Link the participant's goals to successful program participation 4 Problem-solve the obstacles to successful program participation	1 Establish a rapport or working alliance 2 Identify the responsibility issue(s) 3 Refer to the responsibility toolkit 4 Apply the strategies from the responsibility toolkit to manage and problem-solve the responsibility issue(s)
プログラム後	Motivational Moduleの修了者は、ICPMプログラムを完了することを推奨。		

4 性犯罪者用プログラムの効果についての研究

性犯罪者プログラムの効果に関するエビデンスについて、以下の3点から説明を受けた。

(1) 性犯罪者のプログラム効果

2009年に行われた、23の研究をメタ分析した国際的な研究の結果³は下の表のとおりである。

表 性犯罪者プログラム受講の有無と再犯率

	受講群	非受講群
性的な再犯	10.9% (カナダでは約13%)	19.2%
一般的な再犯	31.8% (カナダでは約36%)	48.3%
RNR原則に則ったプログラムは、性的・一般のいずれの再犯においても効果が最も大きかった。		

(2) 低リスク群について

低リスク群においては、劇的な再犯抑止効果は認められないことを理解しておく

³ Hanson, R.K., Bourgon, G., Helmus, L., & Hodgson, S. (2009) *A Meta-Analysis of the Effectiveness of Treatment for Sexual Offenders: Risk, Need, and Responsivity* Public Safety Canada

べきであり、この群には、意義ある社会再統合などの目標を設定するべきであるとの示唆がなされている³。

(3) 否認と再犯について

- ・ 臨床的な変数（否認、被害者への共感性の低さ、治療への動機付けの低さなど）は、性的な又は一般的な再犯とほとんど又は全く関係がないことが明らかになっている。
- ・ 自分の罪を最小化する犯罪者は最低でも性犯罪は悪いことだと認識している⁴。
- ・ 否認は再犯を予測しないので、治療ターゲットとならない⁵。

5 オタワ保護観察所 (Ottawa Parole Office) における性犯罪者処遇

C S C本部から徒歩8分程度のところに位置するOttawa Parole Officeにおいて、性犯罪者役の学生ボランティア（模擬性犯罪者）を対象とした社会内メンテナンス・プログラム（模擬授業）を見学した。

(1) 模擬授業

ア 模擬性犯罪者のプロフィール

模擬性犯罪者4名の犯罪概要は、児童ポルノ・未成年者への性行為の要求をした者、パートナーの連れ子との性行為に及んだ者、パーティーで合意のない大人との性行為に至った者及び攻撃的な性的暴行者である。

イ 模擬授業の内容

模擬授業は、以下の（ア）～（カ）の流れで進められた。

（ア）導入

ファシリテーターがメンバー一人一人に近況報告を促し、それに答える形でメンバーが報告する。ファシリテーターが、メンバーから語られた特徴的なエピソードを取り上げ、コメントしていた。

（イ）健康な性生活 (Healthy Sexual Lifestyle) に関する以下のテーマについて、模擬性犯罪者による発表及びこれに対するファシリテーターによる説明がなされた。

質問1：健康な性生活とはどのようなものか？

質問2：（健康な性生活では）どのような思考が働くか？

質問3：（健康な性生活では）どのような感情が働くか？

質問4：（健康な性生活での）行動や、実行することについて

（ウ）健康な性生活を妨げる障害物についての発表

障害物がそれぞれの犯行にどう結び付いたか、犯行の前にこれらの障害物がいくつあったかを各人が発表した。

⁴ Hanson, R.K., & Morton-Burgon, K (2004) Predictors of Sexual Recidivism: An Updated Meta-Analysis. Ottawa, ON: Public Safety and Emergency Preparedness Canada

⁵ Marshall, W.L., Marshall, L.E., Serran, G.A., & O'Brien, M.D. (2011) *Rehabilitating Sexual Offenders: A Strength-Based Approach*. Washington, DC: American Psychological Association

(エ) 対象者にとっての健康な性生活を妨げる障害物に関するワークの実施
ワークシートに記入後、各人が発表した。

(オ) 障害物を乗り越えるための方法についてのワークの実施
テーマについてファシリテーターによる説明が行われた後、ファシリテーターが例示した対処方法について、1項目ずつ各人に説明させていた。

(カ) まとめ

ファシリテーターが、次回セッションまでの間、非健康的な問題や再発が起きそうになったらセルフ・モニタリングを行うよう注意喚起した。

(2) 教室の様子

教室には、以下のような教材となる多種多様なポスターが貼られ、ファシリテーターが適宜活用しながらプログラムを進めていた。

写真 教室の様子



6 連邦ジョイスヴィル刑務所 (Joyceville Institution) における性犯罪者処遇

(1) 施設の概要

ジョイスヴィル刑務所はオンタリオ州にある連邦刑務所であり、軽・中警備の受刑者を収容している。同施設内には、アセスメント・ユニット、中警備刑務所、軽警備刑務所、専門職用のオフィス（パロール・オフィサー、プログラム・オフィサー、心理職などが常駐）があり、今回は、軽警備刑務所を中心にその周辺を見学した。軽警備刑務所区域は、日本の刑務所と大きく異なり、フェンスや外壁がなく、外観は一般の家屋のようであった。受刑者は、プログラムを受講する際、刑務官の戒護なく単独で教室がある建物まで移動するとのことであった。また、敷地内には売店や小さなスーパーがあり、受刑者は各自金銭管理をしながら買物や料理をしているとの説明があった。

(2) プログラム・マネジャー及びパロール・オフィサーとの会談

訪問日は、プログラム・マネジャー（プログラム・オフィサーのスーパーバイズなどを行う役職）及びパロール・オフィサーと面談し、統合プログラムの実情について説明を受けた。その内容は、以下のとおりである。

ア パロール・オフィサーの役割について

アセスメント・ユニット（オンタリオ州では当施設のみに設置されている。）において、インテーク・アセスメント、リスク・アセスメントを行い、矯正プラ

ンを作成することを役割としている。このパロール・オフィサーは、導入研修として1週間の講義室での研修に加えて、毎年5日間のオンライン研修を受けることとされている。

イ プログラム関係

高密度と中密度のプログラムの違いとしては、高密度は中密度に比べて約2倍のセッション数があることが挙げられる。例えば、問題解決について、中密度では6セッションで済んでも高密度では約2倍のセッションが必要であり、物質乱用であれば、中密度が2セッションであるのに対し、高密度では5セッションが必要となる。教育の内容は同じであるが、長さが違う。

職員は、エビデンスを把握して職務に当たることが求められている。統合プログラムの指導者用マニュアルには、それぞれのセッションの目的や進行の流れ、ポイント等が記載されており、これに基づいて忠実に指導を行っている（マニュアルに定められた質問を自分の言葉に置き換えることは可能である。）。

また、統合プログラムの効果としては、グッド・ライブズ・モデルの理論が取り入れられるようになったところ、同モデルはシンプルな理論であるため、受刑者が理解しやすくなったことが挙げられる。プログラムの中にグッド・ライブズ・モデルに特化したモジュールがある訳ではなく、全モジュールにその考え方が取り入れられている。

プログラムの効果を確認する方法としては、受講後にアンケートやインタビューを行っている。

ウ 動機付けモジュールについて

プログラムの受講を拒否する者やドロップ・アウトをした者等に対しては、動機付けモジュールが用意されている（4セッションを実施した後、統合プログラムを受講するかしないかを決める。できる限り統合プログラムに戻すためのモジュールという位置付けである。）ものの、ジョイスヴィル刑務所では、プログラムの受講を拒否する者が非常に少ない（この1年では2名のみ）。その理由としては、受講しなければ釈放時期に影響すること、プログラムを受講することで得られる1日6ドルの支払いが、1日2ドルに減らされることなどがあり、どこかの時点で受講するようになる。とはいえ、中には、罪名を他者に知られたくないという理由からプログラムの受講を拒否する者もいる。

動機付けモジュール終了後、プログラム・オフィサーは報告書を作成し、仮釈放委員会と共有する必要がある。プログラム・オフィサーとパロール・オフィサーは常にチーム・アプローチをとり、意見交換を頻繁に行う。

また、グループでの受講が困難な者に対しては、以前は個別の介入を行っていたが、現在は行っていない。重い精神障害者に対しての調整統合プログラムが、地域治療センターで提供されているものの、限られた施設でしか行われていないため、待機者が多く、CSCからは将来的には調整統合プログラムを他の施設にも拡大する方向との説明を受けた。

エ 職員関係について

職員（オフィサー）の異動については、同一施設に長く勤務する者もいれば、数年で異動する者もいる。毎年3月末に、1年間にどれだけのスタッフがどれだけのプログラムを実施したかについてCSCに報告しており、次年度に必要な増員についても要求している。

オ 外部の精神病院との連携及び薬物療法

服役中に社会内の病院等社会資源につなぐなどの働き掛けについては、社会内パロール・オフィサーがよく情報を得ているため、そちらに引き継ぐことが通常である。社会内パロール・オフィサーが、出所後にNPOなどの資源につながりやすくするよう事前にコンタクトを取っておくことはあるものの、ヘルスケアについては、個人情報観点から共有するのが難しい。

服役中の薬物療法については、投薬は医務の管轄であるため、プログラムとは別になるが、必要と判断されれば投薬を行うこととされている。

7 連邦ワークワース刑務所における性犯罪者処遇

(1) 施設の概要

連邦ワークワース刑務所は、現在565名を収容する中警備刑務所である。今回は時間の都合上、居室棟のホール、体育館、パロール・オフィサーの執務室のみ見学した。

居室棟は吹き抜けの2階建てであった。ホール2階の全体が見渡せる場所において、1名の刑務官が監視していた。共用廊下には公衆電話が設置されており、許可された時間帯になると、単独でホールに集まってきて会話したり、自ら電話をかけたりする受刑者の姿が見られた。

刑務所内の工場は日本でいう刑務官とは別の専門職によって運営されており、刑務官は純粋に刑務所の保安警備のみに従事し（両者は制服も異なる。）、男性刑務所であっても女性刑務官が配置され、夜勤もこなしているとのことであった。

(2) 統合プログラム性犯罪者用の中密度プログラムの見学

ア セッションの概要（2時間のセッションのうち前半1時間のみ見学）

- ・ 受刑者9名に対し、2名のファシリテーター（どちらも女性で、ベテランと若手）が指導を行っていた。
- ・ 指導内容は、Module 4のLesson1『Freedom&Personal Control』: (Leisure)であった。
- ・ プログラムの専用教室で、コの字型に並べられた机に受刑者が座り、ファシリテーター2名と対面する形で席が配置されていた。
- ・ 受刑者及びセッション中の様子は、メロンを食べながら教室に入ってくる者、ヘッドホンをつけている者、途中で退室して戻ってくる者、受講中ずっと下を向いてテキストに落書きをしている者などがいたが、特に介入はされなかった。また、セッション開始前は受刑者同士が雑談をしており、かなりリラッ

クスした雰囲気であった。

- ・ 2名のファシリテーターはマニュアルを手に持ち、内容を確認しながら忠実に進行していた。ファシリテーターからは、「emotion」、「physical health」、「feeling」、「skill」といった単語が、受刑者に対して頻りに投げ掛けられていた。

イ セッションの内容

(ア) ウォーミング・アップ

受刑者の何人かが挙手をして、今の気分を赤・黄・青で表現し、その理由を語った。

(イ) 本題： 娯楽時間のマネジメントについて

ファシリテーターから、再犯する人とならない人のライフスタイルの違いについての説明がなされ、再犯しない人は、規則的で遵法的な生活を送り、問題を起こさず、社会的サポートを大事にしていること、前向きな活動に従事し、時間管理が良いこと、仕事をしており、犯罪につながるようなことを考えず、そうなりそうな思考を止めることができるなどの解説がなされていた。また、娯楽の時間は何の義務もなく自分で自由に管理できることや、娯楽の時間にどのようなことができるかブレイン・ストーミングし、リストを作ること、そのリストは長い方がよいことなどが話されていた。

そのほか、ファシリテーターは、物事のポジティブな面とネガティブな面や、感情の持続性について受刑者の意見を求め、取り分け、怒りのコントロールに関連した問い掛けに長く時間を掛けていた。

(ウ) 受刑者のワーク

30分ほどが経過したところでワークシートが1枚配られ、各自それに取り組んでいた（見学はここまで）。

(3) プログラム・オフィサー及びパロール・オフィサーとの会談

訪問日は、パロール・オフィサー・マネジャー（パロール・オフィサーのスーパーバイズなどを行う役職）、プログラム・マネジャー、プログラム・オフィサー2名から説明を受けた。内容は以下のとおりである。

ア 日本が参考にしたプログラム（以下「旧プログラム」という。）と統合プログラムの違いについて

高密度と中密度のセッション数の違いについては、旧プログラムでは、中密度が3か月間（50～60セッション）であったのに対し、統合プログラムでは4か月間（60セッション）に増え、10人の受刑者に対し1名が指導に当たっている。高密度については、旧プログラムで90数セッションあったと記憶しているが、統合プログラムでは6.5～8か月間（104セッション）に増え、12名の受刑者に対し2名の指導者が指導に当たっている。高密度では、同じ内容でも、ディスカッションやエクササイズにより時間を要する。

統合プログラムは、ワークシート、宿題、ペーパーワークが多く、旧プログラ

ムが心理教育的であったのに対し、統合プログラムは教育的であるほか、一つのプログラムに全ての要素が取り入れられているため、内容がより一般化されている。性犯罪者であれば、加えて性的覚醒の段階とそれへの対処法を学ぶものの、自分の犯罪についての開示は求められず、旧プログラムのような自分史の振り返りもなく、犯罪のプロセスが重視される。また、被虐待体験がある者については、虐待そのものを扱うことはせず、虐待から何を感じそれがどう犯罪につながったかを扱う。

セルフ・マネジメント・プランの作成については、各モジュールの終了時、プログラムの中盤、プログラム終了時のまとめとして各時点で作成している。

なお、ファロメトリック・テスト⁶については、現在は廃止となっている。

イ 統合プログラムについて

統合プログラムの導入による職員への影響については、旧プログラムに比べ、プログラムの多様性がなくなり、マニュアル化された一つのプログラムを繰り返すため、職員の意欲が減退しやすいと感じているとのことであった。また、職員のプログラムへの関与が浅くなり、表面的になった。具体的には、配偶者暴力の場合では、旧プログラムではそれだけで3か月の指導期間があったが、統合プログラムでは数セッションのみであり、内容が表面的で深く入っていきなくなったと感じているとのことであった。

一方、受刑者にとっては、旧プログラムに比べ、グッド・ライブズ・モデルの理論が分かりやすく内容がシンプルになったため、理解しやすくなったと感じている。GLMは、羞恥心が強く無力な受刑者に対し、勇気付けることを重視するという意味で有効である。グッド・ライブズ・モデルは、責任を引き受けさせることよりも個人の強みを重視するため、差別的でなく、受刑者はエンパワーされる。加えて、統合プログラムでは個人セッションが充実していることも効果的で、プログラムの進化は良いことと捉えている。

ウ その他

服役を繰り返す者に対しては、基本的には同じプログラムを提供するが、同じパターンで服役している場合はメンテナンスに直接入れることもある。こうした受刑者は、まだ変化への動機付けができていないためである。常習性の高い痴漢は、数少ないがカナダにもいる。特に、パラフィリア（性的倒錯）のような強烈的な衝動を持っている者は、常習性が強い。これらの者には、大した被害を与えていないとの認識から変化への動機付けに乏しく、プログラムが効きにくいいため、社会内で条件付きの監視を行う必要がある。この種の受刑者は、どう条件付けるかの問題であり、CBT（認知行動療法）と社会内での監視とを組み合わせる必要がある。

⁶ 対象者の性的嗜好の偏りをみるため、画像や音声による様々な性的刺激にさらし、勃起の程度を測定する検査

薬物療法については、投薬を受けるかどうかは受刑者の任意であるが、大抵はうまくいかない。副作用も多く、例えば釈放直後に一時的に投薬を行うことはあっても、長期的な効果が期待できるものではないと考えている。

心理職等の他の職員の関わりについては、DBT (Dialectic Behavioral Therapy; 弁証法的行動療法) は心理職が行い、感情や不安の統制、睡眠衛生などに関する心理教育は行動科学技術士 (Behavioral Scientist Technologist) が行っている。

職員のメンタルヘルスに関しては、職員が心理的な支援を受けられるような制度はあるようだが (電話やメールで相談するなど)、現状では十分ではないと感じているとのことであった。

8 モントリオール大学教授フランカ・コルトニ氏訪問

(1) 教授の経歴

2007年から現職に就任し、1989年から1991年までCSC管轄の刑務所で勤務した経験を有する。

刑務所での勤務時は、性犯罪者のアセスメント、トリートメント、トリートメント実施結果報告 (仮釈放委員会に提出するもの) の作成を行っていた。トリートメントについては、実施するだけでなく管理職 (ディレクター) としての経験も有している。

(2) 教授との主な面談内容

ア プログラムに係る事項

性犯罪者の幼少期の被害体験をプログラムで扱うことについては、過去の被害体験を処理するための介入は行わないが、それがどのように現在の性犯罪に結び付いているかを理解させる介入は行う。最も重要なのは、現在の性犯罪を止めさせることである。

被害者についてプログラムで扱うことについては、被害者に与えた影響を考えさせ、被害への共感を促し、被害者に手紙を書かせるなどの1980年代のやり方は効果がなく、再犯防止に直接関係ない。苦しい思いをすることで社会への反発が高まってかえって加害行動が強化されるおそれもある。自分の加害行動が被害を生んだことを理解させることは必要だが、今後同じ行為をさせないことも重要である。

イ 受刑者へのプログラム実施に係る事項

高リスク群と中・低リスク群との違いについては、抱えている問題は同じだが、高リスク群が抱えている問題はより大きく、より深く、より様々な要因が絡んでおり、より長く続いている点にある。そのぶん、介入にも時間が掛かる。ある研究⁷によると、高リスク群には300時間のセッションが必要であり、仮に週15時

⁷ Justice and Behavior Guy Bourgon and Barbara Armstrong, Transferring the Principles

間セッションを行うと 20 週間の期間が必要となる。それに加えてメンテナンス・プログラムも必要である。

リスクもニーズも高いが、刑期が短いためにプログラムを受講させられないケースについては、カナダではまれであるが、限られた刑期でできることをやるしかなく、社会内処遇に移行した際に、警察等による監視を強化するなどの必要がある。

累入性犯罪者に繰り返し同じプログラムを実施することについては、サイコパスなどで、ただゲーム感覚でプログラムに入っているような場合は良くないが、そうでなければプログラムに変化がなくても、受刑者側に変化が生じているかもしれない。受刑者側が変わっていればプログラムの吸収の仕方も異なり、その結果変化につながるかもしれないことに加え、人はいつ変わるか分からないのでプログラムは提供すべきである。

なお、サイコパスについても、普通の善良な市民に変えることはできないが、少なくとも自分の犯罪を理解させ、再犯を防ぐ方法を学ばせることはできる。

ウ プログラムへの同意・動機付けに関する事項

心理職として介入する以上、同意は当然必要である。カナダでは、刑務所への収容という自由の剥奪以上の権利制限はできないという考え方が根底にある。そのため、プログラムへ導入する際は、受刑者に何かを施すのではなく、受刑者の人生をより良いものに変えるための手助けを行うことをしっかり説明する。

とはいえ、同意があったからといって、プログラム受講への動機付けが高いとは限らない。仮釈放に有利になるから（「外的動機付け」）同意している者もいるし、本当に変わりたい（「内的動機付け」）として同意している者もいる。これらを見分けるのが非常に難しいが、そういう場合は“行動”を見るようにするとよい。教室内での発言だけでなく、刑務官による行動面の評価も参考にすることが大切であり、そのためには刑務官と情報共有しておくことが重要である。

上記のような内的動機付けが低い者や、プログラムの途中で動機付けが下がった者に対しては、動機付け面接により、なぜ動機付けが低いのかあるいは下がったのかを分析し、高めるための助言を行うとよい。途中で動機付けが下がった場合は、大抵プログラムとは別の要因が影響しているのだから、個別に面接をしてその要因を探る。プログラム以外の問題が大きい場合は、別の心理職に会うことを勧め（プログラムを担当する心理職とそれ以外の問題を扱う心理職とでは役割を区別すべきである。）、このままプログラムを継続すべきかどうかを判断する。プログラムを中断すべき場合は、いつでも戻ってくることを旨伝える。このような者は、グループ内で他の受講者に迷惑をかける等の理由で中断しなければならない、いわゆる“ドロップ・アウト”群とは別である。

エ 社会内処遇に関する事項

出所した性犯罪者の住所等の個人情報の公開に関して、出所後の住所は保護観察所及び警察（捜査上の必要が生じる可能性があるため）で共有されているが、一般に公開はされていない。一般に公開することは効果がないと研究で示されているためである。

また、カナダには Circle of Support and Accountability（以下「C o S A」という。）という社会内サポート体制がある。これは、満期出所者も対象である。C o S Aは元々、ある教誨師が、必ず再犯すると分かっていた受刑者が出所する際に、社会内の牧師に支援を呼び掛けたことが始まりのボランティアによる支援団体である。C o S Aのスタッフが刑務所に赴いて支援の内容等を受刑者に説明し、受刑者の自発的な意志によって支援を受けることができる⁸。

9 ウェイポイント精神保健センター研究臨床家リアム・マーシャル氏訪問

(1) マーシャル氏のプロフィール

リアム・マーシャル氏は、現在、ウェイポイント精神保健センターに所属し、研究と臨床を行っている。

ウェイポイント精神保健センターのクライアントは、半分が統合失調症や発達障害などの一般的な精神障害者で、残り半分が州政府管轄下の犯罪者のうち精神障害により責任能力がないとされた者である。1～2年の入院で済む者もいれば、何年もの入院を要し非常に危険な者もいる。3年前からは、州政府の子ども保護サービス（Child Protection Service）の一環として、実父や養父などによる性的虐待に係る仕事も行っている。

なお、リアム・マーシャル氏はC S Cにおいて22年間勤務しており、その間、連邦刑務所2箇所、性犯罪者に対し、準備プログラムや中警備刑務所における本科プログラム（旧プログラム）を実施していた。プログラムの創始者として、自身のプログラム⁹を実施することが許されていた。州立刑務所でも6～7年勤務した経験があり、精神病院と刑務所のどちらに収容されるかの境界にいる性犯罪者を収容するユニットでディレクターや研究に従事していた。

(2) リアム・マーシャル氏との主な面談内容

ア ウェイポイント精神保健センターでのプログラムと統合プログラムとの違いに係る事項

C S Cの現プログラムでは、自分史を作成しなくなったということや、性的ゆがみ等の扱い方が表面的になったということを知っており、それらについては肯

⁸ Robin J. Wilson (2017) Community-Based Management of Sexual Offenders Chapter translated in French in: Cortoni, F., & Pham, T. (2017). *Traité de l'agression sexuelle*. Belgique: Mardage Editions.

⁹ リアム・マーシャル氏の父親は、ウィリアム・マーシャル氏であり、カナダにおける性犯罪者処遇の実務家及び研究者として世界的に著名な博士である。リアム・マーシャル氏と共に、我が国の性犯罪者処遇プログラムに対してもこれまで多数の助言をいただいた。

定的に捉えていない。例えば、性的歪みについては、性的歪みのリストを呈示して、受刑者に選ばせるようなやり方ではなく、本来は受刑者が自分の言葉で性的歪みについて語るのを引き出すべきである。我々のプログラムは、マニュアルに基づいたものではなく、健康的な性 (healthy sexuality) やプロセス、受刑者との治療同盟を重視している。

Gannon ほか (2019)¹⁰が行ったメタ・アナリシスによると、専門の心理職がトリートメントを行った方が効果的だと実証されている。効果的だとされたものには、カナダ (旧プログラム)、ニュージーランド、オーストラリアのプログラムが含まれており、いずれもウィリアム・マーシャル氏がスーパーバイズ等した国々である。

なお、リアム・マーシャル氏たちのプログラムにもマニュアルは作成されている。それは、①理論編としての一般的な事項を定めたマニュアル、②プログラムに特化したマニュアルの2部構成となっている。これに加え、③覚醒修正モデル (Arousal Modification Model; 性的覚醒の問題が大きいごく限られた者を対象とするもの)、④否認者への適用マニュアルがある。

イ ウェイポイント精神保健センターにおいて用いているアセスメント・ツールに係る事項

以下のようなツールを使用している。

- UCLA-Loneliness Scale Ver. 3¹¹
- Miller Social Intimacy Scale (MSIS)¹²
- Social Self-Esteem Inventory (1979年にリアム・マーシャル氏の父親 (ウィリアム・マーシャル氏) が開発したもの)¹³¹⁴
- Thornton Short Self-Esteem¹⁵¹⁶¹⁷¹⁸
- Revised Screening Scale for Screening Scale for Pedophilic

¹⁰ Theresa A. Gannon, Mark E. Olverb, Jaimee S. Malliona, Mark Jamesa (2019) Does specialized psychological treatment for offending reduce recidivism? A meta-analysis examining staff and program variables as predictors of treatment effectiveness, *Clinical Psychology Review* (73) 101752

¹¹ UCLA Loneliness Scale Version 3 Abstract, UCLA Loneliness Scale Version 3 Questionnaire

¹² Miller Social Intimacy Scale (MSIS)

¹³ J. S. Lawson, W. L. Marshall, P. McGrath, 1979, The Social Self-Esteem Inventory, *Educational and Psychological Measurement*, 30: 803-811

¹⁴ SSEI Questionnaire

¹⁵ Stephen D. Webster, Ruth E. Mann, David Thornton, and Helen C. Wakeling, 2007, Further Validation of the Short Self-Esteem Scale with Sexual Offenders (SSES), *Legal and Criminological Psychology* 12, 207-126

¹⁶ Legal and Criminological Psychology Manuscript Draft, Further Validation of the Short Self Esteem with Sexual Offenders

¹⁷ Short Self-Esteem Scale Scoring

¹⁸ Thornton Short Self-Esteem

Interests (SSPI-2)¹⁹²⁰

ウ ウェイポイント精神保健センターでの性犯罪者プログラムに係る事項

ウェイポイント精神保健センターにおいて実施している性犯罪者プログラムは2種類ある。一つが、低密度及び低-中密度（4～6か月間、32～40セッション）であり、もう一つは中-高密度及び高密度（9か月間、81セッション）である。いずれも月8セッション、1セッション2.5時間である。内容は性犯罪に特化したものとなっている。

参加者8～10名（10名が限度）に対し、1名のファシリテーター（実際は学生のボランティアなどが同席するため2名になることが多い。）で行っている。グループはオープン形式であり、卒業後もいつでも戻ってくることができる。

オープン形式のグループワークでは、一度に違う段階の参加者が集まるため、ファシリテーターはそれぞれの段階に応じた指導を行う。一見、ファシリテーターにとっては難しいように感じるかもしれないが、実際にやってみるとそうでもないのが実情である。参加者にとっても、違う段階の者のエクササイズを見聞きするのは刺激となり退屈もしなくてよい。

また、ウェイポイント精神保健センターでの性犯罪者プログラムでは、動機付けプログラムを経て、高密度受講後、リスクが下がれば低-中密度のプログラムに移行する。高密度をやれば終わりではない。プログラムを移行することで、ファシリテーターも新しくなり、新鮮になる。前回のプログラムで残された課題は、報告書で次のプログラムに引き継がれることになる。

エ 参加者の特性に係る事項

低リスクの者にもプログラムが必要か否かについては、どうしても資源がないなら中・高密度の者に資源を投入することも理解できるが、十分な資源があるなら低リスクの者にもプログラムを実施すべきである。低リスクだから何も介入しないということでは国民に対する説明を果たすことができないのではないかという問題があることと、低リスクだといって大きな問題をはらんでいる可能性がないわけではなく、いつ高リスクになるかも分からないからである。痴漢や露出症は危害のリスクは小さくても再犯のリスクは大きい。Static-99のスコアが低かったとしても、そのスコアは犯罪の内容までは反映できておらず、リスク・アセスメント・ツールで分かるのは再犯のリスクであり、それは危害のリスクとは別物である。

オ 処遇技法等に係る事項

リラプス・プリベンションについては、Marquesら（2005）²¹の研究で、性犯罪

¹⁹ Michael C. Seto, Skye Stephens, Martin L. Lalumiere, and James M. Cantor, 2015, The Revised Screening Scale for Pedophilic Interests (SSPI-2): Development and Criteria-Related Validation

²⁰ SSPI-2 Scoring Sheet

²¹ Janice K. Marques, Mark Wiederanders, David M. Day, Craig Nelson, and Alice van Ommeren, 2005, Effects of a Relapse Prevention Program on Sexual Recidivism: Final

者に適用することについて全般的には効果がないが、実施方法によっては効くとされている。リラプス・プリベンションは、元々薬物依存プログラムの補助的なツールとして、表面に危険な状況、裏面にそれへの対処方法が書かれたカードとして持ち運べる手軽なものであった。それ自体がプログラムであった訳ではない。リラプス・プリベンションについては、過度にプログラムで行うことは効果がないので、我々のプログラムでは部分的に取り入れている。リラプス・プリベンションばかりやってしまうと、内容が難解、複雑で受刑者が覚えきれないので、せいぜい1～2個程度、覚えられる量だけやるべきであると考え。

ファロメトリック・テストについては、ほとんど助けにならない。呈示刺激が統一化されていない中で検証が行われているため、科学的な根拠に乏しい。

薬物療法については、性的欲求が過度に強い者 (hyper sexual) に対しては S S R I (Selective Serotonin Reuptake Inhibitor (選択的セロトニン再取り込み阻害薬)) が効くが、同時に心理療法も実施する。サディスティックな者には、リュープロン (Lupron) が効くとされている。ただし、これらは副作用も大きい。S S R I については元々抑うつ症状などの分野で研究が進み、副作用として性的欲求が低下すると認められたことから、性犯罪者に適用された。リュープロンについても、元々女性の生理不順や更年期障害に対するホルモン療法として適用されていたものが、性犯罪者へのホルモン療法として応用されたものである。

カ 職員のメンタルヘルスに係る事項

定期的なミーティングを毎週行うことや、電話でスーパーバイザー (リアム・マーシャル氏やウィリアム・マーシャル氏) にいつでも相談できる体制をとっている。健康相談員 (Wellness Coordinator) がいて、自費であるがマッサージのサービスを受けることもできるという。グッド・ライブズ・モデルがファシリテーターにも自然に取り込まれているからか、ウェイポイント精神保健センターのチームにはバーンアウトがほとんどいないのが実情である。

第2 海外調査結果報告書（英国）

令和元年12月3日から同月10日にかけて、法務省保護局職員3名が英国を訪問し、Her Majesty's Prison and Probation Service（英国司法省内の機関）、スタッフオード刑務所、ミッドランド地区保護観察所、サウスウエストサウスセントラル地区保護観察所、ロンドン地区保護観察所、王立ベスレム病院の職員から聞き取り調査を実施した。本調査報告書は、主に現地で収集した情報に基づいてとりまとめたが、英国司法省のホームページから入手した情報等により一部補足している。

なお、本稿で英国と記載した場合、イングランド及びウェールズ地域を指すものとする。

1 はじめに

現在の英国における性犯罪者対策は、①性犯罪者登録制度、民事命令など法整備による性犯罪者の監視・行動制限体制②MAPPAによる多機関連携の枠組み③刑務所及び保護観察所における認知行動療法を活用した処遇プログラムから成り立っている。

受刑者及び保護観察を受けている者のおよそ5分の1が性犯罪者であることや、性犯罪者登録制度で登録される性犯罪者数が2010年時と比べ約60%程度増加していることなど、英国の犯罪者対策において性犯罪者対策は大きなウェイトを占めている¹。

本報告書においては、性犯罪者処遇プログラム検討会の目的を踏まえ、刑務所及び保護観察所における処遇プログラムを中心として、英国における性犯罪者処遇について報告する。

2 英国の犯罪者対策の実施体制

(1) HMPPS (Her Majesty's Prison and Probation Service)

英国司法省内で犯罪者処遇に係る政策立案を担当する部局であり、当部局の下位機関として保護観察所と刑務所が位置付けられている。施設内及び社会内において刑罰を執行するとともに、教育や就労機会の提供といった関わりの中で犯罪者を更生させる役割も担っている。

(2) 社会内処遇

2014年に英国における保護観察実施機関の組織改編が行われた。2014年までNOMS²の下、35庁の保護観察所(Probation Trust)によって保護観察処遇が実施されていたが、2014年6月から、それまでの保護観察所に代わって、主に中・高リスクの保護観察対象者を対象とするNPS(National Probation Service, 以下、本報告における「保護観察所」はNPSを指す。)と低リスクの対象者を担当するCRC(Community Rehabilitation Company)が設置された。CRCは、競争入札により委託を受けた民間事業者が運用を行っている³。

2018年12月末日時点で256,010人⁴が保護観察を受けており、その内訳は以下のとお

¹ HM Inspectorate of Probation and Inspectorate of Prisons (January 2019). *A thematic inspection*, Ministry of Justice (25 October 2018). *Multi-Agency Public Protection Arrangement-Annual Report* 及び HMPPS 資料による。

² National Offender Management Service : 司法省内に設置されていた部局。組織改編により HMPPS となった。

³ CRC については、国と民間事業者との連携不足、対象者のリスク評価や分類の困難、民間事業者による不適切な処遇といった問題が指摘されたことから、2019年3月に方針の転換が発表され、2020年末からはすべての保護観察対象者を国の管理下に置くこととされている。

⁴ Ministry of Justice (Published 25 April 2019). *Offender Management Statistics Bulletin, England and Wales* 内訳の人数は一部重複していると考えられる。

りである。

- ・社会内命令等 70,507 人
- ・拘禁刑の執行猶予としての保護観察等 43,193 人
- ・釈放前の保護観察 78,564 人
- ・釈放後の保護観察 72,987 人

(3) 施設内処遇

英国内には、121 の刑務所（民間の刑務所を含む）が設置されており、2019 年 3 月末日時点で受刑者の数は 82,634 人である⁵。

英国においては、法定刑としての自由刑は、拘禁刑に一本化されており、日本でいう「懲役」のような概念はないものの、犯罪者の改善更生を目的とした処遇が各刑務所で実施されている⁶。

なお、保護観察官が刑務所でも勤務しており、刑罰の執行計画の作成や、プログラム担当部局と対象者の担当保護観察官の間の調整といった業務に従事している。

3 性犯罪者に対するアセスメント

性犯罪者に対しては、判決前調査の段階において、保護観察官により静的リスク、動的リスクを把握するアセスメントが実施され、ケースの見立てが行われる。その結果を基に、性犯罪者処遇プログラムの対象とするかどうか判断される。また、アセスメントには、介入のターゲットを把握し、効果的な処遇を図る目的もある。そのため、刑務所入所時や仮釈放前、保護観察期間中にも実施される。アセスメントの結果はデジタル化して保存され、必要に応じてアップデートされる。

性犯罪者に対して使用されている主なアセスメントツールは、以下の三つである。

(1) Offender Assessment System (OASys)

性犯罪者に限らず全ての犯罪者に使用されているツールであり、RNR 原則⁷に対応している。対象者の再犯リスクと強みに関して幅広い情報を得られる。具体的には、対象者の人定情報や判決内容等の基本的な情報に加え、事件の分析、住居事情、教育・雇用、金銭管理、家族やパートナーとの関係、生活様式、物質乱用、アルコール乱用、感情、認知、態度、健康面等の項目について、必要な情報を収集するものである。また、英国では、犯罪が自己又は他人を傷つける行為(serious harm)かどうかを重要視しており、本ツールにおいても、自己又は他人を傷つける重大な犯罪のリスクについて査定するパートが設けられている。ここで得られた情報は、特に、後述する MAPPA の枠組みで活用される。

(2) Active Risk Management System (ARMS)

性犯罪者に使用されているツールである。動的リスクと保護的要因のアセスメントに用いる。2015 年から使用されている。今回の調査において訪問した保護観察所では、OASys と重複する点が多いと述べている職員もいた。

(3) Risk Matrix 2000 (RM2000)

⁵ Ministry of Justice(Published 25 April 2019). *Offender Management Statistics Bulletin, England and Wales*

⁶ 京 明「イギリスの自由刑」比較法研究 80 号 250 頁

⁷ RNR 原則(Risk-Need-Responsivity Model)：①リスク原則（処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせる）、②ニード原則（犯罪誘発要因について評価を行い、当該要因に絞って働きかけを行う）、③応答性原則（犯罪者が社会復帰支援のための処遇を受ける際の学習効果を最大化する）の 3 原則から成る、犯罪者処遇理解の枠組み。

性犯罪者に使用されているツールであり、静的リスクのアセスメントに用いられる。2000年に開発された。HMPPS発行のマニュアルでは、受講対象となるプログラムの判断は、主に本ツールにより査定されたリスクレベルによることとされている。

4 性犯罪者に対する処遇プログラム

(1) プログラムの概要

現在英国の刑務所及び保護観察所において実施されている性犯罪者に対する処遇プログラムは、2011年から数年をかけて、それ以前に実施していたプログラムを見直し、試行を経て導入されたプログラムである。

現在のプログラムの導入前は、刑務所においては、1992年に認証されたSOTP(Sex Offender Treatment Programme)というプログラムが実施されていた。しかしながら、受講者の再犯率が下がらなかったこと⁸や社会内のプログラムとの一貫性がなかったことなどから、プログラムの見直しがなされSOTPは廃止されるに至った。保護観察所で実施されていたC-SOGP(Community-Sex Offender Group Programme)もSOTPと同様に廃止され、現在のプログラムが導入されている。

現在のプログラムは、以前のプログラムと同じく認知行動療法を基礎としつつ、①RNR原則、②性犯罪者の犯罪誘発要因、③生物 - 心理 - 社会モデル⁹による見立て及び介入、④ストレングス基盤のアプローチ、⑤レジスタンス¹⁰への理解、⑥プログラムの効果検証、に関する研究の進展を踏まえて作成された。また、グッドライブズモデル¹¹の知見も取り入れられている。過去50年間の性犯罪者処遇に関する研究をメタ分析したところ、性犯罪者に対して介入を行うことは、性犯罪の再犯を減らす効果が認められるため、HMPPSとしては、プログラムの内容は改めるものの、認知行動療法ベースのプログラムを実施していく方針に変わりはないとのことであった。

現在のプログラムは、対象者のリスクや知的障害の有無、性犯罪の態様等に応じて複数実施されている(表1参照)。

また、実施している機関が刑務所及び保護観察所の双方である場合、刑務所と保護観察所では同内容のプログラムが実施されている。したがって、当該プログラムを刑務所で受講した者は、出所後に同じプログラムを保護観察所で受講することはない。一方、これらのプログラムを実施していない刑務所で受刑していたためにプログラムを受講しないまま出所する性犯罪者もあり、そのような者に対しては、出所後の保護観察においてプログラムを実施する運用がなされている。

⁸ Ministry of Justice Analytical Series(2017).*Impact evaluation of the prison-based Core Sex Offender Treatment Programme*

⁹ 生物 - 心理 - 社会モデル：生物学的、心理的、社会的要因が犯罪行動に与える影響の重要性に着目するという多元的な見方。犯罪の生物学的要因として、特にトラウマの脳機能への影響や幼少時の逆境体験に着目し、心理的要因としては特に性的関心や問題解決、自己統制に着目し、社会的要因としては、他者との関わりの観点から、犯罪につながりうる脆弱性を改善することや、レジスタンス(以下10参照)を促進することに着目する。HMPPS担当者によれば、「従来は、心理学的アプローチに重点を置いていたところ、今は、脳機能や社会的サポートなど、他の観点からの介入も必要であると考えようになった。」とのことであった。

¹⁰ デジスタンス：犯罪や非行からの離脱や立ち直りのこと。デジスタンス研究では、いかにして人が犯罪や非行を繰り返さなくなるのかを問い、その要因を分析対象としている。

¹¹ グッドライブズモデル：人間は、他者との関係性、能力、自律性などを含む基本的ニーズを追求する性向を生来的に有しており、犯罪は、基本的ニーズを追求する手段や方法の誤りによって、人間的福利の獲得に失敗した行動であると捉えるモデル。犯罪者処遇においては、基本的ニーズを追求する際の内的条件(スキル、能力、信念、態度、価値等)と外的条件(教育、親の養育、社会的サポート、機会等)を整えることが重要とされる。

英国における性犯罪者に対する処遇プログラムの対象者は、RNR 原則に基づき、低リスクと判定された者は除外される。また、プログラムの受講は裁判所の判決により義務づけられるが、グループダイナミクスを最大限活用する観点から、プログラムに対して敵意を持っていたり、参加を拒否していたりする者も除外される。

ただし、除外された後も継続的に動機づけが行われ、プログラムに参加できる動機づけがなされた場合は、プログラムの実施が再検討される。したがって、刑務所では無罪を主張していたためプログラムの受講を拒否していた者が、出所後にプログラムの受講に同意したために保護観察所でプログラムを受けるという場合もある。

なお、最終的にプログラムの対象とならなかつた者に対しても再犯防止の観点から Maps for Change というツールを使用した個別処遇が実施されている。

表 1 性犯罪者を対象としたプログラム一覧

名称	内容及び方法	対象	実施頻度と期間	実施している機関
<i>Horizon</i>	向社会的傾向を伸長し、犯罪をしないための生活計画を立てる。集団処遇。	中リスク以上の性犯罪者（成人男性）	62 時間（31 回）＋3 回の個別指導（刑務所では週 2～4 回、保護観察所では週 1～4 回）	刑務所 保護観察所
<i>i-Horizon</i>	同上	中リスクのインターネット上のわいせつ画像をダウンロードした成人男性	46 時間	保護観察所
<i>Kaizen</i>	向社会的傾向を伸長し、犯罪をしないための生活計画を立てる。集団又は個別処遇。	高リスクの性犯罪者、DV 事犯者、暴力事犯者（成人男性）	187.5 時間（75 回）（週 1～2 回）	刑務所
<i>Becoming New Me+ (BNM+)</i>	向社会的傾向を伸長し、犯罪をしないための生活計画を立てる。集団又は個別処遇。	知的障害のある高リスクの性犯罪者、DV 事犯者、暴力事犯者（成人男性）	166 時間（83 回）（週 3～4 回）	刑務所
<i>New Me Strength (NMS)</i>	向社会的傾向を伸長し、犯罪をしないための生活計画を立てる。集団又は個別処遇。	知的障害のある中リスク以上の犯罪者（性犯罪者に限らない）	64 時間（32 回）の集団指導＋3 回の個別指導（刑務所では週 3～4 回、社会内でも週 2 回以上）	刑務所 保護観察所
<i>Living as New Me</i>	プログラムのメンテナンス。集団又は個	NMS を終えた者	20～36 時間（10～18 回）	刑務所 保護観察所

	別処遇。		(刑務所では月2回、社 会内では月1～2回)	
Healthy Sex Programme (HSP)	性的ファンタジーを コントロールするた めの個別処遇	性的思考障害のある 性犯罪者(成人男 性)	30時間 (週4回)	刑務所

(1) 各プログラムの内容

ア Horizon

中リスク以上の知的障害を有しない者を対象としたプログラムであり、最も受講者数が多い。刑務所と保護観察所いずれでも実施されており、それぞれ毎年1,000名程度に対して実施されているとのことだった¹²。

本プログラムは、生活上の問題に適切に対処できるようになることや、感情をコントロールできるようになること、親密な人間関係を築くためのスキル、性に関する不健全な考えや振る舞いの改善などを介入のターゲットとしている。従来のプログラムと異なり、自らの犯罪行為そのものに焦点を当てないことや、実際の被害者のことを直面化させないことから、犯罪を否認している者に対しても適用可能であることが特徴である。

全31回からなるグループセッションの1回の実施時間は計2時間程度で、間に20分程度の休憩を含み、セッションの終わり10分程度で「My Journey Record」(後述)を記載するという流れで行われる。グループはクローズドで、受講者は全てのセッションを受講する必要がある。

プログラムは9つの課程から構成され、その構成は表2のとおりである。

表2 Horizonの構成

課程	時間数
個別セッション	1.5～2
第1課程：グループへの参加 プログラムの説明など	2
第2課程：前へ進む 「Old Me/New Me」について扱う。Life MapとSuccess Wheelを使って、より良い人生を築くために何が必要か考える。プログラムで扱う8つの重要なスキル「Great Eight Tactics」について説明する。	8
個別セッション	1.5～2
第3課程：新しい私の目標 Life Mapを使ってこれまでの人生のパターンについて振り返り、Success Wheelを使って、自分が変えるべき点を生物的、心理的、社会的側面から検討する。	2
第4課程：成功を支える セルフコントロール(衝動性を制御する力)とNew Meのアイデンティティを確立させる。	4
第5課程：新しい私とセックス セックスに関する健全な考えや行動と、不健全な考えや行動について学ぶ。そして、これらを	12

¹² HMPPS 担当者から聞き取り。

自分の人生と関連付けて考える。また、同意の概念について学び、ポルノの役割について考える。セックスについて考えることをコントロールする方法を学ぶ。	
第6課程：感情をコントロールする 感情と、感情が犯罪や問題行動に及ぼす影響について学ぶ。	10
第7課程：問題を解決する 過去に、問題解決能力の欠如が引き起こした困難について考える。問題解決の4段階モデルについて学び、モデルを使う練習をする。	8
第8課程：良い人間関係 自分の人間関係について考え、それらが New Me にとって有益か、そうでないかを検討する。他者の気持ちを考え、親密になるためのスキルや、アサーティブネス、話し合いについて学ぶ。	10
第9課程：出発する 犯罪をしないで生きることに対する強い意思を持ってグループを卒業できるようにする。変えなければいけないライフスタイルを検討する。また、健全な社会の一員になることの意味や、暇な時間を作らないことの重要性についても考える。	6
個別セッション	2

Horizon の課程を通して用いられる重要なツールとしては、「Life Map」「Success Wheel」「Great Eight Tactics」「My Journey Record」がある。

○ Life Map

人生における重要な出来事やコーピングスタイルを出生から現在に至るまで一本の線で表したもので、犯罪歴や性に関する特筆すべき経験も盛り込まれる。プログラム前半の第2課程において作成する。プログラムの中では、犯罪と関連するリスク要因と考えられる部分を「Old Me」、対象者が犯罪をしていないとき、人生において成功しているときに象徴される保護的な要因の部分を「New Me」と定義しているが、対象者は、Life Map を通じて、Old Me と New Me を形作ってきた考え方、感情、行動を客観視する。

○ Success Wheel

Horizon の介入ターゲットとされている5領域（四つのリスク要因と一つの保護要因）について視覚的に表現したものである。プログラムの第2課程において対象者が白紙の Success Wheel に各領域についての達成度を5段階で記載し、各領域に関する強みを更に伸長することを意図してプログラムが実施される。

・ Managing life's problems

この領域に強みがある人は、決断を急ぐことなく、考え抜くことができる。また、現実的な長期的目標を持つことができ、衝動的になつたり、向こう見ずになつたりしない。自らの感情を自覚し、上手く扱い、必要なときは助けを求めることができる。物質乱用とも折り合いをつけることができる。

・ Positive Relationship

この領域に強みがある人は、何が公正で何がそうではないか、現実的な意見を持っている。他者とアサーティブに意思疎通ができる。また、適切に他者を信頼し許すことができる。意見の不一致や間違いに捉われすぎない。

自分の弱さを安心して見せられると感じる場所で、他者と親密さを育むスキルを

持っている。また、子供の理解力には限りがあることを理解し、子供ではなく大人と親密になりたいと思っている。反社会的な交友関係を持つことの危険を知っており、自分に良い影響を与える友人と付き合っている。自己肯定感を持っている。

- **Healthy Sexual interests**

この領域に強みがある人は、どれくらいの頻度でセックスについて考えるか管理できる。とらわれていると感じるほど頻繁に性的なことを考えることはなく、代替的な方法で対処できる。大人とのセックスに対する関心を表現できる。かつての自分が持っていた性犯罪につながる考えを制御できる。同意に基づいた、強制的でない性行為に興味がある。

- **Healthy thinking**

この領域に強みがある人は、向社会的な意見を持っており、性犯罪は受け入れられないことであることを認識している。女性を信頼することができ、女性とセックスできて当然であるとは考えない。かつて自分がしていた、性犯罪に対する正当化に異議を唱えることができる。子どもとの性行為を認めない。かつての自分が持っていた、性犯罪を助長する信念を制御するスキルを持っている。

- **Sense of Purpose**

この領域に強みがある人は、時間の使い方に関する良い習慣を持っている。具体的には、仕事や地域コミュニティとの関わり、ボランティア活動、家族との関わりなどで忙しくしている。満足感や達成感を感じ、過去の犯罪に関係する問題に向き合うことにより、積極的に人生を変えようとしている。ルールを守り、支援者（保護観察官、警察等）と上手くやっていくことができる。この領域のみリスク要因ではなく、保護要因である。

- **Great 8 Tactics**

この先の人生で使える方策（コーピング）集。第2課程において各方策を説明し、プログラム中の対象者の発言や様子を見て適宜提示し、各方策の習得を促していく。以下の八つがあり、プログラムでは、各方策をイメージイラストで表したカードが用いられる。

- **Stop and Think**

行動する前に、その状況で考えられる他の選択について考える。

- **What Happens to me**

Old Me の行動の結果何が起きるのかを思い出す。

- **Better Life**

再犯をしない、幸せで満足感の高い生活について考える。

- **In Their Shoes**

他者の考えや気持ちを想像する。

- **Praise and Reward**

自分が良くできたことや、成長したことについて自分を褒める。

- **Asking for Help**

必要なときに他者に助けを求める。

- **Sticking at It**

困難にぶつかったときに、粘り強く取り組む。

- Here and Now

今起きていることに対する自分の考えや感情に注目して、それを受け入れる。

- My Journey Record

冊子の形をしており、受講者に交付される。各セッション終了時に受講者がコメントを記載し、一つの課程が終わる度にファシリテーターのフィードバックが記載される。受講者がプログラムの進捗状況をファシリテーターと共有したり、自己洞察を深めたりするために用いられる。また、末尾には、プログラムで学んだことを本人が（プログラムではなく、保護観察の）担当保護観察官宛てに伝えるためのパートがある。

- イ Kaizen

高リスクの性犯罪者を対象としたプログラムである。特定の犯罪を掘り下げるものではないため、性犯罪とは関連のない暴力的犯罪者も対象となっている。導入当初は、ミッドランド保護観察所にてパイロット運用されていたが、保護観察対象者の場合、本プログラムに適合する高リスクの者がほとんどいなかったことから、現在は社会内処遇では用いず、刑務所のみで実施されている。本プログラムの背景理論及び介入のターゲットは Horizon と同様であるが、対象者のリスクが高いことから、セッションの回数は、表1のとおり Horizon よりも多い。本プログラムの構成は表3のとおりであり、Horizon と異なり、性的な思考を扱う部分はセッション内にはないが、個別の必要性に応じた20～30分程度のエクササイズのパッケージである「I-Packs」が用意されており、性的な問題はここで扱われる。

表3 Kaizen の構成

前へ進む グループセッションの前の個別セッション。プログラムを受けるためのレジネスの欠如に対処し、プログラムを妨害する言動がなされないようにするために、プログラムに対する動機づけや、プログラムで用いる基本的な考え方についての導入を行う。7回のセッションを必要とする。
My Journey Module1: Old Me と New Me を理解する オープン形式（グループメンバーは固定ではなく、参加できるセッションから加わる）のグループセッションと個別セッションが並行して実施される。危険な Old Me と健全な New Me にそれぞれにつながる、ライフスタイルのパターンや、考え方や、感情や、個人的法則（スキーマ）や行動について検討する。
My Journey Module2: New Me を強化する オープン形式のグループセッションと個別セッションが並行して実施される。New Me が活用すべきスキルについて紹介され、練習がなされる。
My Journey Module3: 未来の New Me オープン形式のグループセッションと個別セッションが並行して行われる。Module2 で学んだスキルを現在そして将来想定される危険な状況で使えるようにする。

- ウ Becoming New Me+

高リスクかつ知的障害のある者を対象としたプログラムで、基本的な内容は Kaizen と同様だが、イラストを多用するなどして容易に理解できるようにしている。刑務所のみで実施されている。

エ New Me Strengths

中リスクの知的障害のある者を対象としている。基本的な内容は Horizon と同様であるが、イラストを多用する、書くワークを減らす、グループ編成を小さくする、実施頻度を高くすることなどにより、知的に制約のある者であっても理解が定着するようにしている。保護観察所及び刑務所で実施されている。

本プログラムの構成は以下のとおりである。(項目のみ列記する。)

- ・私たちのグループ (2時間)
- ・前へ進む (12時間)
- ・成功を助ける (4時間)
- ・新しい私の思考 (6時間)
- ・新しい私の問題解決法 (12時間)
- ・新しい私の感情 (10時間)
- ・新しい私の関係 (12時間)
- ・新しい私になること (6時間)

オ Living as New Me

上記 New Me Strengths を修了した者に対するフォローアップのためのプログラム。New Me を維持するために、引き続き支援が必要な対象者に対して実施される。

カ Healthy Sex Programme (HSP)

上記ア～オいずれかのプログラムを修了した者に対し、刑務所においてのみ実施されている。自己の性的思考を抑制することができない者を対象にして、思考や感情をコントロールすることを学ぶプログラムである。HMPPS の担当者によると、対象となる者は極めて少なく、実施の必要性について今後検討していく予定とのことであった。

(2) プログラムの実施者

プログラムを実施するに当たっては、以下の役職が置かれている。また、心理学者がプログラムの運営に関わることがある。

ア ファシリテーター¹³

実際にプログラムの実施を担当する。1グループにつき、3～4人が割り当てられ、1回のセッションは2人のファシリテーターが実施する。

イ Treatment Manager (TM)

管理者であり、プログラム対象者の選定や、プログラムの実施が適正になされていることを確認する。TMになる条件は、プログラムの研修を優秀な成績で修了していること、プログラムの各要素を2回以上高いレベルで遂行した経験があること、プログラムの理論的基盤に関する深い知識を有すること等である。ファシリテーターに対するスーパーバイズも行う。

ウ Programme Manager (PM)

プログラムの管理運営を担当する。保護観察所においては TM と兼任することもある。

エ Resettlement Manager(RM)¹⁴

¹³ 保護観察所においては、保護観察官が、刑務所においては、主に刑務所職員が務めていた。

¹⁴ スタッフォード刑務所では、Prison Offender Manager(POM)と呼ばれていた。

刑務所のための役職であり、刑務所に常駐し、プログラムと刑の執行のマネジメントを担当する。また、対象者の Offender Manager(OM)¹⁵又は Supervisor との調整を行う。ここでは、プログラムの経過に関する情報を処遇に生かせるよう伝える役割も含まれる。

(3) プログラム実施者の育成

プログラムの実施者は、研修機関において定められた研修を受講しなくてはならない。例えば、Horizon のファシリテーターに義務付けられる研修は、過去のプログラム実施経験のレベルにより異なっており、SOTP のファシリテーターを直近2年間のうちに実施していた者は3日間、ファシリテーター経験はあるが直近2年以内には実施していない者は5日間、1年以内に SOTP 以外の認証されたプログラムを実施した経験がある者はアセスメントセンターで適性を確認された後で5日間、経験のない者は5日間の研修に先立ってコアスキルトレーニングを受講する必要がある。コアスキルトレーニングでは、基本的な面接技法等を学ぶ。研修では、Horizon のプログラムの全体像及び根本的概念の学習に加え、プログラム内で対象者が取り組むコーピングスキル等の実践練習が行われる。また、全体の5日間のうち2日間は、知的に制約のある者についての対応について学習する。

毎回のセッションは録画され、定期的に（10回に1回以上。LNM のみ5回に1回以上）スーパーバイザー（TM が担うことが多い）が観察し、ファシリテーターのパフォーマンスのレベルを評価する。ファシリテーターは、セッションから15営業日以内にスーパーバイザーからフィードバックを受ける。スーパーバイズにはファシリテーターをサポートする意味もあり、ファシリテーターがプログラムを進める上での心配事などについて話し合われる。特に、Kaizen やBNM+のように高リスクの性犯罪者を扱うプログラムのファシリテーターに対しては、別途、年2回以上、ストレスに対処したり精神的健康を保つための個別のカウンセリングを行うこととなっている。

なお、Kaizen, BNM+及びNMS では、ファシリテーターの疲労を防ぐため、プログラムの実施に関わる期間と関わらない期間を3対1にすることが推奨されている。

(4) プログラムの実施場所

刑務所、保護観察所ともに、プログラム実施のための部屋が用意されている。室内には受講者が座る椅子が部屋の中に円形に並べられ、部屋の前方にはホワイトボードが据えられていた。また、プログラムに登場する概念やツールの数々が掲示されていた。



スタッフオード刑務所のグループワークルーム



ロンドン保護観察所のグループワークルーム

¹⁵ Offender Manager (OM): ある対象者の処遇を担当する保護観察官又は刑務官。全ての対象者には担当の OM が決まっている。

(5) プログラム修了後の処遇

Horizon, i-Horizon, Kaizen, BNM+, NMS 及び LMN の結果は、「My Journey Record」に記録される。「My Journey Record」を中心とした情報が性犯罪者処遇ユニットから OM に引き継がれ、OM により、プログラムの内容を踏まえた処遇が行われる。

プログラムの全課程を修了した後には対象者を含めた関係者によるカンファレンスが行われる。カンファレンスの中では、対象者がプログラムを通じてどの部分を成長させたか、学んだことを日々の行動にどのように取り入れているかを確認する。このカンファレンスは、プログラム修了後 6 週間以内に行うことが推奨されている。カンファレンスに参加する関係者の例としては、対象者本人、プログラムのファシリテーター、OM、その他心理士などがいる。プログラムが刑務所内で実施された場合には、保護観察官が刑務所まで出向いてカンファレンスに参加する。

また、プログラム (Kaizen, Horizon, i-Horizon, BNM+, NMS, LNM 及び HSP) を修了した者の処遇に当たっては、プログラムで習得した内容を定着させるために、New Me MOT というツールキットが用意されている。これは、セルフマネジメントの継続、プログラムにおいて検討した生活計画の確認、例えば人間関係など、特別な問題が生じたときに実施するエクササイズである「I-Packs」という 3 つのアプローチで構成されている。New Me MOT への参加は、裁判所の命令に明示されていない限り任意であるが、プログラムと一体として実施されることが想定されている。New Me MOT を用いた処遇は、刑務所と保護観察所の双方において実施されている。

(6) 刑務所と保護観察所との情報連携

ある対象者について、刑務所においてプログラムを修了した後には、上記(6)に記載のとおりカンファレンスが実施されており、ここで刑務所と保護観察所での情報共有が行われている。また、その他にも、保護観察官からの求めがあれば、プログラムの受講状況等の情報が刑務所から保護観察所に提供される。

さらに、上記(1)及び(5)に記載のとおり、プログラムの受講結果として対象者本人のコメントとプログラム実施者のコメントは「My Journey Record」に記録され、対象者本人に交付されるため、保護観察官はそこから対象者の取組を把握することができる。

(7) プログラムの効果検証

現在実施されているプログラムについては、効果検証が発表されていない。HMPPS 担当者によれば、まだ、検証を行うための十分なランダムサンプリングができていないとのことであった。

5 刑務所における性犯罪者処遇

以下、今回の調査において訪問した HMP Stafford (スタッフフォード刑務所) における処遇について記述する。

スタッフフォード刑務所はイングランド中部に所在する軽警備 (カテゴリーC) の刑務所である。定員は 751 名で訪問時は 745 名が収容されており、全員が性犯罪者とのことであった。

当刑務所では、受刑者のことを「prisoner」と呼ばず、「resident」と呼ぶ等、更生的な文化「rehabilitative culture」の醸成に努めているとのこと、受刑者も社会内と変わらない

自由な服装で、定められた日課以外は一定の区域を職員の同行なしに移動できるなど、受刑者の自由を多く認めた処遇がなされていた。

ア スタッフード刑務所における性犯罪者処遇プログラムの実施状況

プログラムの実施状況(2018年)は以下のとおりである。¹⁶

・Kaizen 12名修了

・Horizon 75名修了

・HSP 14名修了

イ プログラム修了者と担当者との座談会

訪問当日は、性犯罪者処遇プログラムの担当者(treatment manager, facilitator, psychologist)及び受刑者であるプログラムの修了者4名から性犯罪者処遇プログラムについて座談会形式で話を聞く機会を得た。

プログラムの修了者は、Kaizen 又は Horizon の修了者であったが、いずれの受刑者もプログラムに対する感想として、New Me をより深く考えることができた、自分のことを語る自信がついた等、本人の強みを伸長するというプログラムの特徴的な面について肯定的な評価を述べていた。また、自身の犯罪の内容は話すことを義務付けられてはおらず、受刑者の自由に任されているとの受刑者の発言に対して職員側もうなずいており、犯罪行為の振り返りがプログラムの中心でないことが伝わってきた。

受刑者に対して、プログラムの内容のうち何が役に立ったかと問うたところ、「Stop and Think」(上記4の(1)ア参照)を挙げており、プログラムを通じてコーピングスキルの定着が促されていることが窺えた。

6 保護観察所における性犯罪者処遇

イングランド及びウェールズ地域では、既述のとおり、NPS と CRC が保護観察を担当しているが、性犯罪者処遇については主に NPS が担当している。NPS は現在七つの管轄地域に分かれており、各地域に置かれた DSOU(Divisional Sexual Offender Unit)という部署が性犯罪者処遇プログラムの実施を担っている。7つの管轄地域には、それぞれ複数の保護観察所が置かれ、DSOU の担当者が保護観察所に出向き、性犯罪者処遇プログラムを実施する。

釈放後の保護観察対象者の場合、受刑中に性犯罪者処遇プログラムを受けている場合と受けていない場合があり、受けていない場合は、DSOU によりプログラムの実施が検討される。以下訪問した保護観察所で聴取した内容であるが、既述しているものは省略している。

(1) Midlands National Probation Service division (ミッドランド地区保護観察所)

ア ミッドランド地区保護観察所における基本情報

7つのエリアのうち、イングランド中央部に位置するエリアである。

2018年3月末現在の保護観察対象者数は、17,497人であり、英国における保護観察対象者数の約16%を占める¹⁷。

保護観察官の数は、約1,230人であり、その内訳は、SPO¹⁸が約130人、PO¹⁹が約

¹⁶ 刑務所職員から聞き取り。

¹⁷ HM Inspectorate of Probation (December 2018). *An inspection of Midlands Division*

¹⁸ SPO (Senior Probation Officer): 管理的役割を担う保護観察官。

¹⁹ PO (Probation Officer): 専門性を持った保護観察官。

600人、PSO²⁰が約500人である。

イ ミッドランド地区保護観察所における性犯罪者処遇

ミッドランド地区DSOUには、25人のファシリテーター、6人のPM、6人のケース管理者、1人の補佐員、そして1人のユニットマネージャーがいて、ファシリテーターとPMは専門性を持った保護観察官である。

性犯罪者に対するプログラムは、地区内の9か所の保護観察所において実施している。

2018年12月から2019年8月の間に、294名が性犯罪者プログラムを受講した。プログラムの種類の内訳は、289名がHorizon、5名はNMSであった。同期間にプログラムを修了した者は194名であった。

DSOU担当者によると、プログラム対象者の選定に当たっては、まずRM2000により静的リスクを査定するが、プログラムの効果を得るには集団処遇により実施する必要があることから、集団処遇に適合するかを判断する必要があり、機械的には判断できず、動的リスクも含め、対象者に関する幅広い情報を集める。

プログラムの対象として選定する過程では、動機づけのための面接を行い、プログラムの受講について対象者本人から同意を得ている。プログラムを受けることについて裁判所からの命令を受けているものの、プログラムの受講に同意せず、プログラムを受けないことはrecall（刑務所への収容）の措置につながり得るが、対象者の不同意をもって機械的にrecallがなされるのではなく、保護観察官において働きかけを続けた上で、最終的には裁判所の判断に委ねられる。

プログラム実施中に、ファシリテーター等が再犯の兆候や更なる支援の必要性を感じた場合、その情報はOMに引き継がれる。また、再犯につながる危険な兆候は、警察と情報共有することもある。このような情報共有を行うことは対象者に事前に伝えておく。

現在、英国の保護観察所においては、保護観察に係る記録を全て電子化して「Delius」というシステム上に記録しており、紙媒体による記録は、ほとんどなされていない。

(2) South West South Central National Probation Service division (サウスウエストサウスセントラル地区保護観察所)

ア サウスウエストサウスセントラル地区保護観察所における基本情報

イングランドの南西に位置するエリアである。

2017年末現在の保護観察対象者数は12,877人であり、そのおよそ4分の1が性犯罪者である²¹。

保護観察官の数は904人であり、その内訳は、POが499人、PSOが299人、SPOが106人である。

イ サウスウエストサウスセントラル地区保護観察所における性犯罪者処遇の概要

以下、同保護観察所のSexual Offences Interventions Unit (SOIU)²²という性犯罪者処遇を担当する部署の担当者から聴取した内容である；

当庁では、性犯罪者処遇プログラムのうち、Horizonとi-Horizonを実施しており、

²⁰ PSO (Probation Service Officer): 採用時には専門性を持っていない保護観察官。研修受講が十分でないうちは困難ケースを担当しない。

²¹ HM Inspectorate of Probation (November 2018). *An inspection of South West South Central Division*

²² ミッドランド地区保護観察所及びロンドン地区保護観察所におけるDSOUと同内容の組織。

NMSについては実施に向けて準備中である。

2019年4月から同年11月までの間に241名がプログラムを修了しており、その内訳は、Horizonが209人、i-Horizonが32人である。

グループは8人から10人程度で編成するが、対象者が集まってグループの編成がなされるまで、プログラム対象者はプログラムの受講を待機することになる。当庁における平均待機期間は約7か月である。

プログラムにマニュアルはあるが、対象者の個別の特性に応じて、臨機に対応していくことが求められる。

マインドフルネスを取り入れた小さなワークをセッションに取り入れている。これは、プログラムに集中するのに役立つ。

プログラムの最終的な目標は、対象者自身が適切な判断を下せるようになることであると捉えている。

プログラムの中では、自分の犯罪を一つの出来事として捉え、必要以上に恥の感情にひきずられないようにすることが大事であると考えられている。恥の感情は、自己肯定感を下げ、前に進めなくする作用をすることがある²³。

以前のプログラムでは、自分の犯罪について詳細に話をさせることで対象者が心を閉ざし、時に処遇者と対象者が対決的になることがあったが、現在のプログラムでは、自分の犯罪について具体的に話すことを求めない。

被害者に対する共感について、以前のプログラムでは、自分の事件の被害者に対して模擬で手紙を書かせることもしていたが、再犯リスクの低減に関連がないという研究もあり、現在のプログラムでは、特定の被害者に対する共感ではなく、更に広く共感性を育むための働きかけをしている。

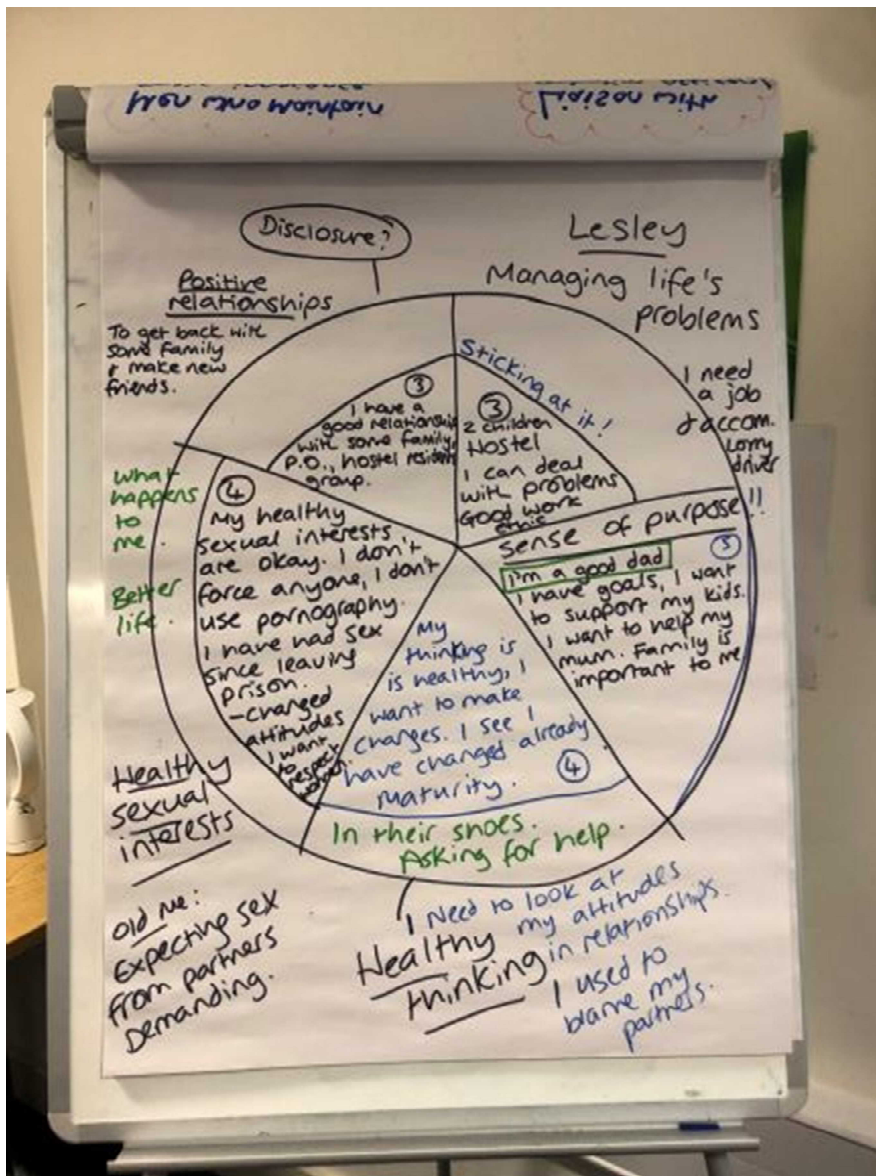
ウ Horizon のデモセッション

第2課程「前へ進む」中で、「Success Wheel」について扱う箇所のデモセッションを見学した。職員4名のうち2名が対象者役、2名がファシリテーター役となった。

ファシリテーターはSuccess Wheelの内容と目的について説明をした後、一人の対象者に対して、各領域に関する自己評価のスコア（1～5）と、そのように自己評価した理由を尋ねた。ファシリテーターは対象者の発言を聴き、開かれた質問を多用して対象者の発言を促し、対象者の発言した内容を模造紙に描かれたSuccess Wheelに追記していった（写真）。

ファシリテーターは終始支持的な姿勢で対象者とやりとりをしていた。対象者が嘘をついた場合もその場で指摘することはせず、後で対象者のOMと情報を共有し、その後の処遇の参考とすることであり、プログラムの場では対象者に対して指導的な態度をとらないことを徹底している様子であった。また、グループダイナミクスの効果を活用するという発想の下、プログラム中に対象者同士による意見交換が促されていた。

²³ Horizonでは、第1課程「グループの参加」において「恥」の感情への対処の仕方について扱う。ここでは、「恥」は自分自身を悪い、間違っていると感じることにつながる感情であり、再犯をしないために有益ではないとされている。一方、「罪悪感」は、自分自身ではなく、自分の行為について悔いることであり、再犯をしないために有効に使える感情であるとされる。



デモセッションで作成された Success Wheel

エ プログラム対象者との意見交換

保護観察所職員同席のもとで、プログラムを受講した対象者3名からプログラムに関する意見を聴取する機会を得た。3名の内訳は、Horizonの受講を修了した者、Horizonを受講中の者、i-Horizonの受講を修了した者であった。

英国内においても性犯罪者は一般の人から忌避される存在であり、社会内で自身の抱える問題について話せる場は限られているとのことであり、いずれの対象者も、プログラムについて、仲間と集まって話し合うことができる場として肯定的に捉えていた。「罰を受けると思っていたが違った」と述べる対象者もいた。例えば、仕事の面接で自分の犯罪を開示するか否かについては難しい問題であるが、そのような問題についても、プログラムの場で話し合うことができると述べていた。

オ プログラム対象者のコメント

上記エの意見交換とは別に、プログラムを受講した対象者9名が記載したコメントの提供を受けた。いずれのコメントも、プログラムを通じてグループメンバー間の相互理解が深まったことやコーピングスキルを習得できたことなどが、前向きな調子で記載さ

れていた。

(3) London National Probation Service division (ロンドン地区保護観察所)

ロンドン地区保護観察所においては、性犯罪者処遇として、プログラム等、他の保護観察所において実施している処遇のほか、独自の処遇を実施している。今回の訪問時には、同保護観察所の DSOU 担当者から、ロンドン地区において実施している独自の処遇を中心に説明を受けたため、これらについて記載する。

ア 性犯罪をした女性に対する処遇

女性の性犯罪者（金銭目的の者を除く。）を対象として、社会奉仕活動や住環境の調整、子供がいる場合には子供に対する支援等の介入を行っている。当保護観察所では、女性対象者の性犯罪の再犯率は低く、性犯罪以外の再犯に至る者が多いと分析しており、男性対象者のように性犯罪に焦点を当てたアプローチは実施していないとのことだった。

なお、担当保護観察官や DSOU による一対一の処遇が中心であり、必要に応じて Horizon で用いられる Life Map などのツールキットも活用されている。

イ The Challenge project

後述する Offender Personality Disorder pathway の具体的な施策としてハイリスクかつ重篤な人格障害を抱えている可能性のある暴力犯罪者又は性犯罪者を対象に実施している処遇であり、①集団でのプログラム（16か月）、②薬物療法²⁴、③リラプスプリベンションワークショップ（3日間）、④本人を含めた共同面接、の4つの柱から成っている。National Health Service (NHS)²⁵と協働して実施している。

①は、認知行動療法をベースとしたプログラムであるが、Horizon と異なるのは、アタッチメント理論を取り入れている点と、自分の起こした犯罪に直接焦点を当てる点である。このプログラムは、Horizon のように国により認証されたプログラムではないが、調査の結果、このプログラムを受けた人の再犯率は減っている。

②は、あくまでも任意であるが、保護観察官又は心理士が行うアセスメントに基づき、実施される。

④は、DSOU 担当者と OM、心理士が共同で対象者本人と面接を行い、動的リスクのアセスメントや犯罪から遠ざかるためのプランの作成を行うもので、処遇の期間中に6回実施される。

ウ Circles London

性犯罪をした対象者1名と複数名のボランティアが定期的なミーティングを実施する関わりであり、20年以上前にカナダで始まった活動をモデルとしている²⁶。ミーティングの内容はケースバイケースであるが、対象者の日常生活における困りごと全般を話題とし、円滑な社会復帰を促す。頻度は当初は週1回であるが、回数を重ねるごとに少しずつ減っていく。支援期間は18か月である。ボランティアになるためには、犯罪

²⁴ HMPPS 担当者によれば、薬物療法は、医療の一環として行われているものであり、性犯罪者に対する再犯防止施策という位置づけではなく、薬物療法を受けることを義務付ける法律もないとのことであった。

²⁵ National Health Service(NHS):英国の国営医療サービス事業

²⁶ 1994年にカナダで始められた「支援と責任の輪」(Circles of Support and Accountability)という市民ボランティアによる性犯罪者の監督・支援活動がモデルとなっている。

歴がないなどの要件があるほか、トレーニングセッションを受ける必要がある。現状、ボランティアは、心理学や法学専攻の学生を中心に構成されているが、ボランティアが足りていないことが課題である。

ボランティアの他にコーディネーターがいて、コーディネーターは対象者とボランティアの適性を考慮してグループを編成したり、ボランティアからの報告を受けて、保護観察所や警察と連携する役割を担っている。この処遇には、孤立している者や自信を欠いている者がフィットすると考えられており、典型的な対象者は、長期刑出所者である。参加は完全に任意であるが、現在ロンドン地区内で32名の対象者が参加している。加えて、ボランティアの不足により待機リストに入っている者が12名いる。

7 医療機関と連携した処遇 ～OPDpathway (Offender Personality Disorder pathway)

NPS と NHS が協働して実施している枠組みである。重篤な人格障害を抱えており、通常の処遇に馴染まない暴力犯罪者又は性犯罪者について、精神医学、心理学等の専門家がアセスメントから介入まで関わり対象者を処遇する。

なお、HMPPS 担当者によれば、OPDpathway の対象となる者はとても少ないが、それでも、このような枠組みがあることに意味があるとのことであった。

対象となった場合、社会内処遇においては、NPS と NHS が連携してケースワークを行うこととなり、具体例としては上記6の(3)イの Challenge Project がある。

刑務所収容される場合、英国内に15ある指定刑務所に収容され、通常の対象者に実施されるプログラムなどの処遇に加え、グループミーティングなどが実施される。刑務所収容中には、出所後に受けることになる治療や処遇に向けて対象者が準備できるようにしたり、処遇を受けている対象者をサポートしたり、処遇の成果を維持できるようにするための働きかけが行われる。また、対象者本人の同意を得て、収容中に一定期間、医療機関に移送し、医療機関においてプログラムを実施することもある。

今回の訪問調査では、NHS が運営し OPDpathway の対象者を受け入れている精神科病院である王立ベスレム病院を訪問し、精神科医である Colin Campbell 氏を始めとしたスタッフから話を聴く機会を得た。

王立ベスレム病院内には、人格障害のある暴力犯罪者及び性犯罪者の入院治療を行うため、River House と呼ばれる集中病棟が設置されている。病棟には、診療や集団処遇を実施する部屋のほか、宿泊室や食堂、ロビー、ランドリーなどの生活スペースがある。また、社会復帰の訓練を行うため、入院患者が店員役を務めるカフェテリアや料理をするためのキッチン、体育館なども設けられている。

当病院では、OPDpathway の対象者に対し、カナダで導入された Violence Reduction Programme という集団処遇を実施している。これは、認知行動療法と社会的学習理論に基づき作られた療法である。集団処遇に当たっては、対象者一人ひとりにメンターがあてがわれ、プログラムについていけるようフォローしており、メンターには心理士、精神科医、看護師、社会福祉士など、様々な職種の者になり得る。加えて、人格障害に対するアプローチも実施されている。さらに、行動に問題が認められる対象者には、別途個別にスキーマ療法や認知行動療法も実施されている。

薬物療法も実施しており、抗うつ薬の一種である SSRI は比較的安全に処方できるが、男

性ホルモンの生成を減少させる **Anti-androgen** に関しては慎重に処方している。薬物療法を受けることは、対象者の任意である。**Campbell** 氏は、薬物療法について、エビデンスが明確でないことから、継続的な調査研究が必要であるとの見解を示していた。

病院での標準的な治療期間は12か月から14か月であり、治療期間が終わった対象者は刑務所に戻る。刑務所に戻った対象者に対しては、心理士が介入を継続する。病院における治療の終了について判断する際には、対象者の行動の変化や、**Violent Risk Scale** というツールによる査定の結果、態度の変化を見てアセスメントする。ただし、病院での治療が終了することは再犯リスクがなくなったということの意味するものではない。

8 終わりに

今回の調査結果を概観すると、英国における性犯罪者に対する施策の枠組み全体については平成17年における調査時と比べて大きな変化はなかったが、性犯罪者処遇プログラムの内容については、近年の性犯罪者処遇に関する研究の発展やプログラムの効果検証の結果を踏まえて変更が加えられていた。日本におけるプログラムに取り入れるべき要素については、英国と日本の社会や文化的背景の違いや、それぞれの国において実施されたプログラムの効果検証の状況、そして、日本におけるプログラムの実践状況を踏まえた上で検討していくべきと考えられる。

また、英国においては、約30年にわたりプログラムに関する実践が積み重ねられる中で、プログラムを効果的に実施するための人材育成制度や、実施したプログラムの効果を後の処遇に生かすための組織内・組織間での連携に係る仕組みが整備されていた。この点、刑事施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な処遇を目指す我が国において、学ぶべき点が多いと思われる。

資料 2 性犯罪者処遇プログラムに係る効果検証結果

- 第 1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導
- 第 2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析
研究報告書

令和2年3月

法務省矯正局成人矯正課

法務省矯正研修所効果検証センター

目 次

1	はじめに	1
2	方法	2
3	結果	5
4	考察	25

1 はじめに

刑事施設における性犯罪再犯防止指導（以下「指導」という。）は、性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象とし、自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯をしないための具体的な方法を習得させることを目標として実施しており、これ以上被害者を生まないことを目指している。

指導に当たっては、効果的な犯罪者処遇の原則に従って実施するため、専門的な性犯罪者調査を行い、対象者の性犯罪の再犯リスクや、性犯罪につながる問題性の内容・程度（処遇によって再犯リスクの低下につながると考えられる処遇ニーズ）を判定している。その結果に基づき、対象者が受講すべき指導の密度が判断され、処遇適合性（対象者の知的能力、動機付けの度合い及び身体的・精神的問題の有無等のプログラムの受講適性）が考慮された上で、受講させるプログラム、時期等について処遇計画が立てられる。

指導の密度は、高密度、中密度及び低密度があり、1回100分のグループワークを、高密度は標準週2回9か月間、中密度は標準週2回7か月間、低密度は標準週1回4か月間実施している。また、グループワークのほか、個別に取り組む課題があり、必要に応じ、個別指導も並行して行っている。

こうした指導は、再犯抑止に関する効果が実証されている海外の性犯罪者処遇プログラムを参考にして策定され、平成18年度から導入されているものであるところ、その効果の検証については、平成24年に「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析」（以下「平成24年報告」という。）として公表した。この分析においては、指導を受講した者は受講していない者と比較して再犯率が低く、一定の効果が上がっているものと考えられた。その一方で、再犯の内容等によっては、再犯率に差はみられるが、効果について統計的に実証できなかったことなどから、逸脱した性的関心へのより効果的な介入、迷惑行為防止条例違反事犯者に対する効果的なプログラムの開発、個々の受刑者の処遇ニーズに対する介入の在り方、社会内でのフォローアップ等が課題であるとされた。

この効果検証の結果を踏まえつつ、指導の再犯抑止効果を着実に高めていくため、受講期間が十分に確保できない者を対象に中心的指導内容を実施する集中プログラムを新たに開始したほか、多様かつ複雑な受刑者個々の問題性に応じ、指導者が効果的な指導を行うことができるよう、研修の充実化、外部の専門家による助言等により、指導者育成を図るなどしてきた。

本調査報告は、このようにして充実化を図ってきた指導の効果、つまり、指導の受講は、受講者が地域社会に釈放された後の再犯の減少につながるかど

うかについて、改めて、実証的に調査・分析を行ったものである。

なお、指導の効果の検証においては、無作為比較対照実験が最善の手法であるとされているところ、改善指導の受講は受刑者に義務付けられていることや、指導が必要とされる者に受講させないことの刑事政策上・倫理上の問題から、そうした研究デザインを採用することは極めて困難であった。そのため、後述するとおり、平成 24 年報告の効果検証におけるそれよりも厳しい条件で受講群と比較対照群を設定するなど、比較する各群の同質性を可能な限り担保した上で分析を行っているものの、既述の方法論上の制約から、本分析結果の精度については一定の限界があることを付言する。

2 方法

(1) 分析対象者及びデータ

以下の手順で分析対象データ 1,768 名分を抽出した。

ア 平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に刑事施設を出入した者のうち、性犯罪者調査¹におけるリスク及びニーズ調査により、指導を受講することが必要とされた者は 2,010 名であった。このうち、上記期間中に複数回受刑している者については 1 回目の受刑に係るデータを採用し、同期間中における 2 回目以降の受刑に係るデータ (28 件) を除外したほか、データの一部にそごが認められたもの (2 件) を除外し、1,980 名のデータを抽出した。

¹ 性犯罪者調査は、下記の (1) に該当する者のうち、(2) 又は (3) に該当し、(4) の除外事由がない者に対して実施しており、性犯罪の再犯リスクに関する「リスク調査」、性犯罪につながる問題性の内容や程度に関する「ニーズ調査」、受講すべき指導の密度や受講が困難又は不相当と認められる事情の有無について判定を行い、指導の実施時期や移送計画について決定する「処遇適合性調査」からなる。

(1) 接触型の性犯罪を起こしている者

① 本件罪名が性犯罪 (強制わいせつ、強姦又は強制性交等、強盗強姦又は強盗・強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、わいせつ目的略取。いずれも未遂、致死傷、準～、集団～等を含む。) に該当する者のほか、罪名にかかわらず、本件がわいせつ目的であったことがうかがえる者 (原則として、被害者に手を触れない態様のものは除く。)、② 本件は① に該当しないが、過去に下記 (3) に該当する重大な性犯罪・性非行を起こしている者

(2) 性犯罪を繰り返している者

公的機関に係属したか否かを問わず、前記 (1) の① に該当する性犯罪を繰り返している者

(3) 重大な性犯罪を起こしている者

性犯罪被害者に 13 歳未満の者が含まれている者、性犯罪被害者を死亡させたり瀕死の重傷を負わせたりした者、大々的に報道されたような特異性や残忍性などが際立っている犯罪・性非行を起こした者

(4) 調査除外事由

女性、刑期不足、身体的特徴・精神的特徴・日本語能力・知的能力等により通常の面接調査が実施できない場合、その他調査に不適合な事情が認められる場合

イ 上記アの手続により抽出された者について、「受講群」と「比較対照群」の割当てを行った。

まず、出所までに指導を受講した1,444名を「受講群」とした。ここには、受講開始後に途中離脱した者も含めている。指導は、性犯罪者調査により受講対象とされた者に対して実施しているところ、実際上の指導の効果を評価するためには、受講対象とされた者の中から実際に生じる途中離脱者も含めて分析することが適当であるという考え方によるものであり、出席率にかかわらず除外せずに受講群とした。

一方、指導を受講せずに出所した者は536名であったが、指導の効果を検証する上では、受講群と比較対照群の同質性を可能な限り確保する必要があるため、処遇適合性調査において、次の(ア)の理由により受講不可となった者及び受講対象とされたものの受講に至らなかった次の(イ)の者212名を除外し、324名を「比較対照群」とした。

(ア) 処遇適合性調査における受講不可の理由による除外

a 精神疾患等 (25名)

精神疾患や精神疾患様の症状により、グループ指導が困難であるとされた者

b 能力上の不適合 (64名)

書字力や読字力に支障があり、指導内容の理解やワークブックの記載等に困難が生じるおそれが極めて高く、個別の対応により補助したとしても、グループ指導の受講に困難が予想されるとされた者

c 動機付け上の不適合 (61名)

自らの性行動に関する問題を全く認めず、指導を拒む態度が著しい場合、衝動性や攻撃性が非常に高い場合、利己的な要求を繰り返して処遇が困難な場合等、グループに編入すれば指導の場が機能しなくなることを予想された者

d その他 (25名)

反則行為、自殺自傷、保護室収容等を繰り返している等の理由から、グループ指導が困難とされた者

(イ) 受講対象となったものの受講に至らなかった者 (37名)

受講対象者となったが、心情が不安定である、反則行為を繰り返している、受講への動機付けが著しく低下した等のやむを得ない理由で受講させるに至らなかった者

(2) 再犯に係る情報の把握

刑事施設を出所した者のうち、直近の前刑罪名が性犯罪 ((準) 強制わい

せつ、(準)強姦又は強制性交等、強盗強姦又は強盗・強制性交等、集団強姦、監護者わいせつ及び監護者性交等、わいせつ誘拐等。いずれも未遂、致死傷を含む。)やわいせつ目的の接触型の犯罪(殺人、傷害など被害者と身体的な接触があるもの)に該当する者等であって当省矯正局が対象者として指定した者については、当省刑事局から検察官が事件処理をした再犯(交通事件のみの場合を除く。)に係る情報が提供される²ことになっており、当該情報を基に調査・分析を行った。

(3) 再犯の定義

当省刑事局から提供される情報は、事件処理の区分が「公判請求」、「略式請求」、「即決裁判請求」、「起訴猶予」、「親告罪による告訴の取消し」、「中止」、「その他」の七つに分類されているところ、本調査報告においては、このうち起訴処分に該当する「公判請求」、「略式請求」、「即決裁判請求」を再犯情報として扱った。

その上で、犯行年月日が出所後から3年以内の事件を再犯とし、次のアのとおり分類の上、予後観察期間を次のイのとおり定義して、各分析対象者の再犯状況を特定した。

ア 再犯の分類

(ア) 全再犯

出所後に検察庁において起訴の処理がなされた再犯(全罪種)のうち、犯行年月日が最も早いもの

(イ) 性犯罪再犯

出所後に検察庁において起訴の処理がなされた性犯罪³の再犯のうち、犯行年月日が最も早いもの

イ 予後観察期間

(再犯ありの場合)

該当の再犯に係る犯行年月日－出所年月日＋1

² 平成19年7月3日付け法務省矯成第4023号矯正局成人矯正課長通知「性犯罪者処遇プログラム効果検証のための追跡調査の実施について」(最終改正平成29年7月10日)に基づく情報提供

³ 性犯罪再犯を判定するに当たって、再犯の罪名を、「1:強姦」、「2:強制わいせつ」、「3:わいせつ目的」(わいせつ目的略取・誘拐)、「4:各都道府県の迷惑行為防止条例違反」、「5:その他性犯罪(児童福祉法違反や青少年保護育成条例違反等)」、「6:性犯罪以外の粗暴事犯」、「7:その他の罪名」の七つに分類(複数該当する場合は若い番号に分類)した上で、1から5をまとめて「性犯罪」とした。3(1)アにおける罪名分類についても同様である。

なお、平成29年7月に刑法が改正され「強姦罪」が「強制性交等罪」に変更となり、「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」が新設されたが、分析対象者は改正前に刑事施設に入出所した者であることから「強姦」及び「強制わいせつ」の名称を使用している。

(該当の再犯なしの場合)

一律 1,095 日 (3 年間)

(4) 分析方法

属性等の群間比較には対応のない t 検定を、再犯率のほか、罪名別及び犯罪傾向の進度別の人数並びにアセスメント項目等に該当する人数の比較には χ^2 乗検定を用いた。

指導の効果の検証に当たっては、全再犯又は性犯罪再犯の有無を状態変数、予後観察期間を生存変数、受講の有無 (受講あり=1, 受講なし=0) 及び R A T 得点⁴を共変量とした C o x の比例ハザードモデルを用いた。また、R A T 得点の予測妥当性の確認にはロジスティック回帰分析を用いた。

有意水準は 5% として分析を行った。

なお、全ての統計解析は I B M 社の統計ソフト (SPSS Statistics 23) を使用して行った。

3 結果

(1) 基礎統計

ア 受刑に係る罪名

受刑に係る罪名別の人数を表 1 に示す。

表 1
受刑に係る罪名

	受講群 (1444名)		比較対照群 (324名)		全体 (1768名)	構成比 (%)	χ^2 乗値	Cramerの v
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)				
強姦	480	33.2	73	22.5	553	31.3	186.18**	0.32
強制わいせつ	653	45.2	92	28.4	745	42.1		
わいせつ目的	3	0.2	1	0.3	4	0.2		
迷惑行為防止条例違反	81	5.6	82	25.3	163	9.2		
児童福祉法・青少年保護育成条例違反等	176	12.2	36	11.1	212	12.0		
性犯罪以外の粗暴事犯	22	1.5	9	2.8	31	1.8		
その他の罪名	29	2.0	31	9.6	60	3.4		

** $p < .01$

受講群と比較対照群における受刑に係る罪名別の人数の差は、統計的に有意であり、受講群において強姦及び強制わいせつが多く、比較対照群において迷惑行為防止条例違反及びその他の罪名が多かった。

イ 犯罪傾向の進度

⁴ R A T は Risk Assessment Tool の略であり、Static-99 (Hanson, Thornton, 2000) を参考に当省矯正局成人矯正課において開発した職員評定式のアセスメントツールである。年齢、過去の犯歴、被害者に関する項目等から構成され、性犯罪者の再犯リスクの査定を行う。R A T 得点は 0 点から 12 点までの間で評定される。

分析対象者の犯罪傾向の進捗⁵別の人数を表2に示す。

表2
犯罪傾向の進捗

	受講群(1444名)		比較対照群(324名)		χ ² 乗値	ファイ係数
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)		
A指標	932	64.5	187	57.7	5.31*	0.05
B指標	512	35.5	137	42.3		

* p<.05

受講群と比較対照群における犯罪傾向の進捗別の人数の差は、統計的に有意であり、受講群においてA指標が多かった。

ウ その他の属性等に係る基礎統計量

分析対象者の属性等に係る基礎統計量とそれらの平均値を受講群と比較対照群とで比較した結果を表3に示す。

表3
受講群と比較対照群の属性等

	受講群(1444名)		比較対照群(324名)		t 値	Cohenのd
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差		
入所度数	1.77	1.65	2.11	2.04	2.77**	0.19
在所日数	1290.43	725.76	1107.18	1369.87	2.34*	0.21
刑期(月数)	46.07	24.82	37.03	41.89	3.74**	0.31
出所時年齢	39.59	11.19	43.31	13.33	4.67**	0.32
RAT得点	3.99	2.05	4.53	1.90	4.36**	0.27
NAT得点	7.07	1.83	7.33	1.92	2.31*	0.14
能力検査値	89.44	13.43	86.89	15.84	2.67**	0.18

*p<.05 **p<.01

注)能力検査値については、データに欠損があり、受講群1440名、比較対照群318名である。

全ての項目で受講群と比較対照群に有意な差が認められた。すなわち、受講群は、比較対照群よりも、入所度数が少ないこと、刑事施設における在所日数及び刑期が長いこと、出所時年齢が低いこと、RAT得点及びNAT得点⁶が低いこと並びに能力検査値が高いことが明らかとなった。

⁵「A指標」は犯罪傾向が進んでいない者、「B指標」は犯罪傾向が進んでいる者であることを意味する。

⁶ NATはNeed Assessment Toolの略であり、SONAR(Sex Offender Need Assessment Rating)を参考にして当省矯正局成人矯正課において開発した職員評定式のアセスメントツールである。本ツールでは、変化させることはできるが、治療的介入がなければ比較的变化しないとされる安定的・動的リスク要因(性的・一般的自己統制、性暴力支持的な態度等)について、0点から12点の間で評定される。

エ 受講群の受講プログラムの内訳
 受講群のプログラム⁷別の受講人数を表4に示す。

表4
 受講群の受講プログラム

	人数	構成比(%)
高密度	350	24.2
中密度	747	51.7
低密度	192	13.3
集中プログラム	57	3.9
調整プログラム	98	6.8
合計	1444	100.0

オ 受講群の受講開始年の内訳
 受講群のプログラム受講開始年別の人数を表5に示す。

表5
 受講群の受講開始年

	高密度(350名)		中密度(747名)		低密度(192名)		集中(57名)		調整(98名)		全体 (1444名)	構成比(%)
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)		
平成18年	-	-	1	0.1	5	2.6	-	-	-	-	6	0.4
平成19年	5	1.4	7	0.9	3	1.6	-	-	-	-	15	1.0
平成20年	8	2.3	10	1.3	5	2.6	-	-	4	4.1	27	1.9
平成21年	15	4.3	32	4.3	7	3.6	-	-	6	6.1	60	4.2
平成22年	58	16.6	85	11.4	23	12.0	-	-	14	14.3	180	12.5
平成23年	82	23.4	245	32.8	56	29.2	16	28.1	25	25.5	424	29.4
平成24年	126	36.0	248	33.2	58	30.2	23	40.4	38	38.8	493	34.1
平成25年	54	15.4	110	14.7	31	16.1	13	22.8	11	11.2	219	15.2
平成26年	2	0.6	9	1.2	4	2.1	5	8.8	-	-	20	1.4

カ 受講群の受講プログラム別に見る受刑に係る罪名
 受講群における受講プログラムごとの受刑に係る罪名別の人数を表6に示す。

表6
 受講群における受講プログラムと受刑に係る罪名

	高密度(350名)			中密度(747名)			低密度(192名)			集中(57名)			調整(98名)			全体 (1444名)	プログラム内の 構成比(%)
	人数	プログラム内の 構成比(%)	受刑に係る 罪名内の 構成比(%)	人数	プログラム内の 構成比(%)	受刑に係る 罪名内の 構成比(%)	人数	プログラム内の 構成比(%)	受刑に係る 罪名内の 構成比(%)	人数	プログラム内の 構成比(%)	受刑に係る 罪名内の 構成比(%)	人数	プログラム内の 構成比(%)	受刑に係る 罪名内の 構成比(%)		
強姦	114	32.6	23.8	285	38.2	59.4	62	32.3	12.9	1	1.8	0.2	18	18.4	3.8	480	33.2
強制わいせつ	173	49.4	26.5	352	47.1	53.9	56	29.2	8.6	9	15.8	1.4	63	64.3	9.6	653	45.2
わいせつ目的	2	0.6	66.7	1	0.1	33.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	3	0.2
迷惑行為防止条例違反	30	8.6	37.0	11	1.5	13.6	0	0.0	0.0	34	59.6	42.0	6	6.1	7.4	81	5.6
児童福祉法・青少年保護育成条例違反等	16	4.6	9.1	77	10.3	43.8	73	38.0	41.5	6	10.5	3.4	4	4.1	2.3	176	12.2
性犯罪以外の粗暴事犯	9	2.6	40.9	8	1.1	36.4	0	0.0	0.0	3	5.3	13.6	2	2.0	9.1	22	1.5
その他の罪名	6	1.7	20.7	13	1.7	44.8	1	0.5	3.4	4	7.0	13.8	5	5.1	17.2	29	2.0

⁷ 指導には、1に記載した高密度、中密度、低密度の3種（これらの基本となるプログラムを合わせて「密度別プログラム」という。）と集中プログラムのほか、知的制約がある者を対象に指導内容等を調整した調整プログラムがある。

(2) 全対象者における分析

ア 再犯率

2(2)及び(3)で述べた手続により、分析対象者1,768名について再犯状況を調べたところ、全再犯のあった者は517名で再犯率は29.2%、性犯罪再犯のあった者は290名で再犯率は16.4%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表7に示す。

表7
受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(1444名)		比較対照群(324名)		χ ² 乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	394 (27.3)	1050 (72.7)	123 (38.0)	201 (62.0)	14.58**	0.091
性犯罪再犯	217 (15.0)	1227 (85.0)	73 (22.5)	251 (77.5)	10.87**	0.078

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

**p<.01

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講の有無による再犯率の差は統計的に有意であり、受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低かった。

ただし、3(1)で見たとおり、受講群と比較対照群の間に、罪名構成比や犯罪傾向の進捗、RAT得点に示される再犯リスク等、再犯率に影響し得る項目に統計的に有意な差が認められたため、両群の再犯率を単純に比較することは適当ではないと考えられた。そこで、平成24年報告と同様にカナダ矯正局(Correctional Service Canada, 2008)を参考にして、Coxの比例ハザードモデルによって再犯リスクを統制した上で受講の有無と再犯状況との関連を検討することとした。

イ 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

(ア) 統制変数に係る予備的分析

RAT得点の本調査報告のデータにおいて再犯リスクを反映していることを確認するため、予備的分析として、RAT得点を独立変数、全再犯の有無又は性犯罪再犯の有無をそれぞれ従属変数としたロジスティック回帰分析を行い、ROC⁸曲線を求め、AUC値を計算した。

⁸ RAT得点から再犯の有無を予測する場合、再犯ありを再犯ありと当てる正答率を感度、再犯なしを再犯なしと当てる正答率を特異度といい、RAT得点の値における感度を縦軸に、1-特異度を横軸にとって曲線を描いたグラフをROC曲線(Receiver-Operating-Characteristic curve)という。ROC曲線の下側の面積をAUC(Area Under Curve)といい、0から1までの

その結果, 全再犯については, AUC=0.72, 95%信頼区間 0.69-0.74, 性犯罪再犯については, AUC=0.71, 95%信頼区間 0.68-0.74 であった。全再犯, 性犯罪再犯ともにAUC値に問題はなく, RAT得点は全再犯, 性犯罪再犯のどちらとも関連しており, 予測妥当性が確認された。

(イ) 全再犯を対象とした指導の効果

分析対象者について行ったCoxの比例ハザードモデル⁹による分析結果を表8に示す。

表8
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.24	5.36*	0.79	0.64	0.96
RAT得点	0.32	222.94**	1.38	1.32	1.44

*p<.05 **p<.01, 分析対象者=1768, 全再犯事象数=517

受講の有無は統計的に有意であり, 受講群は比較対照群と比べ, ハザード比(瞬間再犯確率)¹⁰が0.79倍になることが示された。これは, 受講群は比較対照群よりも, 再犯の可能性が0.79倍に抑えられることを意味する。すなわち, 再犯リスクの違いを統制した場合, 受講群の方が比較対照群よりも出所後3年以内の再犯に至りにくいということであり, 指導の効果が確認された。

(ウ) 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

分析対象者について行ったCoxの比例ハザードモデルによる分析結果を表9に示す。

表9
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.29	4.70*	0.75	0.57	0.97
RAT得点	0.32	125.31**	1.38	1.30	1.46

*p<.05 **p<.01, 分析対象者=1768, 性犯罪再犯事象数=290

値をとり, 予測が完全であれば面積は1, ランダムであれば0.5となる。面積が広く1に近いモデルであれば予測度が高いと判断される。

⁹ Coxの比例ハザードモデルは生存分析の一手法で, ある事象が起こっていない(例えば0)に対して, ある事象が起こる(例えば1)までの時間的な要因を考慮した上で, 従属変数に影響する要因を検討するものである。独立変数が従属変数に与える影響の大きさは「ハザード比」を参照して検討する(対馬, 2008)。

¹⁰ 「ハザード」は, ここでは, ある時点まで再犯をしなかった出所者が, 次の瞬間に再犯をする確率を意味する。「ハザード比」は, 受講ありの場合と受講なしの場合のハザードの比をとったものである。

受講の有無は統計的に有意であり、受講群は比較対照群と比べ、ハザード比（瞬間再犯確率）が 0.75 倍になることが示された。これは、受講群は比較対照群よりも、再犯の可能性が 0.75 倍に抑えられることを意味する。すなわち、再犯リスクの違いを統制した場合、受講群の方が比較対照群よりも出所後 3 年以内の性犯罪再犯に至りにくいということであり、指導の効果が確認された。

(3) 受刑に係る罪名別の分析

受刑に係る罪名が「強姦」の者（以下「強姦事犯者」という。）、「強制わいせつ」の者（以下「強制わいせつ事犯者」という。）、「迷惑行為防止条例違反」の者（以下「迷惑行為防止条例違反事犯者」という。）、「児童福祉法・青少年保護育成条例違反等」の者（以下「児童福祉法違反等事犯者」という。）それぞれについて行った分析結果を以下に示す。

ア 強姦事犯者について

(ア) 再犯率

強姦事犯者は分析対象者 1,768 名中 553 名おり、うち、全再犯のあった者は 130 名で再犯率は 23.5%、性犯罪再犯のあった者は 57 名で再犯率は 10.3%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 10 に示す。

表10
強姦事犯者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(480名)		比較対照群(73名)		χ 二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	105 (21.9)	375 (78.1)	25 (34.2)	48 (65.8)	5.39*	0.10
性犯罪再犯	45 (9.4)	435 (90.6)	12 (16.4)	61 (83.6)	3.42†	0.08

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

† p<.10 *p<.05

全再犯において、受講の有無による再犯率の差は統計的に有意であり、受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低かった。また、性犯罪再犯において、受講群と比較対照群の再犯率の差に 10%水準で有意傾向が認められた。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

a 全再犯を対象とした指導の効果

Cox の比例ハザードモデルによる分析結果を表 11 に示す。

受講の有無は統計的に有意であり、受講群は比較対照群と比べ、ハザード比（瞬間再犯確率）が 0.61 倍になることが示された。これは、受講群は比較対照群よりも、再犯の可能性が 0.61 倍に抑えられるこ

とを意味する。すなわち、再犯リスクの違いを統制した場合、受講群の方が比較対照群よりも出所後 3 年以内の再犯に至りにくいということであり、指導の効果が確認された。

表11
強姦事犯者における全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.49	4.93*	0.61	0.39	0.94
RAT得点	0.32	49.10**	1.38	1.26	1.51

*p<.05 **p<.01, 分析対象者=553, 全再犯事象数=130

b 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

C o x の比例ハザードモデルによる分析結果を表 12 に示す。

表12
強姦事犯者における性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95% 信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.56	2.91 [†]	0.57	0.30	1.09
RAT得点	0.21	9.57**	1.24	1.08	1.42

[†] p<.10 **p<.01, 分析対象者=553, 性犯罪再犯事象数=57

受講の有無は統計的に有意にはならなかったが、受講群の方が比較対照群よりも再犯が抑止される方向に 10%水準で有意傾向が認められた。

イ 強制わいせつ事犯者について

(ア) 再犯率

強制わいせつ事犯者は分析対象者 1,768 名中 745 名おり、うち、全再犯のあった者は 217 名で再犯率は 29.1%、性犯罪再犯のあった者は 135 名で再犯率は 18.1%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 13 に示す。

表13
強制わいせつ事犯者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(653名)		比較対照群(92名)		χ二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	194 (29.7)	459 (70.3)	23 (25.0)	69 (75.0)	0.87	0.03
性犯罪再犯	118 (18.1)	535 (81.9)	17 (18.5)	75 (81.5)	0.009	0.003

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

a 全再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表14に示す。

表14
強制わいせつ事犯者における
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	0.16	0.51	1.17	0.76	1.80
RAT得点	0.33	95.41**	1.40	1.31	1.49

**p<.01, 分析対象者=745, 全再犯事象数=217

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

b 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表15に示す。

表15
強制わいせつ事犯者における
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.09	0.12	0.91	0.55	1.52
RAT得点	0.29	45.33**	1.34	1.23	1.45

**p<.01, 分析対象者=745, 性犯罪再犯事象数=135

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

ウ 迷惑行為防止条例違反事犯者について

(ア) 再犯率

迷惑行為防止条例違反事犯者は分析対象者1,768名中163名おり、うち、全再犯のあった者は97名で再犯率は59.5%、性犯罪再犯のあった者は75名で再犯率は46.0%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表16に示す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

表16
迷惑行為防止条例違反事犯者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(81名)		比較対照群(82名)		χ二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	51 (63.0)	30 (37.0)	46 (56.1)	36 (43.9)	0.80	0.07
性犯罪再犯	39 (48.1)	42 (51.9)	36 (43.9)	46 (56.1)	0.30	0.04

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

a 全再犯を対象とした指導の効果

C o x の比例ハザードモデルによる分析結果を表 17 に示す。

表17
迷惑行為防止条例違反事犯者における
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	0.17	0.64	1.18	0.78	1.79
RAT得点	0.09	1.14	1.09	0.93	1.28

分析対象者=163, 全再犯事象数=97

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

b 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

C o x の比例ハザードモデルによる分析結果を表 18 に示す。

表18
迷惑行為防止条例違反事犯者における
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	0.16	0.45	1.17	0.73	1.87
RAT得点	0.03	0.09	1.03	0.86	1.23

分析対象者=163, 性犯罪再犯事象数=75

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

エ 児童福祉法違反等事犯者について

(ア) 再犯率

児童福祉法違反等事犯者は分析対象者 1,768 名中 212 名おり、うち、

全再犯のあった者は28名で再犯率は13.2%、性犯罪再犯のあった者は11名で再犯率は5.2%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表19に示す。

表19
児童福祉法違反等事犯者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(176名)		比較対照群(36名)		χ二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	22 (12.5)	154 (87.5)	6 (16.7)	30 (83.3)	0.45	0.05
性犯罪再犯	8 (4.5)	168 (95.5)	3 (8.3)	33 (91.7)	0.87	0.06

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

児童福祉法違反等事犯者については、十分なサンプルサイズが確保できなかったため、Coxの比例ハザードモデルによる分析は実施しなかった。

(4) 被害者が13歳未満の者についての分析

性犯罪の被害者に13歳未満の者がいる者(以下「被害者が13歳未満の者」という。)について行った分析結果を以下に示す。

ア 再犯率

被害者が13歳未満の者は分析対象者1,768名中531名おり、うち、全再犯のあった者は153名で再犯率は28.8%、性犯罪再犯のあった者は87名で再犯率は16.4%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表20に示す。

表20
被害者が13歳未満の者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(448名)		比較対照群(83名)		χ二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	123 (27.5)	325 (72.5)	30 (36.1)	53 (63.9)	2.58	0.07
性犯罪再犯	74 (16.5)	374 (83.5)	13 (15.7)	70 (84.3)	0.04	0.01

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

イ 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

(ア) 全再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表21に示す。

表21
被害者が13歳未満の者における
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.29	2.01	0.75	0.50	1.12
RAT得点	0.31	85.65**	1.37	1.28	1.46

**p<.01, 分析対象者=531, 全再犯事象数=153

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

(イ) 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表22に示す。

表22
被害者が13歳未満の者における
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	0.14	0.23	1.16	0.64	2.09
RAT得点	0.29	41.73**	1.33	1.22	1.45

**p<.01, 分析対象者=531, 性犯罪再犯事象数=87

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

(5) 判定された指導密度別の分析

性犯罪者調査により判定された指導の密度別に行った分析結果を以下に示す。

なお、以降の分析においては、受講群は判定された指導の密度に対応する密度別プログラムを受講した者であり、集中プログラム及び調整プログラムの受講者は含まれていない。

ア 高密度判定者について

(ア) 再犯率

高密度判定を受けた者は分析対象者 1,768 名中 481 名おり、うち、全再犯のあった者は 218 名で再犯率は 45.3%、性犯罪再犯のあった者

は 127 名で再犯率は 26.4%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 23 に示す。

表23
高密度判定者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(350名)		比較対照群(131名)		χ^2 二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	156 (44.6)	194 (55.4)	62 (47.3)	69 (52.7)	0.29	0.02
性犯罪再犯	87 (24.9)	263 (75.1)	40 (30.5)	91 (69.5)	1.58	0.06

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

a 全再犯を対象とした指導の効果

Cox の比例ハザードモデルによる分析結果を表 24 に示す。

表24
高密度判定者における全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.05	0.10	0.95	0.71	1.28
RAT得点	0.24	22.63**	1.28	1.15	1.41

** p<.01, 分析対象者=481, 全再犯事象数=218

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

b 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

Cox の比例ハザードモデルによる分析結果を表 25 に示す。

表25
高密度判定者における性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.22	1.28	0.81	0.55	1.17
RATスコア	0.16	5.91*	1.18	1.03	1.34

* p<.05, 分析対象者=481, 性犯罪再犯事象数=127

受講の有無について統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

イ 中密度判定者について

(ア) 再犯率

中密度判定を受けた者は分析対象者 1,768 名中 919 名おり，うち，全再犯のあった者は 204 名で再犯率は 22.2%，性犯罪再犯のあった者は 109 名で再犯率は 11.9%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 26 に示す。

表26
中密度判定者における受講群と比較対照群の再犯状況

	受講群(747名)		比較対照群(172名)		χ ² 乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	145 (19.4)	602 (80.6)	59 (34.3)	113 (65.7)	17.95**	0.14
性犯罪再犯	77 (10.3)	670 (89.7)	32 (18.6)	140 (81.4)	9.21**	0.10

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

**p<.01

全再犯，性犯罪再犯ともに，受講の有無による再犯率の差は統計的に有意であり，受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低かった。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

a 全再犯を対象とした指導の効果

Cox の比例ハザードモデルによる分析結果を表 27 に示す。

表27
中密度判定者における全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.63	16.56**	0.53	0.39	0.72
RAT得点	0.28	18.54**	1.32	1.16	1.50

** p<.01, 分析対象者=919, 全再犯事象数=204

受講の有無は統計的に有意であり，受講群は比較対照群と比べ，ハザード比(瞬間再犯確率)が 0.53 倍になることが示された。これは，受講群は比較対照群よりも，再犯の可能性が 0.53 倍に抑えられることを意味する。すなわち，再犯リスクの違いを統制した場合，受講群の方が比較対照群よりも出所後 3 年以内の再犯に至りにくいということであり，指導の効果が確認された。

b 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

Cox の比例ハザードモデルによる分析結果を表 28 に示す。

表28
中密度判定者における性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.58	7.45**	0.56	0.37	0.85
RAT得点	0.34	14.19**	1.41	1.18	1.68

**p<.01, 分析対象者=919, 性犯罪再犯事象数=109

受講の有無は統計的に有意であり、受講群は比較対照群と比べ、ハザード比(瞬間再犯確率)が0.56倍になることが示された。これは、受講群は比較対照群よりも、再犯の可能性が0.56倍に抑えられることを意味する。すなわち、再犯リスクの違いを統制した場合、受講群の方が比較対照群よりも出所後3年以内の性犯罪再犯に至りにくいということであり、指導の効果が確認された。

ウ 低密度判定者について

(ア) 再犯率

低密度判定を受けた者は分析対象者1,768名中213名おり、うち、全再犯のあった者は10名で再犯率は4.7%、性犯罪再犯のあった者は4名で再犯率は1.9%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表29に示す。

表29
低密度判定者における受講群と比較対照群別の再犯状況

	受講群(192名)		比較対照群(21名)		χ ² 乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	8 (4.2)	184 (95.8)	2 (9.5)	19 (90.5)	1.21	0.08
性犯罪再犯	3 (1.6)	189 (98.4)	1 (4.8)	20 (95.2)	1.05	0.07

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

全再犯、性犯罪再犯ともに、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかった。

(イ) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

低密度判定者については、十分なサンプルサイズが確保できなかったため、Coxの比例ハザードモデルによる分析は実施しなかった。

(6) 高密度判定者における分析

3(5)ア及びイのとおり、判定された指導密度別の分析において、高密度判定者においては指導の効果を確認するには至らなかった一方で、中密

度判定者においては、指導の効果が認められた。そこで、その背景を探るため、高密度判定者と中密度判定者の特徴、高密度判定者の下位グループごとの指導の効果の2点について補足的に分析を行った。

ア 高密度判定者と中密度判定者の特徴

(ア) 犯罪傾向の進度別の人数

A指標とB指標別の人数を表30に示す。

表30
犯罪傾向の進度と判定密度

	高密度判定者(481名)		中密度判定者(919名)		χ二乗値	ファイ係数
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)		
A指標	160	33.3	711	77.4	261.24**	0.43
B指標	321	66.7	208	22.6		

**p<.01

判定された指導密度別における犯罪傾向の進度別の人数の差は、統計的に有意であり、高密度判定者においてB指標の者が多かった。

(イ) アセスメント項目¹¹等における比較

アセスメントに係る項目等について比較し、有意な差が認められた主なものについて、表31に示す。

表31
アセスメント項目等と判定密度

	高密度判定者(481名)		中密度判定者(919名)		χ二乗値	ファイ係数
	該当者数	構成比(%)	該当者数	構成比(%)		
14歳未満の問題行動歴あり	87	18.1	86	9.4	22.22**	0.13
少年時の非行歴あり	254	52.8	309	33.6	48.33**	0.19
過去に保護観察中の再犯あり	187	38.9	112	12.2	133.92**	0.31
過去に保護観察中の性犯罪再犯あり	136	28.3	69	7.5	108.94**	0.28
本件前1年間の職歴不安定	300	62.4	361	39.3	67.53**	0.22
符号mあり	66	13.7	43	4.7	35.96**	0.16

**p<.01

注)「14歳未満の問題行動歴」は、警察補導歴、児童相談所への係属歴のいずれかがあれば、「あり」となる。

注)「少年時の問題行動歴」は、警察補導歴、家庭裁判所係属歴、観護措置歴、少年院入院歴のいずれかがあれば、「あり」となる。なお、少年時とは14歳以上20歳未満である。

注)「本件前1年間の職歴不安定」は、本件を起こすまでの1年間の職歴について、アルバイトや日雇い労働しなかった場合、1年未満での転職(本人の責めによるもの)があった場合、及び就労能力や就労の必要性があるにもかかわらず無職であった場合が該当する。

¹¹ 分析対象者が性犯罪者調査を受けた時期には、「リスク調査」において、Static-99に加え、SORAG (Quinsey, Harris, Rice & Cormier, 1998)の一部及び MnSOST-R (Eppreson, Kaul, Hout, Goldman & Alexander, 2003)の3種の保険統計式ツールを統合し、日本の性犯罪者にも適用できるよう若干の変更を加えたリスク・アセスメント・ツールを使用していた(RAT得点の算出にはStatic-99の項目のみを用いている)。ここではSORAGの一部及びMnSOST-Rの評定項目を使用している。

高密度判定者は中密度判定者よりも、14歳未満の問題行動歴及び少年時の非行歴があった者、過去に保護観察中の再犯及び性犯罪再犯があった者、本件前1年間の職歴が不安定であった者並びに符号m¹²が付されている者が多いことが明らかになった。

(ウ) 属性等における比較

属性等に係る基礎統計量とそれらの平均値を高密度判定者と中密度判定者とで比較した結果を表32に示す。

表32
属性等と判定密度

	高密度判定者(481名)		中密度判定者(919名)		t値	Cohenの <i>d</i>
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差		
入所度数	2.74	2.18	1.33	0.96	13.51**	0.94
出所時年齢	40.69	11.91	38.65	11.05	3.12**	0.18
能力検査値	89.13	13.73	91.00	12.40	2.58*	0.15

p*<.05 *p*<.01

注)能力検査値については、データに欠損があり、高密度判定者480名、中密度判定者911名である。

いずれの項目も高密度判定者と中密度判定者の差は統計的に有意であり、高密度判定者は、中密度判定者よりも、入所度数が多いこと、出所時年齢が高いこと及び能力検査値が低いことが明らかになった。

イ 高密度判定者の下位グループごとの指導の効果

上記アのとおり、高密度判定者には、B指標の者(以下「B指標者」という。)や符号mが付されている者(以下「m指定者」という。)が多いことが明らかになったが、これらの者は、指導が特に難しい一群であると言える。犯罪傾向が進んでいる者は、そうでない者に比べ、抱えている問題が多岐にわたっていたり根深かったりすることが多く、また、精神医療上の配慮を要する者は、指導上においても何らかの配慮を要することが多いからである。そこで、これらの特に指導が難しいと考えられる群以外の者に対する高密度プログラムの指導の効果を検証するため、犯罪傾向が進んでいないA指標の者(以下「A指標者」という。)及び符号mが付されていない者(以下「m指定なしの者」という。)について分析した結果を以下に示す。

(ア) 高密度判定者における犯罪傾向の進度別の基礎統計量

a 犯罪傾向の進度別に見た受刑に係る罪名別人数

¹² 符号「m」は、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者であることを意味する。

高密度判定者における犯罪傾向の進度ごとの受刑に係る罪名別の人数を表 33 に示す。

表33
高密度判定者における受刑に係る罪名と犯罪傾向の進度

	A指標者(160名)		B指標者(321名)		全体 (481名)	構成比(%)
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)		
強姦	42	26.3	93	29.0	135	28.1
強制わいせつ	75	46.9	121	37.7	196	40.7
わいせつ目的	1	0.6	2	0.6	3	0.6
迷惑行為防止条例違反	29	18.1	59	18.4	88	18.3
児童福祉法・青少年保護育成条例違反等	7	4.4	18	5.6	25	5.2
性犯罪以外の粗暴事犯	2	1.3	11	3.4	13	2.7
その他の罪名	4	2.5	17	5.3	21	4.4

b 犯罪傾向の進度別に見た属性等に係る基礎統計量

属性等に係る基礎総計量について、A指標者とB指標者の間で比較した結果を表 34 に示す。

表34
高密度判定者における属性等と犯罪傾向の進度

	A指標者(160名)		B指標者(321名)		t 値	Cohenのd
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差		
入所度数	1.01	0.11	3.61	2.21	20.96**	1.43
在所日数	1109.03	770.07	1333.35	1016.82	2.70**	0.24
刑期(月数)	40.22	26.80	45.19	33.98	1.75 [†]	0.16
出所時年齢	35.29	10.17	43.39	11.82	7.79**	0.72
RAT得点	5.74	1.25	6.33	1.30	4.75**	0.46
NAT得点	8.16	1.52	8.48	1.56	2.18*	0.21
能力検査値	89.80	12.74	88.79	14.21	0.76	0.07

注)能力検査値については、データに欠損があり、B指標者320名である。 † p<.10 *p<.05 **p<.01

能力検査値及び刑期(月数)を除く各項目で、A指標者とB指標者の差は統計的に有意であり、B指標者は、A指標者よりも、入所度数が多いこと、在所日数が長いこと、出所時年齢が高いこと並びにRAT得点及びNAT得点が高いことが明らかになった。

c 高密度判定者のうちA指標者について

(a) 再犯率

高密度判定者のA指標者160名のうち、全再犯のあった者は56名で再犯率は35.0%、性犯罪再犯のあった者は31名で再犯率は19.4%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 35 に示す。

表35
高密度判定者(A指標者)の再犯状況

	受講群(117名)		比較対照群(43名)		χ ² 二乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	36 (30.8)	81 (69.2)	20 (46.5)	23 (53.5)	3.43 [†]	0.15
性犯罪再犯	17 (14.5)	100 (85.5)	14 (32.6)	29 (67.4)	6.54*	0.20

注)()内は各群に占める構成比を表す。

† p<.10 *p<.05

全再犯において、受講群と比較対照群の再犯率の差に10%水準で有意傾向が認められた。性犯罪再犯において、受講の有無による再犯率の差は統計的に有意であり、受講群の方が比較対照群よりも再犯率が低かった。

(b) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

i 全再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表36に示す。

表36
高密度判定者(A指標者)に係る
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.40	2.01	0.67	0.39	1.16
RAT得点	0.34	9.32**	1.40	1.13	1.74

**p<.01, 分析対象者=160, 全再犯事象数=56

受講の有無は統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

ii 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

Coxの比例ハザードモデルによる分析結果を表37に示す。

表37
高密度判定者(A指標者)に係る
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.85	5.50*	0.43	0.21	0.87
RAT得点	0.27	3.44 [†]	1.31	0.98	1.74

† p<.10 *p<.05, 分析対象者=160, 性犯罪再犯事象数=31

受講の有無は統計的に有意であり、受講群は比較対照群と比

べ、ハザード比（瞬間再犯確率）が 0.43 倍になることが示された。これは、受講群は比較対照群よりも、再犯の可能性が 0.43 倍に抑えられることを意味する。すなわち、再犯リスクの違いを統制した場合、受講群の方が比較対照群よりも出所後 3 年以内の性犯罪再犯に至りにくいということであり、指導の効果が確認された。

(c) 受講群の指導前と指導後における NAT 得点の変化

前項のとおり、高密度判定者のうち A 指標者について、性犯罪再犯を対象とした指導の効果が確認された。ただし、分析対象者数が少なく、指導の効果について、この分析結果のみで解釈することは妥当ではないと考えられたことから、動的リスクの程度を表す NAT 得点の受講前後の変化について分析を行うこととした。結果を表 38 に示す。

なお、分析には、受講群 117 名のうち受講後の NAT 得点が欠損している 2 名を除く 115 名のデータを使用した。

表38
高密度判定者(A指標者)の受講前後のNAT得点

受講前		受講後		t値	Cohenのd
平均値	標準偏差	平均値	標準偏差		
8.26	1.49	5.96	1.94	11.59**	1.33

**p<.01, 分析対象者=115

高密度判定者のうち A 指標者について、NAT 得点は受講前よりも受講後に有意に低下していた。

(イ) 高密度判定者における符号 m に係る分析

a 犯罪傾向の進捗別の m 指定者の人数

高密度判定者における犯罪傾向の進捗ごとの m 指定者の人数を表 39 に示す。

表39
高密度判定者におけるm指定者と犯罪傾向の進捗

	A指標(160名)		B指標(321名)		全体 (481名)	構成比(%)
	人数	構成比	人数	構成比		
m指定者	20	12.5	46	14.3	66	13.7
m指定なしの者	140	87.5	275	85.7	415	86.3

b 高密度判定のうち m 指定なしの者について

(a) 再犯率

高密度判定者におけるm指定なしの者 415 名のうち、全再犯のあった者は 182 名で再犯率 43.9%，性犯罪再犯のあった者は 106 名で再犯率 25.5%であった。

受講群と比較対照群別の再犯率を表 40 に示す。

表40
高密度判定者(m指定なしの者)の再犯状況

	受講群(312名)		比較対照群(103名)		χ ² 乗値	ファイ係数
	あり	なし	あり	なし		
全再犯	133 (42.6)	179 (57.4)	49 (47.6)	54 (52.4)	0.77	0.04
性犯罪再犯	73 (23.4)	239 (76.6)	33 (32.0)	70 (68.0)	3.04 [†]	0.09

注) ()内は各群に占める構成比を表す。

† p<.10

全再犯においては、受講群と比較対照群の再犯率に有意な差は見られなかったが、性犯罪再犯において、受講群と比較対照群の再犯率の差に 10%水準で有意傾向が見られた。

(b) 再犯リスクを統制した指導の効果の検証

i 全再犯を対象とした指導の効果

C o x の比例ハザードモデルによる分析結果を表 41 に示す。

表41
高密度判定者(m指定なしの者)に係る
全再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	0.12	0.48	0.89	0.64	1.24
RAT得点	0.25	19.81**	1.29	1.15	1.44

**p<.01, 分析対象者=415, 全再犯事象数=182

受講の有無は統計的に有意ではなく、指導の効果を確認するには至らなかった。

ii 性犯罪再犯を対象とした指導の効果

C o x の比例ハザードモデルによる分析結果を表 42 に示す。

表42
高密度判定者(m指定なしの者)に係る
性犯罪再犯に関するCoxの比例ハザードモデルによる回帰分析結果

共変量	係数	Wald値	ハザード比	ハザード比の 95%信頼区間	
				下限	上限
受講の有無	-0.35	2.74 [†]	0.71	0.47	1.07
RAT得点	0.18	6.09*	1.20	1.04	1.39

† p<.10 *p<.05, 分析対象者=415, 性犯罪再犯事象数=106

受講の有無は統計的に有意にはならなかったが、受講群の方が比較対照群よりも再犯が抑止される方向に 10%水準で有意傾向が認められた。

4 考察

(1) 平成 24 年報告と本調査報告における相違点

既述のとおり、性犯罪再犯防止指導に係る効果検証は、平成 24 年報告において報告しているところである。しかし、平成 24 年報告と本調査報告は、受講の有無と再犯との関連について調査し、指導の効果を検証するという目的は同様であるが、以下のとおり分析対象者の設定、再犯の定義及び追跡調査期間に関しては異なる部分がある。

ア 分析対象者の設定方法

平成 24 年報告における「受講群」は、性犯罪者調査により指導の対象とされ、指導への出席率が 90%以上の者であり、「非受講群」は、指導開始以前に刑が確定した者については、スクリーニングや性犯罪者調査を受けたが受講しなかった者、指導開始後に刑が確定した者については、理由を問わず性犯罪者調査により受講対象ではないとされた者及び指導への出席率が 90%未満の者である。

本調査報告においては、「受講群」の設定に当たって指導への出席率は考慮せず、途中離脱者を受講群に含めている。また、「非受講群」ではなく、受講群との同質性が担保されるよう、精神疾患等や能力上・動機付け上の不適合により受講不可となった者等を除外し、「比較対照群」を設定している。

イ 再犯の定義

平成 24 年報告では、再犯を「検察庁によって事件処理される事象」とし、当省刑事局から提供を受けた情報について「起訴猶予」等七つの処理区分全てを再犯情報として扱っている。そのうち、犯行年月日が最も早い事件を一つ取り上げ、その事件を「全再犯」としている。「性犯罪再犯」については、「全再犯」のうち、罪名が性犯罪（罪名分類の基準については本調査報告と同様）であるものを取り上げ、「性犯罪再犯」としている。

本調査報告では、「検察庁において起訴の処理がなされた事件」のうち、罪種を問わず犯行年月日が最も早いものを「全再犯」とし、犯行年月日が最も早い性犯罪を「性犯罪再犯」としている。

ウ 追跡調査期間

平成 24 年報告では、出所日から観測終了日までを最大 3 年間とし、3

年間の観測期間を確保できない対象者については、出所から 3 年後の時点での再犯率について統計手法を用いた推定値（推定再犯率）を算出している。

本調査報告では、分析対象者全員を出所から 3 年間観察しており、再犯者の割合をもって再犯率を算出している。

平成 24 年報告と本調査報告における相違点は以上のとおりであり、以下、本調査報告と平成 24 年報告の結果を比較する際には、これらの違いについて留意する必要がある。

（２）本調査報告における指導の効果

ア 全体における指導の効果について

全対象者における分析の結果、全再犯及び性犯罪再犯の双方について指導の再犯抑止効果が確認された。指導は、受講者が性犯罪を再び犯すおそれを低減させることを目的としているところ、狙いにそった指導が実践できていることを示している。

この結果は、Hanson et al（2009）による RNR 原則¹³に則った刑務所内性犯罪者用プログラムに関するメタ分析において、性犯罪の再犯と一般の再犯いずれにおいても、受講群の方が非受講群よりも再犯率が低いと報告されていることと同様である。性犯罪再犯の抑止だけでなく、全再犯の抑止にも効果が認められた理由としては、指導の基盤となっている認知行動療法やリラプス・プリベンション技法は、性犯罪者だけでなく、一般的に犯罪者の処遇に用いられているものであることや、指導の根底には、自身の問題性を認識し、自らの行動を統制（自己管理）できるようになることを目指すという考え方が含まれていること（高橋，2006）などが影響したとみられる。

イ 受刑に係る事案の種類別に見た指導の効果について

分析対象者全体の 31.3%を占める強姦事犯者について、指導による再犯抑止効果が認められた。一方、強制わいせつ事犯者、迷惑行為防止条例違反事犯者、被害者が 13 歳未満の者には、指導による再犯抑止効果について統計的な裏付けは得られなかった。

強姦事犯者に関しては、平成 24 年報告においても指導による再犯抑止効果について有意傾向が確認されており、同事犯者に対する安定的な効

¹³ リスク原則，ニーズ原則，レスポンスビリティ原則からなり、再犯防止に寄与する処遇を行うためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。1にある「効果的な犯罪者処遇の原則」もこれを指している。

果が示されたといえる。

迷惑行為防止条例違反事犯者については、平成 24 年報告と同様に指導の効果について統計的な裏付けを得られなかった。同事犯者の大半が「痴漢」であることは平成 24 年報告でも指摘されているが、平成 27 年版犯罪白書¹⁴において、「痴漢型」に類型化された性犯罪者は、他の類型の性犯罪者と比べて再犯率が最も高く、複数の刑事処分を受けているにもかかわらず、痴漢行為を繰り返していることが多いと報告されている。また、遊間義一ほか（2017）は、本調査報告とは異なる時期（平成 20 年 7 月から平成 21 年 12 月まで）の出所受刑者群の追跡調査に関する研究において、痴漢を主とする条例違反で受刑した者に対して、性犯罪再犯防止指導の再犯抑止効果が認められない旨を示し、痴漢についてはプログラムの修正を考慮することを提言している。

なお、同事犯者には刑期が短い者が多く、集中プログラム受講者が 59.6%と最多で、次いで高密度プログラム受講者が 37%であった。集中プログラムは、平成 21 年に「速習プログラム」として試行が開始され、平成 24 年に「集中プログラム」として新たに試行が始まり、試行状況を踏まえた精査・検討を得て、平成 27 年 3 月から現在の集中プログラムとして本格実施となっている。結果の解釈に当たっては、本調査報告における分析対象者の受講時期がプログラムの移行期で発展の途上にあつたことを考慮する必要がある。また、集中プログラムについては、本調査報告において比較対照群が設定できていないこともあり、効果検証については、検証方法も含め、今後の課題である。

強制わいせつ事犯者に対する指導の効果について統計的な裏付けを得られなかった背景の一つとしては、同事犯者にも、犯罪態様が痴漢の者が多く含まれていた可能性の影響が考えられる。

被害者が 13 歳未満の者については、事案が特定の罪種に限らないことから、指導の効果に関する分析結果の背景を明らかにすることは難しいが、犯罪態様を考慮した指導の充実が、ひいては、被害者が 13 歳未満の者に対する指導の充実にもつながるものと期待される。

ウ 密度別に見た指導の効果について

本調査報告において、平成 24 年報告では確認できなかった中密度判定者における指導の効果が認められた背景には、平成 21 年以降、密度別プ

¹⁴ 平成 27 年版犯罪白書 第 6 編性犯罪者の実態と再犯防止 第 4 章特別調査 P. 315

プログラムの教材類等の改訂，執務参考資料の整備，準備プログラム¹⁵の策定等が進められたことがあると推察される。とりわけ中密度プログラムにおいては，指導内容が統一されたほか，開講数が最も多いプログラムであることもあって指導者の指導技術の向上が促され，どの施設においても一定レベルの指導が安定して提供されるようになったことが影響したと考えられる。

一方，高密度判定者全体における指導の効果について統計的な裏付けが得られなかったことに関し，受講者の特徴及びプログラムの構造という2点から整理し考察する。

(ア) 受講者の特徴

高密度判定者は，再犯リスクの高い群であるとともに，早期から問題行動が顕在化している者，就労状況が不安定である者，犯罪傾向の進んでいる者，精神医療上の配慮を要する者が多く，中密度判定者よりも，各々が抱える問題が複雑に折り重なっている群であるといえる。

高密度判定者の中でも，犯罪傾向が進んでいない者については，指導による性犯罪再犯の抑止効果が確認され，精神医療上の配慮を特に要しない者についても，性犯罪再犯を抑止する方向に有意傾向が認められた。このことから，高密度判定者の中にも，指導の効果が上がっているグループが存在することが明らかになった。

(イ) プログラムの構造

現行の高密度プログラム策定に当たって参考にされた当時のカナダの連邦刑務所における高リスクの者に対する性犯罪者処遇プログラムの概要は，「毎日セッションが提供され，週最低15時間のグループワークが行われる。期間は，通常8から9か月（約500時間）」¹⁶となっている。

また，Bourgon & Armstrong (2005) は，受刑者のリスク及びニーズ並びにプログラム（トリートメント）実施時間（期間）と，再犯率との関連について分析し，リスクに応じたプログラムは再犯率の低下に効果的であること，その効果にプログラムの実施時間が影響を及ぼしていること，リスクが高い者には200時間から300時間のトリートメン

¹⁵ 受講対象者の動機付けの向上等を図るため，密度別プログラム（中密度又は高密度）や調整プログラムを受講する直前に実施するプログラム

¹⁶ 性犯罪者処遇プログラム研究会報告書(2006) 資料1 海外視察報告 第3カナダ P.52

性犯罪者処遇プログラム研究会は，性犯罪者処遇の充実のため，平成17年4月に当省矯正局と保護局合同で立ち上げられた。

トが必要であることを示唆している。

これらと比較すると、1回100分、週2回9か月を標準としている現行の高密度プログラムは、1週間当たりの指導時間数や指導時間総数が大幅に少ないことが指摘できる。

(3) まとめ

全対象者、中密度判定者及び強姦事犯者において、全再犯及び性犯罪再犯について指導の効果が確認された。これは、指導が開始されて以降、効果的な指導の実施に向け、プログラムの充実化や指導者育成といった取組を積み重ねたことにより、指導レベル全体が底上げされ、成果として現れたものと考えられる。

高密度判定者については、全体では指導の効果について統計的な裏付けが得られなかったが、犯罪傾向が進んでいない者や精神医療上の配慮を特に必要としない者については、指導の効果が認められた(統計的に有意傾向のものを含む)。高密度判定者は、そもそも再犯リスクが高く、問題性も深い複雑な一群であるところ、指導の効果が上がっているグループが存在する一方で、リスクや問題性が特に大きい者については、指導時間数という量的な面で不十分である可能性があり、プログラムの充実化に当たっては、その点も考慮する必要があると考えられる。加えて、高密度判定者に対しては、就労状況の安定など指導以外にも複合的な手当が必要であることも示唆される。

また、罪名別に見た場合、強制わいせつ及び迷惑行為防止条例違反等事犯者に対する指導の効果について統計的な裏付けが得られなかったことから、これらの者に対する指導の在り方について検討が必要である。

引用文献

- Correctional Service of Canada (2008) Assessing the Effectiveness of the National Sexual Offender Program. *Research Reports*. 2008N°R183
- 対馬栄輝 (2008) SPSS で学ぶ医療系多変量データ解析 東京図書株式会社
- Guy Bourgon and Barbara Armstrong (2005) Transferring the Principles of Effective Treatment into a “Real World” Prison setting. *Criminal Justice and Behavior* 32, 3-25
- R. Karl Hanson, Guy Bourgon, Leslie Helmus and Shannon Hodgson (2009) The Principles of Effective Correctional Treatment Also Apply To Sexual Offenders : A Meta-Analysis. *Criminal Justice and Behavior* 36, 865-891
- 高橋 哲 (2006) カナダにおける性犯罪者受刑者の査定と処遇(後) 刑政 117 巻 6 号
- 遊間 義一 (2017) 日本の男子性犯罪受刑者に対する性犯罪防止プログラムの再犯抑止効果 科学研究費助成事業 研究成果報告書

謝 辞

本調査報告をまとめるに際し、矯正研修所効果検証センターのアドバイザーである国際基督教大学の金澤雄一郎教授、兵庫教育大学の遊間義一教授、法政大学の服部環教授、東京大学の岡田謙介准教授に多くの御指導と御助言をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析 (令和 2 年 3 月版)

1 目的

保護観察においては、強制的性交、強制わいせつ等の性犯罪及び性的動機に基づく犯罪をした者に対して、重度の知的障害がある等の除外事由に該当する者を除き、すべて、特別遵守事項により義務付けて性犯罪者処遇プログラムを実施しているほか、実施を義務づけられなかった場合であっても、生活行動指針又は任意により同プログラムを実施することがある。その結果、平成 26 年から平成 30 年においては、保護観察を開始した性犯罪類型の男性の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、76.6%に対して同プログラムを実施している。

同プログラムの効果を検証するためには、等質性を確保した受講群と非受講群の統計的な比較を行う必要があるが、保護観察対象者については、上記の理由から等質性を確保した受講群と非受講群の設定が困難である。このような限界はあるものの、同プログラムの再犯抑止効果を把握する手がかりとするため、同プログラム受講の有無が保護観察開始後の再犯を予測する変数として含まれるかどうかを検証することとした。

2 対象

平成 26 年に保護観察を開始した男性の性犯罪類型の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者 1,198 名を対象とし、このうち、性犯罪者処遇プログラムのコア・プログラムを受講した者を受講群¹とし、コア・プログラムを受講しなかった者を非受講群とした。受講群・非受講群それぞれの保護観察の号種別人数は表 1 のとおりであり、罪種別人数は表 2 のとおりである。

また、非受講群のコア・プログラム除外事由は表 3 のとおりである。

¹ 受講群には、受講開始後に途中離脱した者（19 名）が含まれている。離脱による影響の過大評価を避けるためであり、途中離脱した者も除外せずに、受講群とした。

表 1 号種別人数

	受講群	非受講群	全体
仮 釈 放 者	582	251	833
保護観察付執行猶予者	319	46	365
全 体	901	297	1,198

表 2 罪種別²人数

	受講群	非受講群	全体
単 独 強 制 性 交	177	30	207
集 団 強 制 性 交	39	7	46
わ い せ つ	327	106	433
小 児 わ い せ つ	100	21	121
小 児 強 制 性 交	13	3	16
そ の 他	245	130	375
全 体	901	297	1,198

表 3 号種別・非受講群の除外事由

	重度の精神障害又は知的障害	日本語を解さない	保護観察期間3月未満	その他 ³	非受講群全体
仮 釈 放 者	5	0	226	20	251
保護観察付執行猶予者	7	0	0	39	46
非 受 講 群 全 体	12	0	226	59	297

- ² ・単独強制性交：被害者に13歳未満の者を含まず，罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含む単独犯行の者
 ・集団強制性交：被害者に13歳未満の者を含まず，罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含み，共犯による犯行がある者
 ・わいせつ：被害者に13歳未満の者を含まず，罪名が強制わいせつ（条例違反等を含む）のみである単独犯行の者
 ・小児わいせつ：被害者に13歳未満の者を含み，罪名が強制わいせつ（条例違反等を含む）のみである単独犯行の者
 ・小児強制性交：被害者に13歳未満の者を含み，罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含む者
 ・その他：上記以外の者

- ³ 重度の傷害や疾病，退去強制事由に該当，など

3 方法

上記2の対象について、平成31年3月末日までの再犯の有無を調査した。再犯の有無は、再犯事件により保護観察付執行猶予の判決を受けたこと又は刑事施設に収容されたことにより保護観察所において受理した事件の有無とした。

再犯リスクの高低を統制するため、プログラムの受講の有無に加えて、再犯リスクのアセスメントツール（RAT）⁴の得点を変数とした。この得点については、性犯罪の保護観察対象者の再犯予測力が検証されている⁵。

4 結果

プログラム受講群と非受講群の性犯罪の再犯⁶に至るまでの期間について生存曲線（図1）を作成し⁷、その再犯率の差について検定⁸を行った結果、受講群のほうが非受講群より有意に再犯率が低かった（表4）。次に、プログラム受講の有無とRAT得点を変数として分析⁹を行った結果、プログラムを受講していないこととRAT得点が高いことが性犯罪の再犯を予測していた¹⁰（表5）。したがって、再犯リスクの高低を統制しても、受講群の方が非受講群よりも再犯に至る者が少ないと言え、プログラムの効果が示唆された。

なお、性犯罪を含むすべての再犯については、解析の前提となる条件を満

⁴ RATは、Risk Assessment Toolの略であり、本件の犯罪内容や前歴の犯罪内容、反復性等、処遇の実施によって変化しない事項について得点化し、性犯罪者の再犯リスクを算出する保険統計的なツールである。Static-99(Hanson,Thornton,2000)を参考にしている。

⁵ 勝田聡・羽間京子、2013 保護観察所における性犯罪者処遇のあり方について 「犯罪と非行」176号215頁～227頁

⁶ 性犯罪の再犯とは、全ての再犯のうち、罪名が性犯罪及びその他の罪に当たる事実であってその動機・原因が性的欲求に基づくものとした。再犯の日は、便宜的に判決の言渡しの日とした。

⁷ 再犯（性犯罪以外の再犯を含む）がある場合には、保護観察開始日から再犯の日まで、再犯がない場合には、保護観察開始日から平成31年3月末日までを観測期間とした。（最長1909日）

⁸ 2群の再犯までの期間に差があるかを検定するログランク検定の手法によって行った。

⁹ 再犯が発生するまでの時間を複数の説明変数に基づいて予測するCOX回帰分析によって行った。

¹⁰ 分析に当たって必要とされる比例ハザード性が満たされていることを確認した。

たしていなかった¹¹ため、検証は行わなかった。

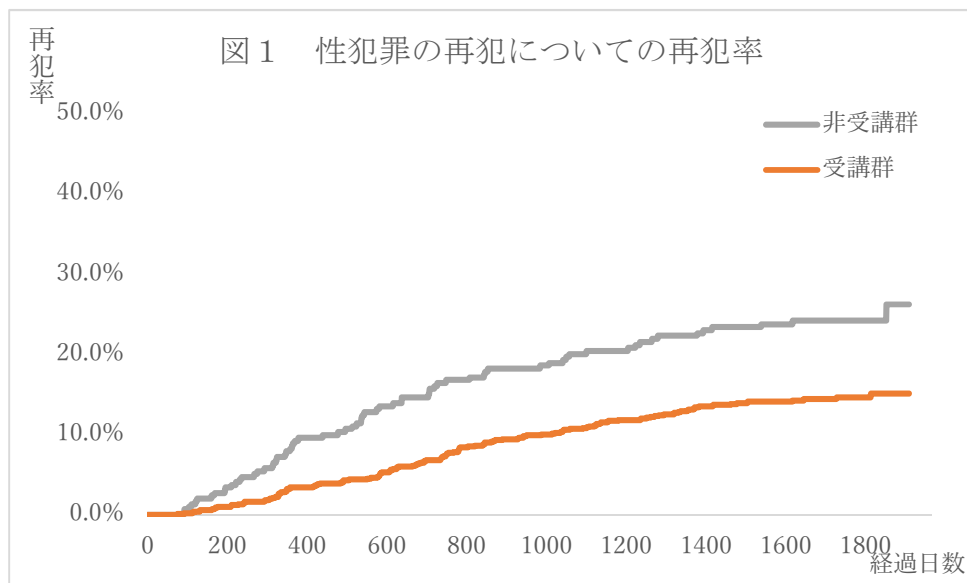


表4 性犯罪の再犯についての観測期間最終日の再犯率

人数	再犯率		χ^2 値	p 値
	受講群	非受講群		
1,198	15.1%	26.2%	17.11	.00004***

*** $p < .001$

表5 性犯罪の再犯の予測に寄与する要因

	多変量解析		
	ハザード比	(95%CI)	p 値
プログラム受講の有無	1.485	(1.101-2.004)	.009**
RAT 得点	1.442	(1.346-1.545)	.001***

** $p < .01$, *** $p < .001$

¹¹ 比例ハザード性の仮定を満たしていなかった。